

平成31年 朝日村議会

3 月 定 例 会 会 議 録

平成31年 3月5日 開会

平成31年 3月20日 閉会

朝 日 村 議 会

平成三十一年 朝日村議会 三月定例会会議録

朝 日 村 議 会

平成三十一年 朝日村議会 三月定例会会議録

朝 日 村 議 会

平成31年朝日村議会3月定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月5日)

○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○請願・陳情の報告	6
○議案第1号から議案第26号までの上程	6
○議案提案説明	7
○議案内容説明	19
○散 会	20
○署名議員	21

第 2 号 (3月18日)

○議事日程	23
○出席議員	23
○欠席議員	23
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	23
○事務局職員出席者	24
○開 議	25

○議事日程の報告	2 5
○会議録署名議員の指名	2 5
○諸般の報告	2 5
○日程の追加	2 6
○議員辞職願の取り扱いについて	2 6
○議会運営委員会委員の選任について	2 7
○日程の追加	2 8
○議案訂正請求書（議案第9号）及び議案訂正請求書（議案第15号）の上程	2 8
○議案提案説明	2 8
○議案訂正請求書（議案第9号）及び議案訂正請求書（議案第15号）の質疑、 討論、採決	2 9
○一般質問	3 1
塩原智恵美君	3 1
林邦宏君	4 7
高橋廣美君	6 0
上條俊策君	6 7
齊藤勝則君	7 9
上條昭三君	9 5
北村直樹君	1 0 2
○散会	1 1 2
○署名議員	1 1 3

第 3 号（3月20日）

○議事日程	1 1 5
○出席議員	1 1 5
○欠席議員	1 1 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 6
○事務局職員出席者	1 1 6
○開議	1 1 7
○議事日程の報告	1 1 7

○会議録署名議員の指名	1 1 7
○諸般の報告	1 1 7
○常任委員長の報告	1 1 8
○常任委員長報告の質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第 1 号から議案第 2 2 号までの質疑、討論、採決	1 2 0
○追加議案 議案第 2 3 号及び発議第 1 号から発議第 3 号までの上程	1 3 0
○議案提案説明	1 3 0
○議案内容説明	1 3 1
○議案第 2 3 号及び発議第 1 号から発議第 3 号までの質疑、討論、採決	1 3 1
○閉会中の継続調査の申し出について	1 3 3
○退職者挨拶	1 3 4
○村長挨拶	1 3 6
○閉 会	1 3 8
○署名議員	1 3 9

平成31年朝日村告示第4号

平成31年朝日村議会3月定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月26日

朝日村長 中 村 武 雄

1 期 日 平成31年3月5日

2 場 所 朝日村役場

○応招・不応招議員

応招議員（9名）

1番	高橋廣美君	3番	上條俊策君
5番	齊藤勝則君	6番	上條昭三君
7番	北村直樹君	8番	小林弘幸君
9番	塩原智恵美君	10番	林邦宏君
11番	清沢正毅君		

不応招議員（なし）

平成31年朝日村議会3月定例会 第1日

議事日程(第1号)

平成31年3月5日(火) 午前9時開会

開 会

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 (1) 会期の決定

(2) 審議日程表

第 3 諸般の報告

第 4 請願・陳情の報告

(付議事件)

第 5 議案第 1号 朝日村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

第 6 議案第 2号 朝日村下水道事業の設置等に関する条例の制定について

第 7 議案第 3号 朝日村村営水道条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 4号 朝日村下水道条例の一部を改正する条例について

第 9 議案第 5号 朝日村国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止について

第10 議案第 6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

第11 議案第 7号 村道路線の認定について

第12 議案第 8号 ゲストハウスの指定管理者の指定について

第13 議案第 9号 平成30年度朝日村一般会計補正予算(第5号)について

第14 議案第10号 平成30年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

第15 議案第11号 平成30年度朝日村介護保険特別会計補正予算(第4号)について

第16 議案第12号 平成30年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

第17 議案第13号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計補正予算(第4号)について

第18 議案第14号 平成30年度朝日村下水道特別会計補正予算(第4号)について

第19 議案第15号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第3号)

について

- 第20 議案第16号 平成31年度朝日村一般会計予算について
第21 議案第17号 平成31年度朝日村国民健康保険特別会計予算について
第22 議案第18号 平成31年度朝日村介護保険特別会計予算について
第23 議案第19号 平成31年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算について
第24 議案第20号 平成31年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算について
第25 議案第21号 平成31年度朝日村簡易水道事業会計予算について
第26 議案第22号 平成31年度朝日村下水道事業会計予算について
第27 議案提案説明
第28 議案内容説明
-

出席議員（9名）

1番	高橋 廣美 君	3番	上條 俊策 君
5番	齊藤 勝則 君	6番	上條 昭三 君
7番	北村 直樹 君	8番	小林 弘幸 君
9番	塩原 智恵美 君	10番	林 邦宏 君
11番	清沢 正毅 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	中村 武雄 君	教 育 長	二茅 芳郎 君
会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	上條 文枝 君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原 貞子 君	建設環境課長	塩原 康視 君
産業振興課長	上條 靖尚 君	会 計 課 長	林 さとみ 君
教 育 次 長	清沢 光寿 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山 義教 君

開会 午前 9時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成31年朝日村議会3月定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

9番 塩原智恵美 議員

10番 林邦宏 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（清沢正毅君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月20日までの16日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日までの16日間と決定いたしました。

次に審議日程は別紙のとおり行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、審議日程は別紙のとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会の説明員は、村長、教育長、各課長、課長補佐、副主幹、係長であります。

入札結果調書及び例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎請願・陳情の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第4、本日までに受理した請願・陳情はお手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

◎議案第1号から議案第22号までの上程

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第1号から日程第26、議案第22号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第27、ただいま提出されました議案の提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 本日ここに、平成31年朝日村議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいでご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、本年は我が国固有の文化であります年号が変更となり、来月の4月をもって、天平けく地成るの意もある平成年号が終了となります。この時期に当村は村長、村議会議員の選挙を控えておりまして、私は多くの方々から要望、期待をいただきましたが、今期をもって退任することといたしました。

そこで、今定例会は、村民の皆さんから負託をいただきました最終議会となりますことから、これまで3期10年にわたり取り組んでまいりました村政運営につきまして、総括を含め、特に印象に残っている事案等について申し上げたいと存じます。

まず、村政運営に対する基本理念は、選挙公約であります「新しい感覚で朝日村をつくろう」でございまして、時代の流れを酌み取り、現在、未来を見据えたものの見方、発想により、しかも、郷土朝日村のよさを再認識し、これを生かすため、2期目からは基本理念に加えまして「個性あふれる生き生きとした力強い村づくり」を目指した村政運営を推進してまいりました。個性あふれるとは朝日村らしい朝日村らしさでございまして、生き生きとは生涯現役の村と、そして、力強い村とは災害に強い村づくりを目指したところでございます。

まず初めに、財政の健全化についてでございます。

朝日村を朝日村として持続するため、財政の健全化、安定化は極めて重要でございます。私の就任時は、当時県内では81市町村でございましたが、実質公債費比率が22.4%、県内市町村のワースト4でございました。この数字が18%以上になりますと、新しい事業を進める上での起債、いわゆる借金は県の管轄内でありましてできなくなります。そういった意味で、積極的な事業が規制されてしまいました。このように、極めて厳しい財政状況でありましたので、財政の立て直しは喫緊の課題でありました。

早速、私が就任した直後の6月議会で、前任者が進めておりました役場庁舎建設事業を保留としたことにより、6月定例会の一般質問者8人は全員反対意見でありました。けんけんごうごうの議会となりました。これによりまして、異例の会期を延長して議員と協議を重ね、最終的に多数議員の理解と協力をいただいたことが現在につながり、財政が健全化となりま

して、朝日村らしさの役場庁舎を新築することができました。

このときの私の思いは、心境は、他の市村と合併する思いが私にありますと前任者の取り組みを引き続き引き継ぎましたが、私は他の合併町村の状況を十分認識しておりましたので、私は朝日村として持続することが村民のため、村民福祉の向上が図れるものと判断をいたしておりました。これら財政の立て直しは最重要課題でありましたので、私は村長給与を30%カットし、副村長を不在として、また、村長車のクラウンを売却し、村長がみずから範を示すことにより職員の意識改革へと進めることができました。

このことをスタートに、行財政改革を積極的に進め、就任時には存続が危ぶまれておりましたプライムスキー場につきましては、平成20年度から村直営から指定管理者制度により、民間活力の導入を図りました。しかも、他の自治体は指定管理者に管理委託料を支払って運営しておりますが、当村は管理運営費の費用は一切支出しておりませんで、全国の索道協会の中では話題となっております。

なお、スキー場につきましては、平成23年に人工降雪機20基の固定式を設置し、移動式を1基購入しました。12月からの営業が容易となったところでございます。この時期は財政再建中でありましたので、私の後援会の役員会では約3億円の投資には意見が分かれ、特にまさにけんけんごうごうの意見でありましたが、最終的には入三地区の活性化を含め、小さな村の小さなスキー場として、その特性を生かした運営により、現在、継続がされております。

また、平成8年に県内ではトップで全村供用開始をいたしました下水道事業は、村内に公共下水道処理施設、農業集落排水処理施設は3カ所で、下水道処理施設と合わせまして4カ所となりまして、運営経費、いわゆるランニングコストの軽減が課題でありました。平成21年に農業集落排水3施設を公共下水道処理施設のピュアラインあさひに統合することができ、維持経費の大幅な削減をすることができました。

この施設は、国土交通省所管の公共下水道と農林水産省管轄の農業集落排水施設でありまして、処理場設置に30年償還の補助金つきでありますので、農業集落排水の3施設は補助金償還前の目的変更は認められておりませんでした。このような状況から、再三、国に要望活動を行い、国が方針を変更したことによりまして、下水処理施設の統合を図ることができました。このことは、全国に先駆けて施行したため、全国から視察者が訪れ、特に公共下水道処理施設の管轄であります国土交通省の下水道担当課長補佐等が視察をされ、農林水産省の認可に注目した発言がされておりました。現状は、いまだに農業集落排水処理施設と公共下

水道処理施設を統合ができない課題となっている自治体が何地域にもあると聞いております。

また、平成23年にはテレビ放送のデジタル化に伴い、朝日村有線放送テレビを株式会社テレビ松本ケーブルビジョンに移譲し、アナログテレビ放送から国の方針によるデジタル放送への切りかえを行い、平成23年7月からのデジタル放送への対応ができたところでございます。

当村のテレビ放送は、平成14年に大型投資を行って、中継車等まで購入をしておりました。デジタル放送への切りかえと株式会社テレビ松本への譲渡は、行政ルールでは認可が難しい状況でしたが、私のトップセールスによりまして、国のデジタル化への対応に間に合い、村民の皆さんにはデジタル放送の切りかえがスムーズにできましたことが何よりでございました。これに伴いまして、村の有線放送テレビは、職員4人と機器類の維持費及びデジタル化機器類への大型投資をすることなく、まさに多額な経費降下となっております。

なお、従来から放送しておりました週刊ニュース及び土曜、日曜に放送しております特別番組につきましては、一層内容の充実した放送を行うこととしております。

一方、財政の再建には職員の意識改革が大事な課題でありますので、私は就任時から4月の前期、10月の後期の2回にわたり、その年その年の課題と事務事業を遂行する職員の姿勢を訓示し、目的を共有した職員の英知に期待をして執行してまいりました。私は就任早々に、当時先進的な取り決めをして、当村と人口規模が同等であり職員数は38人で行政運営を進めております下條村に、当村職員数人を視察研修させました。そして、見聞を広めていただけてきたところでございます。このようなことから、当村は私の就任前の職員数63人を53人と、10人の減員を退職者不補充により取り組むことができました。

これら行政改革を数字にあらわしますと、スキー場の指定管理、下水道処理施設の統合、有線放送テレビの譲渡等、施設維持経費で約1億円、特別職の給与の減額及び職員の減員で約1億円を、年額合わせて2億円の削減をしたことにより、財政運営が大きく変わりました。

私は村長就任以来、当時の財政状況を踏まえ、私の意を職員が理解をし、積極的に無駄を省いた村政運営に取り組んだことにより、村の財政は好転をいたしてきました。ちなみに、財政状況を就任時と比較いたしますと、まず、借金を返済します実質公債費比率は、就任時22.4%が本年度は7.1%となり、財政運営の重要なポイントであります経常収支比率は、就任時83.5%が本年度は73.5%であり、村の借金であります村債と将来にわたり負担が義務づけられております債務負担は90億円でしたが、本年度は49億円と大幅に少なくなっております。貯金に当たります積立金の合計は、就任時9億円が本年度末は18億円となる

見込みでございまして、役場等、大型投資をしたにもかかわらず、財政状況が良好でありますので、村民の皆さんには安心していただける要因となっているものでございます。

これらのことは、今年2月に財務省の出先機関であります関東財務局長野財務事務所長を初め、担当職員が来庁しまして、当村の財務内容調査を実施いたしました。財務状況につきましては、県内自治体の中では極めて良好であるとの判断をいただいたところでございます。

ご案内のとおり、幾つかの大型事業を実施しながら、財政の安定を図ることができましたことは、私の意を対して取り組まれました職員に、この場をおかりして感謝を申し上げ、議会を初め、村民の皆様には安心できる報告ができることに、うれしい限りでございます。

次に、危機管理対策についてでございます。

村民の皆さんが安心して暮らせるための防災対策につきましては、画期的に取り組んでまいりました。まず、災害時の初期対応に防災行政無線網を整備し、平成21年にデジタル化の無線では、県内でいち早く全村ネット化をいたしました。しかも、全家庭に戸別受信機を設置したことは、この松本広域管内では当村のみでございます。近年は自然大災害が多発しておりますが、気象庁からの緊急情報Jアラートにより、屋外、屋内双方で確認ができ、全村民に情報の伝達ができております。

また、全家庭に火災警報器を配置してもおります。さらに、各消防団の詰め所は、改築が計画されております第5分団以外は耐震化工事を実施し、全消防団の消防車両を更新いたしました。そして、団員の消防服を初め、安全装備品の充実を図り、近隣市村では最も充実した整備内容としてございます。

なお、各区防災会に防災倉庫の設置や炊き出し用の大釜等、さらに、自家発電機の配布をし、充実を図ってまいりました。

そのほか、村民の安全にかかわります整備では、当村の歴史は鎖川河川の氾濫による災害が何回か記録されておりますので、平成20年から本年度まで、松ノ木橋下流から朝日橋上流の旧役場駐車場付近まで10カ所にわたり帯工設置をいたしました。これによりまして、洪水等、濁流によります河床の掘削を抑えることができ、堤防決壊の防止をすることができました。

次に、人口確保対策についてでございます。

私は、就任時から持続可能な村づくりのために、人口確保施策を打ち出してきました。しかし、就任時は村の財政が極めて厳しい状況でありましたので、投資する資金はございませんでした。そこで、平成22年から村内の空き家活用制度をつくりまして、最少の経費で人口

確保を図ってまいりました。これによりまして、本年度までに空き家バンクでは41世帯、94人が移住をされております。

財政状況が好転してきました平成26年に第1期向陽台分譲地を開発し、現在は第2期分譲地を分譲しておりまして、今年の2月までに残り1区画が完売できず、31区画が販売をされております。これによりまして、向陽台の入居者は46世帯150人の居住となっております、人口の自然減を大きく補っているところでございます。

そのほか、ソフト面につきましては、人口確保対策では若者に魅力のある施策が必要でありまして、私は就任時から子育て支援に力を注いでまいりました。内容につきましては、出産祝い金に10万円、第3子以降は30万円を支給し、入園前の子供さんには、午前中は子育て支援「わくわく館」で親子ぼけっと広場等を開設し、親子のきずなや親のストレス発散の場を設けております。保育園では、3、4、5歳児の保育料を無料とし、未満児保育を初め、保育希望者の全入を図っております。また、高校生までの医療費を無料化し、交通災害共済にも村民全員の加入を実施し、村民の皆さんが安心して暮らせる村づくりを進めてまいりました。

これらの取り組みは、人口減少時代を見据えた取り組みでございまして、新年度、国が施策として制度化しました保育料等々につきまして、先見の明があったと評価に値するものと自負しております。

次に、小さな村のきめ細やかな村づくりでございまして。

私どもの小さな村は、都市部ではできない細やかな住民サービスができる利点がございまして。一例を挙げますと、就任早々の平成20年から、「すぐやる係」を設置しまして、村道、公共施設等々、機動力を発揮し、朝日村らしい環境整備に努めてまいりました。また、保健師、栄養士のチームによりまして、村内の高齢者等々、なかなか外出できない家庭を訪問し、健康管理のアドバイス等を行ってございまして、双方とも村民の皆さんから高い評価をいただいているところでございます。

次に、街灯のリニューアルについてでございまして。

国の施策によりまして、県はグリーンニューディール基金を創設して、各市町村の活用を図りました。当村は、平成22、23年の2カ年にわたり、この制度を活用した街灯のリニューアルを実施いたしました。この情報は県内市町村では余り理解されず、当村がいち早く情報をキャッチして活用したことにより、2カ年で公共施設及び街灯のリニューアルを実施することができました。これによりまして、街灯の明るさと街灯等の省エネ化を図ることができ、

県内で注目をされたときがございました。

次に、鎖川河川愛護会についてでございます。

平成21年に、奈良井川漁業協同組合朝日支部の皆さんが主体となって鎖川河川愛護会を発足し、春と夏の2回にわたり、ボランティアで河川敷の整備が続けられてきました。本年度は発足10年を迎え、この節目に公益財団法人日本河川協会長の全国表彰を受賞されました。鎖川河川愛護会の皆さんには、年2回の河川清掃を行い、PTAと連携して釣り大会などや、ヤマメつかみ取り大会の実施をするなど、河川愛護活動に貢献したことが認められたものでございます。この活動によりまして、堤防道路のポイ捨てが減少し、環境改善につながっていることが私にとりましてはうれしいところでございます。今後とも、河川愛護会の皆さんの善意ある活動と、1人でも多くの村民の皆さんの参加に期待をいたしております。

次に、水道についてでございます。

村民生活にかかわります生活用水、朝日村簡易水道についてでございます。私の村長就任時は、水道水源の針尾大尾沢水源にかかわります針尾区の皆さんが、村政に大きな不信感を持っておられました。そこで私は、この私の思いを申し述べ、信頼をいただいたことによりまして、良好な関係となりました。これによりまして、平成22年から28年までに簡易水道再編推進事業を施行しまして、大尾沢の朝日村簡易水道と御馬越簡易水道との統合を図り、浄水場・配水池の集中管理システムを構築いたしました。従来は、大尾沢湧水と船ヶ沢用水を同時に浄水場に送水し、余剰水を河川に放流をしておりましたので、これを新規に機器類を投資して、水質のよい大尾沢湧水を100%使用し、不足水量を船ヶ沢用水で補給するシステムといたしました。これによりまして、村民の皆さんには水質のよい飲料水を供給することができました。

また、災害時対応のため、西洗馬、古見の両配水池に緊急遮断弁を設置して安全確保を図ったところでございます。

なお、大尾沢林道愛護会の皆さんには、環境整備に努められておりますことに、この場をかりて敬意を表するものでございます。

次に、道路についてでございます。

村民生活の基盤整備、いわゆる社会資本の整備、生活環境の整備は、いつの時代におきましても村民生活にかかわる重要な課題でございまして、住民福祉の向上につながるものでございます。

私が就任早々に取り組みしたのは、未解決部分の小野沢幹1号の通称堤防道路でござい

ました。堤防道路は主要生活道路でございますので、地権者の本人とお父さんとは別々に話し合い、当時の議長からもご協力をいただき、無事解決することができました。そして、現在の堤防道路となっております。

また、県道中組バイパスは平成20年から要望し、県が方針決定した後7年を経過して本年3月に竣工する運びとなりました。この道路は村民の生活道路を初め、災害時緊急輸送道路として主要道路となります。

一方、村道につきましては、平成27年に竣工しました大石原地区の道路拡幅、下洗馬地区内の消防車両が通行できる拡幅工事を行い、新役場庁舎と中央公民館との連携道路及び向陽台取り付け道路につきましては、新年度平成31年度竣工を見込んでおります。

次に、公共交通についてでございます。

当村は民間の路線バスの廃止に伴いまして、平成21年から村営バス広丘線とデマンドタクシーくるりん号の運行を実施してきました。県内各自治体で取り組まれている中では、当村の2路線は極めて成績がよく、村民の足の確保を図ることができております。

次に、健康・福祉についてでございます。

健康は最大の財産でありまして、生涯現役の村づくりは大きなテーマでございます。当村は先人が築き上げてこられました健康村づくり活動の上に、時代に即した取り組みが求められております。そこで、各種検診の無料化、または、補助制度によりまして受診率の向上を図るとともに、高校生までの医療費無料化は子育て支援と共通した取り組みといたしました。

さらに、平成22年には公民館周辺の再配置計画を行い、休眠施設でありました旧多目的施設を大改修しまして、村民の健康を守る拠点施設として健康センターを開設いたしました。これによりまして、各種健康診断を初め、健康相談等を順調に進めることができてきました。先ほども申し上げておりますが、保健師、栄養士のチームが高齢者家庭等を巡回し、きめ細やかな村民サービスは朝日村独自のよさでございます。

また、高齢者福祉につきましては、高齢社会が一層進む時代を迎えておりますので、国を上げた高齢者福祉の充実が大きな課題となっております。これによりまして、平成27年の介護保険制度の改正により、各自治体が要支援の方々を含め、高齢者の生きがいを目指した取り組みが求められました。これを受けまして、当村では平成27、28年に「かたくりの里」を大改修しまして、福祉の拠点づくりを行い、生涯現役の村づくりを目指した高齢者よりどころとして活用していただく施設「えべやかたくりの里」を開設し、大変好評をいただいております。

また、障害者福祉につきましては、1つには自立支援、2つには障害児支援等がございますが、本人の生きがいつくり、仲間づくりや保護者の相談等を含め、平成19年に障害児の「にじいろキッズ」を開設して、保護者が安心できる施設をつくりました。翌年の平成20年には、精神障害者の社会参加促進事業として「デイケアたんぼぼ」を開設しました。本人と家族を支援する体制を整え、活発な活動がされておりまして、今後も温かく見守っていただきたいと存じます。特に現在は健康センター内の喫茶ルームで、障害者総合支援に基づきます就労支援として、レスパイトケアはちもりの皆さんが「食事処森のこびと」で食事・喫茶の営業をされておりまして、今後を期待をしております。

次に、農業についてでございます。

初めに、太陽光発電についてでございます。平成23年の東日本大震災を教訓に、県は農業農村自然エネルギー活用モデル事業として太陽光発電施設を発表しました。当村はいち早く情報をキャッチし、申請をした結果、県内2カ所のうちの1カ所に認められ、中信平水利の西洗馬調整池の上に設置することができました。これによりまして、古見原、西洗馬原の農業用水かん水施設等の維持経費が削減をされ、生産者の皆さんの所得向上に貢献をいたしております。

また、平成25年には東海学園大学の居崎先生と学生が「あさひキラキラレタス」本の発刊をされまして、当村農業のイメージアップに大きく貢献をされました。この本は、絵本兼解説本でございまして、子供を初め、保護者、栄養士のための子供と食を育む絵本として、さらに、食と農業を通じてきずなが深まればとの趣旨により発刊をされました。

なお、当村の農地未整備地域でございますが、1つには御馬越工区、2つには御道開渡工区、3つに北村工区につきましては、本年度から5カ年計画で中山間総合整備事業により、また、1つには、かたくり工区、2つには本郷工区、3つには樽揚場工区につきましては、新年度平成31年から5カ年計画で農地中間管理機構関連事業によりまして整備をすることとしておりまして、遊休農地、荒廃農地を解消した近代農業への取り組みに期待をするものでございます。

次に、林務関係についてでございます。

当村は村の87%が山林でございますので、山林は当村の大きな財産であり、朝日村としての特色ある村づくりには、この財産を有効活用することとございまして、これが大きな課題でございます。戦後、先人、先輩の皆さんが汗水流して植林、育林をされたカラマツ材は活用期を迎えております。これによりまして、木材、特にカラマツ材を有効活用することは、

現代の私どもの務めと捉えておりまして、私は村長就任後、平成21年から県の制度を活用し、最初に小学校の勉強机、椅子等をカラマツ材で、村内のクラフトマンにより順次製作し、村民の皆様から好評をいただけてきました。また、平成20年から小学校では村内のクラフトマンがカラマツ材による記念品を作成し、小学校6年生の卒業記念品として贈らせていただいております。大人になりまして、村産材のよさを理解され、郷土朝日村をいつまでも朝日村のことを大事にさせていただくことに期待をいたしております。

これらによりまして、公民館の演台や応接セットを新調いたすことができました。その後、平成25年にはスケート場の管理棟の新築をカラマツ材で実施し、平成26年には緑の体験館のコテージ10棟及びキャンプ場のバンガロー3棟をそれぞれカラマツ材で新築をいたしました。これらカラマツ材の活用は、村民の皆様から好評をいただいておりますので、平成27年に村内で2園ありました保育園を統合し、あさひ保育園を床以外はオール村産カラマツ材で新築することができました。この保育園は、まさにカラマツ材に固執しておりまして、園児室のロッカーや机を初め、保育士の机、椅子等全てを村産材カラマツ材で製作してありまして、カラマツ材活用のモデルとなるものでございます。

さらに、未満児室の冷暖房は地中熱利用によりますクリーンエネルギーの活用でございまして、太陽光発電設備を整えた施設として視察者が訪れているところでございます。あさひ保育園では、子供たちがのびのびと遊んでおり、従来の園舎に比べて子供のけが等、大きな事故が解消されておりますことはありがたく思っております。

そして、平成27年、28年に大改修をいたしました「かたくりの里」は主体が鉄骨、鉄筋でありますので省略をいたしますが、この建物は災害時用に太陽光発電施設による蓄電器を設置してありますので、これが大きな特徴でございます。

さて、記憶に新しい役場庁舎についてでございます。

7年の歳月を経て完成しました役場庁舎は、先ほど申し上げました村の財産である木材を有効活用した朝日村らしい木造庁舎となりました。

まず、構造材は村産カラマツ材の集成材と信州型接着重ね梁、壁柱構法等によりまして、内装仕上げにつきましては、村民からご協力をいただきました7種類の木材を部屋ごとに使い分け、特徴を持たせたところでございます。

建設に際しましては、現代建築の粋を集めた技法を取り入れたことによりまして、国土交通省がサステナブル建築物等先導事業、いわゆる木造先導型に認定をされ、冷暖房設備とあわせまして多額の補助金をいただいたところでございます。特に私が驚きましたことは、庁

舎建設中に会計検査院の調査が行われたことをございます。これは異例なことでありまして、普通は事業終了後、二、三年経過後の調査が通常であることを踏まえれば、いかに注目されている庁舎建設であるかが感じられました。

このことから、昨年11月に木材利用優良施設コンクールにおいて、全国の応募総数150件の中で林野庁長官賞を受賞することができました。引き続き、本年1月、県が主管しております長野県ふるさとの森林づくり賞で知事表彰をいただきました。また、本年2月には国土交通省が主管をしております先導的中大規模木造建築物の事例発表会で、「地域材でつくる木造庁舎」と題して朝日村新庁舎建設工事が大々的に発表をされました。

このようなことから、役場庁舎には建設中からその道の専門家の皆さんが視察をされ、工事期間中には25組、約400人が、竣工後の昨年5月以降、本年2月までに77組の約1,300人の視察者が訪れております。

以上、このことから思考しますと、戦後、汗水流して植林、育林をされました先人、先輩の皆さんからも、この木材利用について喜んでいただけるものと思っております。

次に、商工業についてでございます。

村内経済の活性化には、村内商工業の皆さんの活躍、発展が大事なことでございます。そこで、平成22年にカンロ株式会社の誘致を図り、平成24年には株式会社東京堂7号棟が新築をされました。これによりまして、村民の働き場所が提供されましたことは、私としても非常に感謝し、企業の一層の発展を願うところでございます。

また、平成27年から村内商工業の経済活性化の一助としてプレミアム商品券の発行をいたしました。村内の経済行為が一層盛り上がることに期待をいたすところでございます。

次に、子育て支援についてでございます。

一部重複いたしますので、私は就任時から、少子社会が進行する過程で小さい子供たちがたくましく成長することを願い、環境整備に努めてまいりました。

そこで、まず第一に、子育て支援を一元化するため、平成20年に保育行政を教育委員会の所管として、幼、小、中の対応を図ってまいりました。これによりまして、先ほども申し上げておりますが、若い皆さんに理解をされ、人口確保の一助となることを願いまして出産祝い金の支給、保育園3、4、5歳の保育料無料化、高校生までの医療費無料化、交通災害共済の全村民加入を推進してきました。

保育行政は、核家族社会、共働き社会等、社会のニーズに対応した未満児保育の充実が求められておりました。村では平成27年に、あさひ保育園を新築、希望者の全入を図り、地中

熱、太陽光の活用によりまして、子供たちが快適に育つことができいております。

また、平成22年に子育て支援センター「わくわく館」を開設しまして、子供の独自性や自立性、社会性等を身につけるため、総合的な子育て支援を行う拠点施設といたしました。ご案内のとおり、この子育て支援センター「わくわく館」の評判がよく、連日予想以上の利用者が好評をいただいておりますことに、私としては感慨深いものがございます。

以上、3期12年にわたり振り返りながら、私の印象に残っている施策について申し上げてまいりました。ただいま申し上げましたとおり、幾多の事業が村民の皆様のご協力、ご理解により推進でき、一定の成果を上げられたことを確認できますことは大きな喜びでございます。

私はこの12年間、女房役といわれる副村長を不在とし、相談する相手がいなく、ひたすら村政運営に全力で取り組んでまいりました。これもひとえに車の両輪として是々非々の立場で村政運営に携わられた議会を初め、私を信頼し、私の手足となって村民のための村政運営に傾注されました職員の皆さんに、この場をおかりしまして感謝とお礼を申し上げるところでございます。

さらに、村民の皆様には3期にわたる負託をいただき、私の村政運営をご理解され、ご協力を賜りましたことに敬意と感謝を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案いたしました議案は、条例5件、辺地1件、道路1件、指定1件、予算14件の計22件でございます。

まず初めに、議案第1号及び第2号につきましては、簡易水道事業、下水道事業が4月から地方公営企業法の適用により、地方公営企業会計に移行するため、法に基づき条例を制定するものでございます。

次に、議案第3号及び第4号につきましては、現行の村営水道条例、下水道条例の中から、ただいま申し上げました議案第1号及び第2号に関連する事項を削除するものでございます。

次に、議案第5号につきましては、国民健康保険の高額医療費資金貸付につきまして、新しい制度が創設されたことに伴い、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第6号につきましては、朝日村辺地総合整備計画を変更するに当たり、議会の承認をお願いするものであります。

次に、議案第7号につきましては、庁舎西側に開設しました道路につきまして、新たに村道として認定するため、議会の承認を願うものでございます。

次に、議案第8号につきましては、御馬越地区に設置しましたゲストハウスの指定管理について、議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第9号 平成30年度朝日村一般会計補正予算（第5号）につきましては、3,241万円を減額し、総額を34億7,840万円とするものでございます。

そのうち、歳入の主なものは、地方交付税5,185万円、村税1,081万円を増額し、村債6,270万円、国庫支出金3,223万円、県支出金816万円等を減額するものでございます。

歳出の主なものは、財政調整基金積立金9,433万円、障害者自立支援給付金660万円を増額し、村道古見57号線事業費3,400万円を減額するほか、事業実施に伴う不用額等の計数整理でございます。

次に、議案第10号 朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、基金繰入金714万円を増額し、議案第11号 介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、介護給付費交付金等返還金1,048万円を増額し、議案第12号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、納付金7万円の増額が主な内容でございます。

次に、議案第13号 簡易水道特別会計補正予算（第4号）及び議案第14号 下水道特別会計補正予算（第4号）につきましては、公営企業会計移行に伴い、廃止する基金の繰入金が主な内容でございます。

次に、議案第15号 あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、不用額等の計数整理でございます。

次に、議案第16号から22号までは新年度予算でございます。4月に行います選挙がありますことから骨格予算編成としてございます。

初めに、議案第16号 平成31年度朝日村一般会計の予算規模は、26億60万円でございます。前年度対比では2億5,660万円、9%の減となっております。

なお、本年度から創設されます森林環境譲与税、自動車税環境性能割交付金、幼児教育の無償化に係る子ども・子育て臨時交付金は補正対応といたしております。

次に、歳出では、総務費が前年度対比3,146万円の減でございます。民生費では、前年度対比1,726万円の増でございます。

衛生費は、前年度対比163万円の増、農林水産業費は前年度対比250万円の減で、これにつきましては、鳥獣防止柵設置事業に2,500万円、中山間総合整備事業負担金に5,475万円、農地中間管理機構関連事業費570万円が主なものでございます。

商工費は、前年度対比6,230万円の減で、土木費は、前年度対比7,013万円の増でございます。

して、これは役場新庁舎から中央公民館までの村道古見57号線改良工事に1億3,320万円、向陽台連絡道路整備事業6,330万円が主なものでございます。

消防費では、前年度対比3,102万円の減で、松本広域連合消防費負担金7,739万円が主なものでございます。

教育費は、前年度対比1億2,907万円の減でございます。

次に、特別会計では、国民健康保険特別会計が前年度対比0.9%の増で、総額4億8,380万円となっております。

次に、介護保険特別会計では、前年度対比2.1%の増で、総額5億2,250万円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計は、前年度対比0.8%の増で、総額5,100万円でございます。

次に、あさひプライムスキー場事業特別会計は、前年度対比5.5%の減で、総額3,010万円となっております。

次に、簡易水道、下水道特別会計につきましては、本年度から地方公営企業法の適用によります地方公営企業会計に移行するため、特別会計から事業会計となるところでございまして、予算は予算実施計画となり、収益的収支と資本的収支の複式形式で編成をされます。

水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出で収入総額を1億4,131万円、支出総額を1億2,581万円とし、資本的収入及び支出で収入総額を3,694万円、支出総額を7,114万円とするものでございます。

下水道特別会計予算につきましては、収益的収入及び支出で収入総額を4億1,217万円、支出総額を2億7,119万円とし、資本的収入及び支出で収入総額を9,439万円、支出総額を2億9,759万円とするものでございます。

なお、今会期中に人事案件等、追加提案をさせていただき予定となっております。

以上、本日提案いたしました議案等につきましてご説明を申し上げます。担当課長及び担当者から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第28、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

それでは、全員協議会は休憩を15分ほどとりまして、10時25分から全員協議会を開催したいと思います。よろしくお願いします。

休憩 午前 10時 11分

〔全 員 協 議 会〕

再開 午後 4時 16分

○議長（清沢正毅君） これより本会議を再開いたします。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 16分

地方自治法第123条の規定により署名する。

年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成31年朝日村議会3月定例会 第2日

議事日程(第2号)

平成31年3月18日(月)午前9時開議

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 一般質問

(追加付議事件)

追加日程第1 議員辞職願の取り扱いについて

追加日程第2 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第3 議案訂正請求書(議案第9号 平成30年度朝日村一般会計補正予算(第5号))について

追加日程第4 議案訂正請求書(議案第15号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算(第3号))について

出席議員(8名)

1番	高橋 廣美 君	3番	上條 俊策 君
5番	齊藤 勝則 君	6番	上條 昭三 君
7番	北村 直樹 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員(1名)

8番 小林 弘幸 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村 武雄 君	教育長	二茅 芳郎 君
会計管理者兼 総務課長	上條 晴彦 君	住民福祉課長	上條 文枝 君

住民福祉課
健康づくり
担当課長
産業振興課長
教育次長

原 貞子 君
上 條 靖 尚 君
清 沢 光 寿 君

建設環境課長
会計課長

塩 原 康 視 君
林 さとみ 君

事務局職員出席者

議会事務局長 高 山 義 教 君

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） 皆さん、おはようございます。

初めに、小林弘幸議員から、本日の会議を欠席する旨の届け出が提出されております。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

1番 高橋 廣美 議員

3番 上條 俊策 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

報道関係者より取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

◎日程の追加

○議長（清沢正毅君） 本日、小林弘幸議員より議員辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議員辞職願の取り扱いについてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、議員辞職願の取り扱いについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議員辞職願の取り扱いについて

○議長（清沢正毅君） 追加日程第1、議員辞職願の取り扱いについてを議題といたします。

お諮りいたします。小林弘幸議員の議員辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、小林弘幸議員の辞職を許可することに決定いたしました。

ここで、小林弘幸議員の辞職許可により、総務産業常任委員会委員長が欠けたことにより、総務産業常任委員会にて正副委員長を互選するため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時10分

○議長（清沢正毅君） それでは、本会議を再開いたします。

総務産業常任委員会の正副委員長の互選結果の報告を求めます。

塩原智恵美議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 正副委員長の互選結果をご報告申し上げます。

委員長には私、塩原智恵美が、副委員長には上條俊策議員となりました。

以上です。

- 議長（清沢正毅君） ただいま報告のとおり、総務産業常任委員会委員長に塩原智恵美議員、総務産業常任委員会副委員長に上條俊策議員が決定いたしましたので、ご承知おき願います。
-

◎議会運営委員会委員の選任について

- 議長（清沢正毅君） 追加日程第2の議案を配りますので、よろしく願います。

追加日程第2、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

委員会条例第7条第1項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員に塩原智恵美議員を指名いたします。

ここで、議会運営委員会正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時13分

再開 午前 9時19分

- 議長（清沢正毅君） それでは、本会議を再開いたします。

議会運営委員会正副委員長の互選の結果の報告をお願いいたします。

上條俊策議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

- 3番（上條俊策君） それでは、議会運営委員会で正副委員長の互選を行いました、その結果を報告させていただきます。

委員長に私、上條俊策、引き続きということでございます。また、副委員長には塩原智恵美総務産業委員長ということに決まりましたので、よろしく願います。

以上、報告を終わります。

- 議長（清沢正毅君） ただいまの報告のとおり、議会運営委員会委員長に上條俊策議員、議

会運営委員会副委員長に塩原智恵美議員が決定いたしましたので、ご承知願います。

◎日程の追加

○議長（清沢正毅君） 追加日程第3、議案書をお配りしますので、お願いします。

本定例会初日の議案上程後、村長より議案訂正請求書が2件提出されました。

お諮りいたします。2件の議案訂正請求書を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、2件の議案訂正請求書を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案訂正請求書（議案第9号）及び議案訂正請求書（議案第15号）

の上程

○議長（清沢正毅君） 追加日程第3、議案訂正請求書（議案第9号 平成30年度朝日村一般会計補正予算（第5号））及び追加日程第4、議案訂正請求書（議案第15号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

提出されました議案訂正請求書は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） ただいま提出されました議案訂正請求書の提出理由の説明を求めます。
中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいま上程されました議案訂正請求書につきまして、ご説明を申し

上げます。

ただいま提案いたしました訂正請求書は2件ございまして、まず初めに、議案第9号平成30年度朝日村一般会計補正予算（第5号）の訂正につきましては、歳出におきまして、あさひプライムスキー場事業特別会計への繰入金41万1,000円を減額し、財政調整基金積立金41万1,000円を増額するほか、工期延長に伴います繰越明許費に、向陽台連絡道路整備事業1,330万円を追加するものでございます。

次に、議案第15号平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計（第3号）の訂正につきましては、歳入におきまして、一般会計繰入金41万1,000円を減額し、歳出におきまして、スキー場経営費の修繕費を41万1,000円減額するものでございます。

ただいま提案いたしました議案訂正請求書につきまして、ご説明申し上げましたが、担当課長から補足説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

○議長（清沢正毅君） 続いて、議案訂正請求書の内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案訂正請求書の内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案訂正請求書の内容説明は、本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時25分

再開 午前 9時28分

○議長（清沢正毅君） では、本会議を再開いたします。

◎議案訂正請求書（議案第9号）及び議案訂正請求書（議案第15号）

の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 初めに、議案訂正請求書（議案第9号平成30年度朝日村一般会計補

正予算（第5号）を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案訂正請求書（議案第9号 平成30年度朝日村一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

本案は、議案訂正請求書のとおり訂正を認めることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案訂正請求書（議案第9号 平成30年度朝日村一般会計補正予算（第5号））は、議案訂正請求書のとおり訂正を認めることに決定いたしました。

次に、議案訂正請求書（議案第15号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号））を議題といたします。

本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案訂正請求書（議案第15号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号））を採決いたします。

本案は、議案訂正請求書のとおり訂正を認めることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案訂正請求書（議案第15号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号））は、議案訂正請求書のとおり訂正を認めることに決定いたしました。

以上で追加日程の議題を終了いたします。

◎一般質問

○議長（清沢正毅君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問は申し合わせの順に行います。質問席にて議員番号、氏名を告げてから発言してください。

なお、議員1人の持ち時間が答弁を含めて50分と決められています。簡潔にお願いをいたします。また、時間5分前になりましたら、事務局よりリンでお知らせをいたしますので、お含みおきいただきたいと思います。

◇ 塩 原 智 恵 美 君

○議長（清沢正毅君） それでは、最初に、9番、塩原智恵美議員。

塩原智恵美議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 9番、塩原智恵美でございます。

中村村長におかれましては、2月28日、村長引退表明をされました。3期12年にわたる村政を、持ち前のリーダーシップと行動力で築いてこられました。

今回は、村長に直接お考えを尋ねる最後の機会となりました。質問を2つ用意いたしました。よろしくお願いいたします。

初めの質問です。平成30年度主要計画の進捗状況についてでございます。

昨年3月、平成30年度当初予算の重点施策とした説明で、村は第6次総合計画策定を初め、全部で9本の重要な計画づくりについて取り組む方針を示しました。いずれも、今後の村づくりの方向を決めるため、また、村民サービス向上のために役割を果たすものと期待する計画です。

9本の計画のうち、特に重要と思われる3本の計画について、進捗を伺います。

1、朝日村第6次総合計画、これは平成31年度から10年間の計画です。この策定のための

村民アンケート実施。

2、行財政改革プラン策定。

3、公共施設個別施設計画策定。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、塩原議員の平成30年度主要計画の進捗状況についてのご質問でございますけれども、まず初めに、第6次総合計画策定のためのアンケート調査につきましては、平成21年度から平成30年度の10年間を計画期間とする第5次総合計画は本年度で終了するため、新たな総合計画を策定するための村民アンケート調査として、平成30年度に予算を計上したものでございますが、ことしの4月に村長選挙が予定されていることから、当初から計画策定につきましては、平成31年度の村長選挙の後に行うこととしまして、策定スケジュールに余裕を持たせるため、平成30年度にアンケート調査を行い、平成31年度に計画策定と、別々に発注を行う予定でございましたけれども、コスト、また策定作業の効率を検討した結果、アンケート調査から計画策定までを一連の作業として発注し、債務負担契約により年度を分けることとしたため、9月の定例会で債務負担行為の補正予算をお願いしたところでございます。

補正予算可決後、業務の発注に当たりましては、公募型のプロポーザル方式によりまして業者の募集を行い、応募のあった2社から1社を選定、2月1日に委託契約を締結したところでございます。

その後、中村村長が今期をもって退任されることになりまして、アンケート調査の作業を進めるためには、諮問機関である審議会の設置が必要でございましたが、この時期になりまして、中村村長が諮問機関を設置し、諮問を行い、選挙後に次期の村長が答申を受けるのもいかなものかということもございまして、諮問機関の設置、アンケート調査につきましても、新たな村長の体制のもとで行うこととし、本定例会で明許繰越をお願いしたものでございます。

今後予定しておりますスケジュールとしましては、4月に庁の企画班を設置いたしまして、アンケート調査票の検討を行います。その後、職員ヒアリング、5月、村長の選挙後に審議会の設置、ここでは策定方針、アンケート調査について諮問を行います。その後、アンケー

ト調査の実施、トップヒアリング、また諸団体のヒアリングを行います。7月下旬には、アンケート調査結果の報告、その他基礎調査の結果の報告として、第2回目の審議会を開催予定でございます。

8月に基本構想の検討で第3回目の審議会、10月下旬に素案の協議ということで第4回目の審議会、11月下旬に素案の協議ということで5回目の審議会、12月にパブリックコメント、年がかわりまして、平成32年1月に第6回目の審議会にて計画最終案の検討と承認を行う予定でございます。3月に答申と計画策定を行う計画でございますので、お願いしたいと思っております。

また、地方創生総合戦略の計画が平成31年度をもって終了しますので、新たな人口ビジョン、また地方創生総合戦略につきましても、平成32年度からの新たな5カ年計画を平成31年度中に策定する予定でございます。

長野県もそうでございますけれども、総合計画と地方創生総合戦略を一体的に策定している自治体もあることから、この総合計画の計画期間を31年度からとするか、地方創生総合戦略と合わせて平成32年から、同じ計画期間としまして、一体的な計画とするかにつきましては、これにつきましても、新たな村長の体制のもとで検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、行財政改革プランについてでございますけれども、当村が行財政改革プランを策定した当時の財政状況は、実質公債費比率が平成18年度で22.4%、平成19年度は22.3%で、県内81市町村のワースト4でございました。

また、基金の残高も、平成18年度は9億円、平成19年度は7億円という状況でございました。このため、中村村長就任後の平成19年度に、平成20年度から平成24年度の5年間を計画とした朝日村行財政改革プランを策定し、行財政の改革に集中的に取り組んできたものでございます。

当時は、国と地方におきまして、国庫補助金の削減、地方交付税の見直し、税源移譲の、いわゆる三位一体の改革が進められた直後でございまして、当村におきましても、逼迫した財政状況の中、さらなる行財政改革が求められた時期でもございました。

こうした背景の中、国は、当時策定した地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針に基づきまして、各自治体で行財政改革を進めるための集中改革プランの策定と公表要請がありまして、当村の行財政改革プランにつきましても、この国からの集中改革プランを基本として取り組んだものでございます。

この集中改革プランでは、短期集中的に、7つの項目についての行財政改革が求められておりました。1つ目が、事務事業の再編・整理・統合・廃止でございます。2つ目が民間委託等の推進、3つ目が定員管理の適正化、4番目が給与の適正化、5番目が第3セクターの見直し、6番目が経費節減の行財政効果、7番目が地方公営企業の経営改革でございます。

当村におきましても、朝日村行財政改革プランに、この7つの項目を基本として計画を策定しまして、行財政改革に取り組んできたものでございます。

その成果としましては、事務事業の再編・整理・廃止・統合、それと経費節減につきましては、700に及ぶ事務事業を全て見直し、経常経費の削減を行ったほか、保育園の1園化を行い、計画策定当時の平成19年度の経常収支比率は83.5%でございましたが、現在は73.5%となっております。

また、計画策定時の平成19年度基金の残高は約7億円でしたが、現在は、あさひ保育園、かたくりの里、新しい役場庁舎など大型建設事業を行った上で、基金残高は約18億円となっております。

また、借金の残高も、計画策定時の平成19年度は約73億円でしたが、約12億円の繰上償還を実施し、現在は約49億円と、24億円の減少となっております。

また、民間委託の推進につきましては、ふるさとの味体験館の売却、観光施設であるスキー場、緑の体験館、コロシウム、キャンプ場のほか、御馬越・針尾・大道加工場を指定管理へ移行し、また、朝日村有線テレビの民営化を行い、経費の削減に取り組んできております。

また、地方公営企業の経営改革につきましても、経常コストを下げするため、下水道の農業集落排水事業を廃止し、特定環境保全公共下水道に統合いたしました。

また、国の集中改革プランの中で、特に求められておりました定数の削減、それと給与の適正化につきましても、計画策定時の平成19年度の職員数は65名でしたが、現在は52名となっているところでございます。

以上のように、当村は、行財政改革プランの取り組みで大きな成果を上げ、あさひ保育園、かたくりの里、新役場庁舎の建設につながったものと捉えております。

国の集中改革プランにつきましては、その後の策定要請はなく、継続している自治体は少ない状況でございます。当村におきましても、行財政改革プラン実施期間の中で集中的に取り組みを行い、主要な行財政改革の項目につきましては、成果を達成した状況でございましたので、その後の行財政改革プランにつきましては、策定をしていない状況でございます。

ただし、平成25年度以降、一定期間策定しないため、何か課題があれば策定を行いたいと

ということで、主要事業のほうに掲載をさせていただきましたが、財政計画の策定の中でも、計画策定に至るような大きな課題というものがなかったため、本年度も策定はしておりません。

ただし、今後、公共施設の総合管理計画、また水道・下水道会計の公営企業会計移行に伴う公的負担、会計年度任用職員制度の開始など、行財政を取り巻く環境は厳しい状況になると想定されますので、新たな計画策定につきましては、今後検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、公共施設総合管理計画につきましては、地方公共団体の公共施設の多くが高度経済成長期に整備され、今後、耐用年数を迎える老朽化対策が大きな課題となっている一方で、地方公共団体の財政状況は依然として厳しい状況にあり、今後人口の減少により、公共施設の利用需要も減少していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設全体の状況を把握し、更新・統廃合・長寿命化など、長期的な視点に立って計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化をするとともに、適正な公共施設の配置を実現することが必要となっております。

こうした中、国に置きましては、老朽化対策が喫緊の課題と位置づけ、平成25年にはインフラ長寿命化計画を策定、平成26年には地方自治体に公共施設総合管理計画の策定要請がございまして、当村におきましても、平成28年度に公共施設総合管理計画を策定し、公共施設の現況と課題、今後の管理基本方針を定めたところでございます。

個別施設計画の策定につきましては、国からは要請ではなく、平成32年度までに策定するよう依頼がございましたが、当村としましては、今後、公共施設の更新計画による財政見通しや公共施設の長寿命化に際し、交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債を活用するためには、この計画の策定が条件となるため、策定に取り組んだものでございます。

策定に当たりましては、昨年7月18日に指名競争入札によりまして契約を締結し、村が所有する114の公共建物につきまして、実態調査を行っております。

実態調査は、小学校、公民館、子育て支援センターなど、大型の18の施設につきましては、実際に劣化診断を行って、現状を把握しました、ほかの施設につきましては、固定資産台帳により修復履歴を把握しております。

その後の計画策定につきましては、実態調査で施設の現状を把握した上で、今後の方向性を検討し、長寿命化の基本計画、それと長寿命化の実施計画を定めて、計画を策定する予定でございましたが、長寿命化基本計画策定の段階で、国が求める基準では、全ての公共施設

につきまして、建築から20年で大規模改造、40年で長寿命化改修、60年で大規模改造、80年で建てかえとしまして、その費用の算定につきましても、床面積に一定の金額を乗じるという簡易なものでございました。

当村としましては、策定された計画書を今後の財政運営等に活用していくためには、余りにも大ざっぱな計画でございましたので、施設更新の種別を改築、長寿命化改修、大規模改修のほか、屋根・外壁・内部仕上げ、電気設備、機械設備に細分化をし、その更新時期もそれぞれの耐用年数とするよう、委託業者に指示変更をいたしました。

更新の事業費の算出につきましても、国の基準単価でなく、当村の公共施設の建築費から算出するよう指示し、また、これにより、当村の実態に合った状況での計画策定としたため、これらの変更作業に不測の日数が生じ、年度内の完成が難しい状況となったため、今定例会の補正予算で明許繰越をお願いしたものでございます。

計画策定作業につきましては、見直しを行いまして、5月末には完成する予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 私がお尋ねしたのは、平成30年度当初予算で重点施策とした、これから計画がなぜできなかったのかと、そこなんです。

今、総務課長、私の質問は1分半ですが、15分ですよ、答弁は。私の質問時間なくなるんです。端的な答えをお願いしたいと思います。

それで、今、総務課長のお話の中に、いっぱい課題があるじゃないですか。今回の当初予算の中でも、国民健康保険税、課税を上げなければいけない、そういう説明も受けました。これが行財政改革プランの中に反映しないでどうするんですか。課題がないとおっしゃいましたよ。

そういうことで、新しい村政に引き継いでいくことになります。これは、ちゃんとした地方自治をする、事務をする、そういう村の姿ですかね。そこを指摘したいと思います。

一つお話しします。先ほど総務課長がいろいろとお話しされました公共施設の個別計画です。この計画が先送りになりました。これ、大きな問題です。

これまで村民の財産として築いてきた建物、水道、下水道、道路、こういったインフラの

維持管理計画ですが、これから村の予算を大きく必要とする分野です。今、4,400人の利用している施設が、国の統計によると、20年後、2040年ですが、村の人口は40%削減すると推定しています。2,600人です。国は、この2,600人の人たちが利用する公共施設、これを今から、公共施設の管理としてやっていきなさいと言っています。

それで、その維持管理ができる、そのために施設の廃止、縮小、統合、複合化、これらを検討して計画に反映すると。施設を壊すのにも統合するにもお金がかかります。国は、個別施設計画をつくった団体に財政支援すると言っていますが、この支援策は平成33年で終わりです。朝日村のような財政規模の小さい村の財源どうしますか。あと2年しかないです。

実は、3月議会に建設環境課が、今年度の重点施策とした道路の長寿命化、修繕計画を報告しました。それによると、村道の総延長131キロのうち、主要幹線と生活道路の58キロに限って、舗装点検した結果、早急な修繕を必要としたのは9.6キロ、この修繕費は4億8,000万円、事業費が大きいため、10年計画としたという報告でした。10キロ、当面の道路修繕が5億円、じゃ残りの道路、また公共施設に関連する施設、インフラ、これらはどうなのか予測がつきません。

ところで、村は、公共住宅の長寿命化計画を平成27年に策定しました。村営住宅28戸、ほとんどが耐用年数を経過しており、修繕が必要ですが、全く手がついていません。また、橋梁の長寿命化修繕計画、これは平成25年3月に策定しました。こちらも手つかずです。

本来であれば、具体的ですが、御道開渡橋は平成28年、松の木橋は平成29年、上針尾橋は平成30年に修繕する計画で、3本の橋の総事業費は1億2,000万円です。これは課題ではないですか。

これらについて、平成28年、法定点検が実施されており、松の木橋、御道開渡橋は早期措置という判定が出ています。こうした状況は全て、村のホームページで確認できます。

村長は提案説明の中で、村の財政は健全であると述べられました。こうした住宅、道路、橋など、村民生活に直結する安心・安全のための仕事は全て先送りして、次の世代の負担としました。

財政の健全とは、やるべきことを確実に実施した上で、将来世代が困らない財政計画を立ててこそその言葉と私は受けとめますが、これについて、村長、ご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

〔「はい、議長」の声あり〕

○9番（塩原智恵美君） 村長の答弁をお願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 村長、ご答弁お願いできますか。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員も大分、全て今まで、議員になってから、悪い悪いの話しか私も聞いておりませんが、村をどう、村民のために進めるか、大事な考え方であります。

でありまして、塩原議員の心配、心配、心配は、どこの社会にもありますし、どこの自治体も持っています。そういう中であって、何が村民のために今必要なのか。そして、まさに危険がどれだけ迫っているのかは、当然、私は承知しています。

しかし、安全のための、安全のための投資、投資、投資でいったら、この村はやっていけません。小さな村は同じところあります。でありますから、少なくとも、ちっちゃな村の財政は、自分独自の力では何もできない。これ、はっきりしています。

そこを、国・県の制度をどう利用し、そして維持していくか。これがなかったら、既に朝日村は、朝日村として維持できません。どこかに頭を下げて合併しなきゃいけない。それは十分、皆さんが認識しておいていただきたい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 今まさに私が申し上げました長寿命化計画、隣の今井へ行けば、橋の改修がもう2つされていきました。野尻橋、赤坂橋ですか。昨年、一昨年とやっておりました。あれを見たときに、うちも橋梁計画あるのになぜできないのかと、そう思った次第です。

これは、計画があれば、国の財政支援があるわけなんです。朝日村のような大きな仕事をしなきゃいけない場合、どこから財源をとりますか。わかっている仕事をきちっとやる、これが村長の仕事だと私は思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 三俣森林公園作業棟の適正な管理でございます。

私は、昨年12月議会で、三俣森林公園作業棟について、条例どおり管理・運営されていないと指摘しました。このことについて、議会は大きな問題と捉え、課題解決のため、1月22日、質問書を村長に提出し、明快な回答を求めました。

質問の内容は、なぜ条例に規定していない指定管理者が管理・運営しているのか。また、議会の記録にない、指定管理者選定は議会の承認を得ているとした村長答弁の根拠はどこにあるか。そして、行政はこの案件をどのように是正対応するかなど5項目でした。

これに対する1月31日付、村の書面による回答は、作業棟が指定管理対象から外れた施設であると認めた上で、管理体制見直しの必要性があるとしました。そして、観光レクリエーション施設管理運営審議会と指定管理者などから意見を聞いて、条例改正するとしました。その後、2月に入り、村と議会の話し合いの場がありましたが、この時点で村の具体的な方針が示されず、現在に至っています。

キャンプ場シーズンも間もなく始まろうとしている中、課題提起した者として、早急な解決が求められると考え、以下質問します。

なお、この件につきまして、これまで村長から議会へ1回も説明がされていないことから、村長の答弁を求めます。

- 1、作業棟を議会承認を得ないまま指定管理するに至った理由。
- 2、指定管理者選定は議会承認を得たとした村長答弁の根拠は何に基づくものか。
- 3、指定管理者へ聞くとした意見の結果は。これは、作業棟をグループバンガローとして管理している檜山の意見の結果です。
- 4、今回の条例違反によって発生すると思われる利用者への還付金について、どう取り扱うか。
- 5、現状は明らかに条例違反であることから、速やかに条例どおり管理・運営することの是非。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、村長の答弁を求めます。

〔「はい、議長」の声あり〕

○9番（塩原智恵美君） 村長の答弁を求めます。

○議長（清沢正毅君） 特に、（2）番の内容につきましては、村長答弁をぜひお願いしたいと思います。

〔「いずれにしても答弁はするけれども、まずは……」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、塩原議員ご質問の三俣森林公園作業棟の適正な管理についてお答えをさせていただきます。

まず、この件につきましては、塩原議員ご質問のご発言のとおり、12月議会で、条例と実態に乖離があり、実態に合った条例整備を行うようご指摘をいただきました。その後、1月22日付で、議会から、現状管理実態との乖離に係る質問書をいただいたところでございます。

その質問の回答として、1月31日付書面により議長宛て、回答を提出させていただき、この内容については、2月8日の全員協議会において説明をさせていただいたとおりでございます。その際、議会から、施設整備がされた経緯を踏まえ、林業関係団体からの意見を聞く中で、今後の対応を検討するようご意見をいただいております。

そこで、村内で活動を行っている林業等に関係する団体へのヒアリングを実施いたしました。この結果については、3月13日の議会全員協議会で報告をさせていただいたとおりでございます。

また、現在、指定管理を行っている檜山スノーテックにおきましても、引き続き、管理ができるのであれば管理をしていきたいという旨、確認をしております。

また、全員協議会の際、村では、このヒアリング結果と議員からのご指摘の現状を踏まえた条例整備が必要ではとのご意見を踏まえ、今後の管理と施設の活用について検討を行い、今後の方針についてお示しをさせていただき、この方針について、改めて議会のご意見を仰いでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 村長答弁ございますか。

〔「今のご答弁のとおりです」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 一旦、今の内容で再質問ございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 村長の指定管理が議会の承認を得たとする、その根拠をお願いします。

○議長（清沢正毅君） 村長の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 塩原議員のこの質問は、12月議会にも出ています、はっきり言いまして。そのときに、はっきりおっしゃっています。

私は、先ほど担当課長が申しあげましたように、条例と乖離しているものについては、12月議会では私は、十分塩原議員に、直しましょうという話はしてあります、最終的に。念を押されました。

でありまして、このことについては、先ほど課長が申しあげましたように、議会からも正式な文書で来ましたから、文書でお願いをし、皆さんに議論していただいたわけでありまして、はっきり言って。ですから、このボールは皆さんに投げてあります。これをご理解いただきたい。

そして、いま一つ申し上げます。法律、規定、条例、規則等々は、時代の趨勢によって変更することは、ごく自然であります。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） おっしゃるとおりです、それは。ただ、現行条例について、しっかりそこを認識しているかどうか、そこがポイントだと思います。そのことが認識されていれば、今回のようなことは起きておりません。

条例とは一体何でしょうか。村長の認識の中で結構です。条例のことについて、ご答弁をお願いします。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいま私が答弁したとおりです。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 条例というのは本来、村が村民と、規制をかけたりするルールです

が、これは憲法、地方自治法の中に規定されております。条例とは、村民サービスのために、行政がしっかり事務事業などを見直しして、村民サービス向上のために、事務をしっかりやるために設けられているものです。

今回は、村が条例を守らなかったために重要な影響が考えられているもの、それは還付金です。還付金の答弁がございませんでした。

還付金、どのように考えていますか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） この件につきましても、既にこれまでの指定管理の管理を行ってきた中で料金を示してお支払いをいただいているというところから、それについては考えてございません。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） 何と云ったらいいのか、ちょっと私もわからなくなりましたが、まだ指定管理していないですよ、檜山に。だから、還付金が発生すると言っているんです。

条例は、作業棟条例が生きているんです。こちらは1,030円です。利用者は8,000円から1万円払っているんです。条例違反なんですよ。そこは認識していますよね。

私の調べたところ、還付金については、作業棟の条例の中にあります。これ、答弁お願いします。

還付金が発生するとすれば、8,000円から1万円払っていますから、7,000円から9,000円が発生するのかなと思うんですが、村の説明では、994人がこの3年間で利用したと報告を受けております。該当者はこれだけです。今のところですね。

利用者の支払う必要のない差額、還付金、この原因は村にあります。これは、作業棟条例の第8条、ただし書きに該当すると思われまして。ただし書きとは、村長が特別の理由があると認めたとき、使用料の全部または一部を還付できると規定しています。特別の理由とは、地方自治法第2条第2項の16号と17号に触れます。

この内容は、条例に違反して事務処理をしていけば、その違反行為は無効であると、事務

処理をしてはいけないと書いてあります。村長の見解を求めます。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

〔「村長、お願いします」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） いずれにしましても、指定管理については、まだ指定管理は行って、させているわけではございませんが、管理の状況の中で料金を示して、料金をお支払いしていただいた経過の中で、先ほど述べたとおりでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） この扱いは、重大な瑕疵だと思われまます。また議会でもしっかりと検討しなければいけないし、このことについては、関係者に大変大きな迷惑をかけています。

それから、議会に投げられているとおっしゃいました。議会では、拙速な結論を出すべきでないと申し上げてあります。13日の全協でそう申し上げてあります。

最後の関係になってきますが、作業棟について、先ほど課長のお話がありましたが、村内の山林関係5つの団体に意向調査をしたと。1団体を除いて、ほかの4団体は、利用する予定がないという報告でした。

これを受けて、村は条例を改正する、その内容は現行条例に合わせたいと、現行の指定管理者に合わせたいと。つまり、作業棟を観光レクリエーションの条例の中に位置づけて、料金を従来どおり徴収すると、そういう内容のものでした。

私、実は一昨日、キャンプ場に設置された3カ所の看板を確認しました。1つは、中俣せらぎ公園という看板で、松本建設事務所が設置、残りの2つは、野俣沢のキャンプ場入り口と檜俣沢の作業棟前に設置してあり、いずれも野俣沢林間キャンプ場遊歩道案内図と表示してありました。この2つは松本地方事務所が設置したものでした。

この松本地方事務所が設置した看板に管理棟の絵があり、これは今問題の作業棟とわかりました。私は、ついでに遊歩道も歩き、この道がキャンプ場を見おろす位置で、野俣、中俣、檜俣を一巡できる林間道路であるとわかりました。

看板設置が地方事務所であったことから、これら作業棟と遊歩道の一体の整備は、県事業

によるものと明確に理解しました。その後、当時の整備計画図面と完成後の施設の維持管理について、県と村の間で取り交わされた協定書を手に入れ、調べたところ、協定書は平成17年3月22日に交わしてありました。協定期間は10年、ただし、双方ともに意思表示のない場合は自動継続すると規定されており、現在は効力ある協定書です。

この中にある施設の維持管理の条文に、村が管理規則等を定める際は、その内容について県と協議するものとするがあります。現行の作業棟条例は、この協定書に基づいて制定されたと考えます。したがって、協定書が有効である限り、村が考えている観光レクリエーション施設への変更は目的外使用となり、県との協議が求められると考えますが、いかがですか。

また、協定書によると、作業棟と遊歩道は生活環境保全林整備事業で実施したと書いてありました。これを調べたところ、この事業は2004年、平成16年ですが、林野庁の共生保安林整備事業という国が2分の1補助する整備事業であったことが、林野庁のホームページで確認できました。

こうしたことから、現時点では、作業棟は条例どおりの維持管理が求められると考えられます。仮に村が指定管理をすれば、現在の作業棟条例を生かした指定管理者を探す以外、方法はないと考えます。

いかがですか。県協議の必要性と現行条例を生かした指定管理、2点についてお答えください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 塩原議員の、ただいま県協議、それから指定管理の件についてでございますが、まず、塩原議員おっしゃるとおり、この事業については、平成16年、県の事業として、生活環境保全林整備事業で遊歩道、それから森林整備、この作業棟等を整備をしたものでございます。

これにつきましては、事前に県とも事前協議をさせていただく中で、今回、村の方針として、観光レクリエーション施設として位置づけしていかどうかも県と協議をさせていただく中で、これについては、現在では県としては、問題ないということでご意見を伺っていますし、それから、この整備事業自体が、もともと朝日村には野俣沢林間キャンプ場があったことから、それもあることで、この事業を実施したという経過もございます。ですので、キャンプ場と一体とした管理については、県としては問題ないだろうということでございます。

た。

先ほども申したとおり、現在、村としては、この方針について、議会の皆さんに前回の全員協議会でお示しをさせていただき、方針について、議会のご意見を伺うということですので、ぜひそのご意見を伺う中で、改めて県のほうとは正式な協議をさせていただきたいと思っております。

それから、指定管理についても、観光レクリエーション施設に組み込むことによって、指定管理が出せるものと捉えておりますので、お願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） では、ちょっと、指定管理のことについて、もう1点お願いします。

今回、村が意向調査した団体、その中に朝日森林のクラブという団体があります。この団体は、平成4年に発足し、27年間、村に貢献している団体です。活動内容は、小学校の緑の少年団や、わくわく館の子供たちに森林体験など、森と親しむこと、山を育てることを教え続けています。

昨年は、開村130年記念植樹祭にも携わり、一方では、チェーンソー講習会や上組の森林整備作業を実施するなど、活動内容は村民とともにあります。

この団体に対して、このごろ村は、指定管理について意向を聞いたようですが、団体としては、作業棟を利用したい会員がいたことから、少し検討する時間が欲しいと求めたところ、村からは早急な回答を求められ、断念したとお聞きしました。

村と県が取り交わした協定書、この中は、三俣の生活環境保全林の適正な維持管理を求めています。協定書の中では、こうしたことを求めています。これらから、村はこうした団体と一堂に会して、じっくりと向き合う中で、作業棟と遊歩道が一体化した生かし方、これを見出すべきではないかと考えます。これこそまさに住民協働の作業かと思えます。いかがですか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） ただいまの森林のクラブからの意見を聞いた関係につきまし

では、3月13日の全員協議会でも、他の団体の結果とあわせてご報告をさせていただきましたが、森林のクラブとはお話をさせていただく中で、村の方針を出していく上で必要な期間をお示しをさせていただく中で、12日、13日の前日ですけれども、役員の皆さん、会員の皆さんとお話をさせていただきました。

その中で、森林のクラブがどのように指定管理をしていくかという部分も、会員の皆さんから意見を出していただき、また、村としての考え方等もお話をする中で、最終的には、あの施設の利用をどうしていくことが一番いいかということで、ご意見をいただく中で、実際に森林のクラブが指定管理として行うには、なかなか難しい部分がある。それは、団体の運営の仕方についてもそうですけれども、その中で提案をいただいたのは、それぞれの団体、今5団体等ありますけれども、その施設を利用する、また、施設を利用している団体が既にありますので、その皆さんと、それから指定管理者と、年1回程度の打ち合わせを行う中で、この施設を利用していくことが、より施設の利用価値が上がるのではないかということで、ご意見をいただいたところでございます。

その意見を踏まえて、今回、議会の皆さんには、村の方針をお示しをさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 塩原議員、再質問はございますか。

塩原議員。

〔9番 塩原智恵美君登壇〕

○9番（塩原智恵美君） では、最後とします。

今、国の法律で、山の環境も大きく変わっています。森林バンク、山バンクですか、そういったことも動き始めようとしているし、県もそんな組織を始めました。そういった中で、あの作業棟も生かす方法があるかもしれません。

そんなことも含めまして、最もいい方法を、議会もそうですが、いい方向を定めていきたい、そんなことを感じます。

以上で質問を終わります。

○議長（清沢正毅君） これで、塩原智恵美議員の一般質問は終わりました。

それでは、ここで休憩をとりたいと思います。

再開は、35分から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問を再開いたします。

◇ 林 邦 宏 君

○議長（清沢正毅君） それでは、次に、10番、林 邦宏議員。

林 邦宏議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 10番、林 邦宏です。

私は、3問質問させていただきます。

1問目は、上組辺地住民の要望は。

村道西洗馬87号線道路改良工事は、今年度に竣工して、初夏には道路供用開始となると考えております。

平成28年5月16日、行政・議会に、上組地区53世帯中51世帯の96%、向陽台地区14世帯中11世帯の78%の方々から要望書・要望署名が提出されておりました。要望書の趣旨は、村道西洗馬7号線（上組・土合）の道路改修と桜坂周辺の環境整備に関する6項目の内容でした。

地区住民からの出前村政開催要請で会議となり、その結果、行政が実施した事項は、通称長坂の山側と谷側、坂上り口の墓地側から覆いかぶさっている針葉樹等の枝打ち、坂の山側、谷側の雑木5本ほどの伐採、坂上部のカーブミラーの更新処置だけで今日に至っております。

辺地住民には、村道西洗馬87号線改良事業が最優先で、次に村道西洗馬7号線に着手する計画だと伝えられております。生活道路の改修を首を長くして待ち望んでおります。ところが、新年度の上組辺地総合整備計画には、辺地民が切望している7号線改修工事が組み込まれておりません。

これらから、村道道路管理者の村長に、地区辺地民の民意をどのように捉えておられるのかお尋ねいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 林 邦宏議員ご質問の上組辺地住民の要望についてお答えいたします。

村議会3月定例会に上程されました議案第6号 朝日村辺地総合整備計画では、道路整備事業として、平成29年度からの継続事業である村道87号線道路改良事業と向陽台住宅団地第3期分譲・造成事業地周辺の道路改良事業の2事業を計画しております。

ご質問の村道西洗馬7号線の道路改修計画であります。村道西洗馬7号線も含めた村道の整備につきましては、朝日村総合計画及び基本計画、実施計画により進めてきております。

また、実施計画は、行政、安協、教育機関、PTA等の関係機関による道路状況合同点検により策定された朝日村通学路交通安全プログラムに基づき、毎年計画の見直しもしております。さらに、平成30年度では、道路の劣化状況調査による修繕計画となる個別施設計画、いわゆる長寿命化計画が策定されます。

したがって、村道7号線の道路改修を含めた今後の道路改良及び修繕につきましては、朝日村通学路交通安全プログラムとあわせて、長寿命化計画等により計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） やはり、上組地区が辺地に指定されておいて、やはり、ほとんどの方がそこを生活道路として使いたい。そういう形である背景の中で、長寿命化云々という計画の中に組み入れるのは、やはり有効ですね、そういう辺地という指定地区の整備事業には、やはりそちらの辺地事業に組み入れたほうがベターじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 議員ご質問の辺地地域について、長寿命化計画等で整備計画を取り入れるのはいかがなものかということではありますが、今回、30年度に計画をしております。

まず個別施設計画、いわゆる長寿命化計画でありますけれども、この計画につきましては、道路の破損状況、これにつきましては、ひび割れ、わだち、平たん性、この3種類について、維持管理係数というのをを用いまして、朝日村の生活道路、村道のうちの約半分につきまして、状況を調べているところであります。

まず、その路面の状況について数値化しまして、さらに、その道路の有効性または、例えばバス路線であるとか、除雪路線であるとか、地域住民の方たちが一番利用されている道路であるとかいう点を考慮して、整備優先順位をつける計画であります。したがって、辺地地域である道路につきましても、その道路が一番有効であるか否かについて、整備計画をつくるものであります。

この辺地事業につきましては、整備するに当たって、辺地事業債を活用していくというものでありますので、今回の長寿命化計画と辺地事業とは目的が違いますので、村といたしましては、維持・修繕をしていく計画に当たりましては、この長寿命化計画、また交通安全プログラムの計画等を利用して、計画をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 上組の皆さんの民意というのは、やはり辺地に指定されているという、そういう、要するに生活環境ですね。その中での対応で、それに対して、それをやはり、現時点では先行されているのは、向陽台の宅地造成のことが主眼であって、それは確かに、村の方策としては、それはそれでよろしいと思っておりますけれども、現実として、そこに住んでいる、辺地債という、それがやはり、そういう何ですか、ライフラインなりもろもろの生活、やはりレベルを上げるための対応策なものですから、それをなぜ有効活用しないかということをお皆さんは要望していますし、それをやはり問いただしているわけなんです。

だから、確かに、長期寿命化計画とか、それとはまた、内容は違っているんじゃないかなと。特にこれは、村道西洗馬7号線というのは、やはり先人の人たちが一番、中央に出てくるのは、やはり利便性があるということで定めた道路であって、時代とともに、そこに田畑が、場合によっては山林になったり、そんなような状況で、やはりもろもろの状況が、年代とともに変わってきていると。

そういう中で、やはり、これに関しては、生活必需道路というので、やはりそれは、地区

の民意を反映するためには、やはりこれは、辺地債を有効活用して、やはりその財源を、速やかにというかですね、計画にのっとして、とにかく早期に対応をかなえてやるのが、やはり行政じゃないかなと思うんですけども、その辺も再度伺いたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 議員お尋ねの辺地総合整備計画との関連でありますけれども、辺地総合整備計画、今回の議会で上程をさせてもらっているところであります。

上組地区の道路整備に当たりましては、28年度から実施しております、ご存じの87号線の整備等が、辺地事業で実施してきているところであります。

辺地総合整備計画につきましては、道路以外のものにつきましても、総合的に上組地区を整備するという計画となっております。その中で、道路整備を今、行っているわけですが、また、現在の7号線につきましては、通常の道路の維持管理を継続してきているところであります。

今回上程させていただきました辺地総合整備計画の中で、道路計画も含めまして、施設計画等も計画されております。その計画の全体の計画の中で、道路の必要性等も今後検討されると考えられますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今の答弁の中で、やはり地区の、やはりちょっと行政の思いと地区の皆さんの要望とは、多少温度差はあるんじゃないかなと思います。

特に村道西洗馬7号線というのは、通常でいきますと、あそこに通称長坂と称する、北西方向に片寄っている道路が、坂道で、そこはやはり、非常に日照時間も少ないとか、もろもろであって、特に冬季間の通行に関しては、やはりそれなりの注意が必要だというようなことで、やはりそういう道路、路面ばかりでなくて、そういう何ですか、生活道路の環境整備も、やはりこれは、地区の要望で出ているわけなんですね。

特にこれは、もう一つは、やはり向陽台のあそこに、ついに住みかとして求めてきた人たちが、やはり自分らの、保護者として中央に出てくる、保育園もしくは役場のほうに来るの

は、やはりあれが一番最短距離だというようなことで、やはりそれについては、道路瑕疵の発生しないレベルでの、やはり、道路整備をぜひお願いしたいというのが、この要望の中身なんです。

それで、現在確かに、村道87号線は竣工しようとしていると。ただ、やはり行政というより安心・安全という観点で捉まえた場合、それを利用するかどうかは別としましても、やはり現状、340メートル近く、改良工事の中で、やはり、幅員が本来は9メートルで、それが全線340メートルが、9メートルとらなくちゃいけないところを、30メートル区間が幅員が3メートルだと。要するに、通常よりずっと少なく、それを本当に安心・安全に通行できる村道だというふうに認定できるかどうかということにも、相当、上組地区の人たちは、それを捉えています。

とにかく、ご自分ら、生活道路に関しては、やはりそれを、どんどん高齢化し、なおかつ、冬季間の日照時間が少ないとか、もろもろの坂の環境が、まだいまいち、要望している内容とはほど遠い状態になっているものですから、そこも何とかしてほしいということで理由が出てます。

それで、過日、かつて私が、村道西洗馬87号線に関して、当局に内容をただした範囲では、これは2017年ですから、今から2年ぐらい前ですね。そのときの3月の議会で、要するに、30年度に冬季の日照時間を実地調査するというので、そういうのが宿題になっていると思いますけれども、その調査をどのように実施して、それに対して、どういうふうに対応するのか。

これと、先ほど課長の答弁にあった、いわゆる長寿命化の面、もろもろ含めて、これに対しては、どのように対応しようとしているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 議員の過去ご質問された7号線の冬季の状況の確認でありますけれども、道路の通常の管理の中で、冬季の状況については確認をしております。

その結果といたしまして、除雪、また、先ほど議員がご質問の中でもありましたけれども、木の伐採、枝打ち、また、危険箇所につきましてカーブミラーの設置と、また簡易の補修等を実施してきているところであります。

また、今回新しく、87号線が改良されるわけではありますが、その安全性等につきましては、

31年度につきましても、各機関、安協、または地元のPTAの方たち等も含めました道路状況の構造点検実施予定となっております。その点検の折に、安全性と現状を確認いただきまして、対応していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、冬季の日照時間の調査に関して、もっと具体的に、どういう形で、どういう結論を出したのか。その辺、再度お伺いしたいと思いますので、お願いします。

○議長（清沢正毅君） 塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 冬季の状況の確認でありますけれども、村のほうでは、降雪等があった場合に、道路の状況を確認することとなっております。特に、この7号線につきましては、日陰道等ということでありまして、降雪とは関係なく、現況を確認する路線となっております。

そういうことで、通常は、役場等で積雪が確認された場合でも、この上組地区及び降雪が比較的多いと思われる御馬越地区等につきましては、確認をその都度実施してきております。積雪状況によって、また凍結の状況によって、確認を常にしている状況であります。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 今の長坂の日照ですが、職員が12月、1月、2月、3月まで、定期的に目で日照時間を確認していますが、現実的には日照が当たらない、そういう結論が出ています。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 周囲環境ですね、特に、非常に日照時間も損ねています針葉樹等の樹木がありまして、それを私どもの、というよりも上組地区、向陽台の人たちの要望書の中

では、それをぜひ伐採して、やはり日照用の時間なり、日照条件をよくしてやれば、より安全の高い道路になるんじゃないかと。それを皆さん、誰しも、ごらんになっていただければ、理解できるんじゃないかなと思います。

それを枝打ちのみでとどめているという体制は、非常に皆さんにとっては、不可解な思いだというふうに私も理解していますし、皆さん、そういう捉え方をしております。

これで、やはりそういう場所であれば、やはり安全を担保するのは、やはり村道の最高責任者の村長がどのようにそれを対応して、今後どうしていくのか。その辺が、まだ今見えていませんから、その辺をぜひお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 長坂のヒノキ、あれ両側ヒノキなんですけど、その枝打ちは、地権者の了解を得ないと、勝手にはできません。そこで、両サイドの何メートルかの伐採をお願いしましたが、一切、地権者は了解をいただけませんでした。

そして、せめて枝打ちだけということで、これは了解して、ただ、村が勝手にやるわけにいきませんから、そういう状況であります。そして、それだけでなく、勝手にどんどん伐採すればいいことは、もしその総意があるならば、皆さんがもっと努力すべきだと。そして、提供すると。

まさに今、鳥獣被害の防止柵も、猿が出没して困る。まさに緩衝帯がないからなんですけど、それはあくまでも、地域の住民の皆さんの努力でお願いしておる。個人の権利の問題に、行政がそれ以上かかわるわけにもいきません。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今の村長の答弁の中で、やはり私自身も、こういう皆さんの代弁者として、それぞれ墓地の地権者、それから長坂の両サイドの地権者に対しては、それなりの打診はしてあります。それでは、やってくれてもいいよと。だから、そこにやはり、当然、そこにもろもろの条件が絡むと思いますけれども、それをより、やはり、地権者の要望なりを取り入れてやっていただければ、この伐採に関しては可能じゃないかなというふうに思っ

ています。

その辺は、今後しっかりと、前向きな姿勢で対応していただければ、地権者はそれについて、同意したり、協力していただけると、そういう話はいただいていますから、その辺はぜひ、そういう対応をしていただきたいと思います。

いずれにしても、やはり、ここに何人かの方から意見をいただいています、こういう機会ですから、ちょっとご披露したいと思います。

まず、ヒアリングした範囲は、辺地指定されている地区は平等に扱っていただきたいという話が出ています。これを痛切に思っておるという意見が出ています。村政の施策面で、貢献し向陽台の団地造成には全面的に協力していますと。上組と向陽台の今回の要望も出ている中で、やはりそれなりの対応していただきたいと。

それで、例えば例をとりますと、大石原の場合には立派な道路改修が行われていると。要は、やはり基本的には、内容的には遜色はないんじゃないだろうかということで、世帯数からいいますと、52世帯プラス、向陽台が現在、40世帯ぐらいになっていると思いますけれども、そういうレベルでの対応じゃないかなと思います。

それから、長坂は、小野沢方面へ出向くときは必ず通ると。しかも、これから交通弱者になるにおいては、やはり冬の日照時間等で道路が凍結しないような安全対策を講じてほしいと。

それから、あとは、向陽台の方で、という方は、冬の、ついの住みかを向陽台に確保し、自己満足を感じている私どもです。桜坂まで我が子の保育園送迎には、一番便利な道路であることが、体験の結果わかりました。しかし、その裏には、大変危険な道路であることも体験いたしました。坂への入り口の出っ張ったカーブでした。あわや事故の寸前でした。このような体験はノーサンキューですと、そんな意見も出ています。

それから、枝打ちをしたんだけど、まだ日陰があるということで、より環境整備をやっていただきたいと思います。

それから、あとは、車のすれ違い箇所はぜひつくっていただきたいと思います。最近、社協の車が、くるりん号がそこを利用していると。そうなったら、ほとんどバックせざるを得ないというようなことで、やはり、よりスムーズに安全で通れるような、そういうところ、改修をぜひやっていただきたい。これは、全幅を広げるということではなくて、すれ違いできる箇所と。これは最小限度のそういう要望ですから、この辺はぜひ対応していただければと思います。

今、ヒアリングの内容を披露いたしまして、この質問は終わりにいたします。

○議長（清沢正毅君） 林議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 2問目ですけれども、カラマツ材板材の用途はということで、新役場庁舎建築のため、先人たちが育て上げたカラマツが伐採され、板材になり、集成材加工される際、強度不足で除外された板材が、クラフト体験館の土手下の広場に、風雨雪にさらされながら積み置かれております。また、クラフト体験館の前庭にも、カラマツの板材が風雨雪にさらされながら、積み置かれております。

貴重な財源を投入した板材の使途は、どのように対処されるのか、お尋ねいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員ご質問のカラマツ板材の使途についてお答えをさせていただきますが、このカラマツ板材については、議員ご発言のとおり、庁舎建設時の残材となります。保管状況については、保管スペースにも限りがあるため、決してよい状態ではないと認識はしております。

今後の使途につきましては、使用できる、活用できる範囲の中で、有効に活用していきたいと考えておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） まず、現在2カ所に、そういう形で板材が、ぱっと見れば、やはり放置されているなというようなイメージが、やはり目にとまります。

やはり、目的がもしなければ、やはり村民にそれを提供するとか、いろいろな手だてはあると思いますし、それで、もう一つ、シートを使っていますけれども、やはり長期間保存するには、あのシートですと、やはり保存対策も何もできていませんから、それなりのシートを使って、やはり貴重な財源を維持していくためには、それ相応の対応が必要だと思いますけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 現在、使途については、具体的な活用はまだ見えていないところでございますが、今後について、林議員からもご意見ございましたので、村民の中で使いたいというご意見が多いようであれば、それも一つかなと考えております。

また、管理方法については、ご意見としてお伺いしておきまして、改めて管理方法をまた考えたいと思いますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） ぜひ、やはり貴重な財源を管理しているんだという、やはり方向性は、ぜひ示していただきたいと思います。村民から見ますと、何だいあれはという、そういうイメージが、やはり拭い切れないような状況下に今置かれていますから、その辺についてお願いしたいと思います。

それと、やはり今後、そういう使途がはっきりしなければ、極端な場合ですと、やはり、燃料に使ってでもいいし、ストーブのまき材でも何でも構いませんけれども、やはり価値のあるうちに有効活用をぜひお願いしたいと思います。

これをもって、この質問は終了します。

○議長（清沢正毅君） 林議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 建設時の残土の対応は。旧入三農村広場には、あさひ保育園新庁舎建設時の残土が、村道西洗馬87号線の切り土の残土は工事現場（向陽台3期分譲予定地）とクラフト体験館の土手下広場に積み置かれています。健やかな土づくりを目指す専業農家さんから、客土用にとの問い合わせがありますが、当局の残土の使途、農家への提供についてお聞かせください。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員ご質問の各工事からの残土の用途についてでございます。

この残土につきましては、議員ご承知のとおり、役場庁舎を含む、これまでの公共工事と施工中の道路工事からの発生土となっております。ストック場所については、議員ご確認のとおりでございます。

議員ご質問のこの残土の用途につきましては、今後予定しております公共工事への使用を予定しております。

一つには、ご案内のとおり、本年度から取り組んでおります中山間総合整備事業と来年度から取り組みを予定しております農地中間管理機構関連農地整備事業の圃場整備の客土用として使用を予定しているものでございます。

そのほか、村道西洗馬87号線改築工事からの発生土は、土地開発公社が計画しております向陽台3期分譲計画予定地にストックをしてあり、これについては、その造成工事への使用を予定しているものでございます。

次に、農家への提供については、ただいま申し上げたように、公共工事として使用する計画がございますので、現段階では農家への提供は予定しておりません。しかしながら、向陽台1期分譲の造成工事の際、発生した残土について、農家への提供用として、JAが土壌検査を行い、ストックした残土がございますので、必要な際はJAへ問い合わせをお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、JAに提供して、それから農家というルートみたいなんですけれども、これは、今までそれがちゃんと、農家が必要としている、やはり、確保というのか、保管状態がよければよろしいんですけれども、例えば、入三の農村広場に保管している残土は、ほとんどが雑草が生えて、雑草の温床になっているというような状況でして、やはり農家が本当に欲しいなという、そういう条件には、ちょっとほど遠いのかなという感じがしますけれども、87号線での残土というのは、まだそういう状況には陥っていませんから、その

辺を優先利用をして、今後の中山間の総合整備事業とか、そういうところにぜひ対応できればと思っていますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 先ほど答弁させていただいたとおり、残土については、種々の圃場整備の客土用に使いたいということでお話をさせていただいたとおりでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 現在、87号線の工事現場で、今後計画されると思います向陽台の3期分譲のところの件なんですけれども、やはり土を動かすということは、非常に何か、造成費用のかさむことです。それはぜひ、自然の状態をそのまま有効活用して、最小限度のスペースで対応できるような形でやれば、あの残土はやはり、そこに使用しなくても済むんじゃないかなと、そういうふうに想定されるんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 林議員おっしゃるとおり、土を動かすとお金かかります。ですので、87号線の一部の残土については、都市開発公社が造成を計画していますところにストックをしている状況です。

それから、その土も、計画する上で必要とされるということが見込まれるので、その場所に置いてあるということですので、林議員おっしゃるとおりで、土を動かさないように、経費を少なくするために、あの場所に置いてあるということで、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 私が申し上げているのは、やはり3期分譲の宅地造成についてなんですけれども、2期分譲と同じように、やはり丘陵地帯を有効活用して、そして、最小限度の造成で、費用で済むような、やはり工夫なり、そういう造成費用の軽減策を講じてあれば、今現在積み上げてありますあの残土は、そんなに必要じゃなかろうかな、必要じゃないという私は理解だと思うんですが、その辺について再度伺い、なおかつ、要するに、住宅造成に関しても、そういうアドバイスなり、そういう要望を組み入れて、やはり最小限度の造成で済むような対応で、丘陵地帯にあれば、当然、河岸段丘になるのは当たり前の話で、それを最小限度の状態ですべて持っていっていただければと思うんですけれども、その辺について、再度お伺いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 第3期分譲につきまして、公社のほうと道路改良の関係で調整を、建設環境課のほうで調整をとらせてもらっておりますので、回答させていただきますけれども、第3期分譲につきましては、現在設計が進んでいるところであります。

現在、87号線の道路改良が並行して進んでいるわけですが、その取りつけにつきましても、調整をして、事業を進めているところであります。

議員ご指摘の、第3期分譲予定地へ残土があるわけですが、その残土につきましても、先ほど議員がご指摘のとおり、第3期分譲の造成につきましては、丘陵地帯を最小限に造成することを考慮して設計をしております。

また、87号から出る残土、第3期分譲のところに積み上げられている残土につきましては、農業用の耕土としては、不向きな砂利が含まれた土となっております。その土を有効利用するために、第3期分譲のほうも造成計画が進められております。

したがって、第3期分譲の設計に当たりましては、最小のコストで造成する方向で進んでいるところであります。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 林議員、再質問はございますか。

林議員。

〔10番 林 邦宏君登壇〕

○10番（林 邦宏君） 今、建設環境課長から伺いました内容ですね。ぜひ、一番いい状態で宅地造成をやっていただければと思います。

以上をもちまして、私の質問は終了いたします。

○議長（清沢正毅君） これで、林 邦宏議員の一般質問は終わりました。

◇ 高 橋 廣 美 君

○議長（清沢正毅君） 次に、1番、高橋廣美議員。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） 1番、高橋廣美です。

私は今回、1問質問をさせていただきます。

地域コミュニティの活性化についてであります。

地域コミュニティの定義はさまざまですが、おおむね次のような見解ではないかと思えます。一定の地域を基盤とした住民組織、人と人のつながりであり、そこに暮らす地域住民が構成員となって、地域づくり活動や地域課題の解決と、その地域にかかわるさまざまな活動を自主的に展開している組織と位置づけられております。

具体的には、防災活動や地域の安全確保、地域の人々の親睦、行政からの事務連絡、環境美化・環境保全の担い手、地域福祉の担い手、さらに地域の伝統芸能・祭りの継承や保存、子供のしつけや教育、健全育成等、多岐にわたっています。

さて、今、この地域コミュニティの健全な姿が、崩壊の危機に瀕しているというふうにも言われております。

当村の教育委員会、住民福祉課、総務課、生活環境課、それぞれにかかわる課題が山積していると思えます。大変悩ましい、難しい問題ではありますが、各課において現在取りかかっていること、また今後の課題等も含め、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、高橋議員の地域コミュニティの課題とい

うご質問でございますけれども、各課からご回答させていただきたいと思っております。

最初に、総務課の関係でございますけれども、総務課の関係につきましては、まずは地区への未加入世帯が課題となっております。

現在、朝日村の総世帯数1,529世帯のうち175世帯、約11.1%が地区未加入となっております。この地区未加入世帯におきましては、防災行政無線の個別受信機はおおむね設置いただいておりますので、防災行政無線による緊急放送、また行政の連絡は伝達がされておりますけれども、回覧板、また広報等の行政情報につきましては、必要な方は役場、中央公民館、マルチメディアセンターのほうにとりに来ていただくほか、ホームページで見ていただくようになってきているため、一部の世帯には伝わっていない可能性がございます。

また、地区町会で周知している行政連絡につきましても、地区未加入世帯は届いていない状況にありますし、防災上も、有事の際の避難、また安否確認の体制が確立されていないなどの課題がございます。

次に、地区と自主防災組織が同じ組織になっているという問題でございます。

現在の自主防災組織は、地区と同じになっているため、長が1人で仕組みがわかりやすい反面、地区から離れた場所に転居された方につきましては、災害時に地区防災会への活動が一緒にできないため、地区未加入世帯と同様に、有事の際の避難や安否の確認ができないなどの課題がございます。

このほか、高橋議員がおっしゃられますように、地域コミュニティは、同じ地域で暮らす住民同士が連帯感を高め、地域づくりや環境整備、地域の諸課題を解決し、住みよい地域づくりを進めるために、さまざまな活動を自主的に進めていただく組織であるかと思っております。こうした地域コミュニティが崩壊していくと、地域の活力や連帯感がなくなり、全てが行政任せとなっていくことが懸念されます。

このようなことから、今後は住民と行政の協働、役割分担を考える中で、当然受け手の体制の問題もありますが、地域のことは地域で考え、実施していただくきずな支援の制度、こういったものが、今後必要になってくるのではないかと考えるところでございます。

総務課につきましては以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 私からは、住民福祉課関係につきましてお答え申し上げます。まず、現在の取り組み状況についてでございます。

我が国では、少子高齢化・核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化等、議員がおっしゃいますとおり、地域社会を取り巻く変化におきまして、福祉ニーズが多様化かつ複雑化してきております。

朝日村でも例外ではなく、朝日村の人口推移を住民基本台帳の1月1日現在で、20年前、10年前の数字で比較をしてみました。

平成11年の総人口は4,983人、総世帯数は1,291戸、高齢化率は21.7%、1世帯当たりの世帯構成人口は3.8人でした。10年後、平成21年、総人口は4,944人、総世帯数は1,409戸、高齢化率は25.1%、1世帯当たりの構成人口は3.5人でした。直近、31年の総人口は4,586人、総世帯数は1,526戸、高齢化率は30.4%、1世帯当たりの構成人口は3.0人でした。

朝日村では、この20年間、さまざまな人口確保対策を講じてまいりまして、高齢化率は現在、県の平均を維持しております。ですが、高齢化率はこの20年間で8.7%アップ、各地区別の高齢化率の最高は55.1%、2分の1の方が65歳以上という地区も見られるようになってきております。また、1戸当たりの世帯構成人口は3.8人から3.0人に減少しまして、核家族化も進んでおります。

少子高齢化、人口減少という大きな課題を解決すべく、当初予算でもご説明申し上げたところでございますが、住民福祉課では、国で平成28年6月にニッポン一億総活躍プランが閣議決定され、子供、高齢者、障害者等、全ての人々が地域・暮らし・生きがいをともに作り、高め合う、地域行政社会の実現に向けた取り組みに着手をしております。

地域行政社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手の枠を超えまして、地域住民や地域のさまざまな主体が、我がこと、自分のこととして参画し、人と人、人と資源が時代や分野を超えて丸ごとつながることで、村民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものでございます。

この事業の趣旨は、高橋議員のおっしゃる地域コミュニティの活性化と大きく重なるものと感じております。

村では29年度から、地域共生社会の実現に向けまして、国のモデル事業として取組んでございますが、国では再来年、2021年6月に事業スタートする予定です。

村ではこれまでに、我が事といたしまして、日常生活での困りごとをご近所同士で支え合う仕組みをと、社協とともに視察・検討を重ねまして、昨年、社会福祉協議会におきまして、朝日有償生活支援サービス、いいせが立ち上げられ、現在、34人の会員の方が、ごみ出しや

パソコン操作等、皆がお互いさまの心での活動をいただいております。村民の皆様にもご理解をいただき、ぜひ一緒にご参加いただければと思っております。

また、丸ごとの事業といたしましては、切れ目のない相談支援体制の構築のために、相談支援包括化推進員を置かずには庁内各担当課との横の連携強化を図り、さらには、さまざまな関係機関とのネットワークを図り、ワンストップでの相談対応を図ってまいりました。

また、事業といたしましては、学福連携として、核家族化が進む中、小学校での授業参観や授業や行事に村民の方が参加し、参加者をご自分のお孫さんのように交流を図ったりと、地域が家族のようにつながる活動を行ってまいりました。

今後の予定といたしましては、平成31年度は朝日村総合計画の見直しの年となっておりますが、この総合計画を上位計画といたしまして、住民福祉課では、朝日村地域福祉計画を新たに策定する予定でございます。

地域福祉計画とは、住みなれた地域で誰もが安心して暮らせるように、世代や分野を超えてつながり、支え合いの強化により解決をし、生活を豊かにする地域づくりの実現のための計画です。この計画の策定の中で、村民の皆様からご意見やお知恵をいただき、さらに、お互いさまの地域づくりを深化させてまいりたいと存じます。

また、村の地域福祉計画の会議は、第7期朝日村介護保険計画と老人福祉計画、また第5期朝日村障害者計画がありまして、これらの計画との整合性を図りながら進めてまいりたいと思います。

また、これを受けまして、来年度、社会福祉協議会におきましても策定予定であります朝日村地域福祉活動計画とも、お互いに補完・連携をしながら策定を進めてまいります。

さきに総務課長も申し上げましたが、この計画の策定に当たりましては、村民お一人お一人が地域の生活課題に関心を高め、課題として意識し、ご意見をいただくとともに、施策を進めるに当たりましては、村民総ぐるみでご参加いただけることが肝要であると捉え、村民の皆様のご理解をいただきながら進めてまいりたいと存じます。

先日、社会福祉協議会でのボランティア研修の折に、講師の方が、年を重ねるということは、成熟し楽しむこと、安心して失敗を、迷惑をかけながら生きられる環境をつくるのが大切と説かれました。また、日常生活でのお互いさまの地域づくりは、災害時の命を守る活動にもつながります。安心して、住みなれた地域で自分らしく住まい続けられる、また、災害にも強い朝日村が、一つの家族として、ともに支え合える村づくりを目指してまいりたいと思います。

議員の皆様にもご意見、ご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 私からは、建設環境課の状況をお答えいたします。

建設環境課が地域コミュニティにかかわっている活動といたしましては、村内全域を地区ごとに行う村内道路・公園整備、地区ボランティアと、鎖川の環境保全を目的とした団体による鎖川の河川清掃であります。

これらの活動は、村民の方々がみずから地域の環境保全に取り組むことで、村民相互の顔の見える関係づくりと地域のきずなづくりにつながるものと考えております。

今後の課題は、担い手の不足と固定化の解消が課題と捉えております。

超高齢化社会の到来の中、持続可能な活動とするためには、若年層の地域活動への参加促進を柱とした、さまざまな角度からの方策の検討が求められていると考えております。

以上であります。

○議長（清沢正毅君） 清沢教育次長。

〔教育次長 清沢光寿君登壇〕

○教育次長（清沢光寿君） それでは、私からは、教育委員会の取り組みとその課題につきまして、お話しさせていただきます。

まず初めに、高橋議員を初めとする信州型コミュニティスクール鉢盛モデルでは、担当者を1名加配しておりまして、ボランティアの皆様には、中学校敷地内の大きく成長しました木々を伐採いただくなど、環境整備にご尽力いただき、感謝申し上げます。

さて、教育委員会が管轄します社会教育、学校教育を中心に申し上げます。

公民館では、各種学級・講座・イベントなどを実施し、村民の学習ニーズに応え、村民同士のきずなを築いておりますし、また、各分館活動につきましては、毎年度、地域活動への補助金を出すなど、地域の活性化に向けた取り組みへの支援を行っているところでございます。

しかし、高橋議員のおっしゃるとおり、都市化や過疎化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域で育てる子供という考えは衰退してきていると感じるところでございます。

教育は、単に学校だけで行われるものではなく、家庭や地域社会が教育の場として十分な機能を発揮しなければ、未来を担う子供たちの成長はあり得ないと考えているところでございます。

そこで、平成28年度より、朝日小学校におきまして、信州型コミュニティスクール、学校支援ボランティア、あさひっこわくわくサポート隊がスタートしました。

この信州型コミュニティスクールとは、こんな子供を育てたいという願いや課題を共有した地域住民に学校支援ボランティアに参加いただき、学校と一緒に子供を育てていく仕組みでございます。

次に、まず、今日の状況を見ますと、家庭においては、核家族に加え、きょうだい数も少なく、地域の地縁的なつながりが希薄化となっている中で、子供たちが成長する過程の中で、多様な人々と触れ合う経験が不足していること、また、保護者がどう子供とかかわってよいかなど、子育てについて悩んでいるご家庭もあるように捉えております。

また、シニア世代では、豊富な知識や経験を持つ方が多く、地域への貢献意欲や学習意欲のある方も多くおられると思われませんが、十分に活用されていないものと感じております。

そこで、1つ目の課題として、地域づくりに必要な、まず人材育成が必要と捉えております。

学習の場、また講座等を提供することや、育成した人の活用、公民館行事であり、保育園、小・中学校、子育て支援センター、図書館、美術館など、多くの場を提供することが必要と捉えております。

次に、もう一つは、先ほど申し上げました信州型コミュニティスクールの推進により、学校と地域との連携を深め、多くの住民が積極的に学校支援を行うことで、住民相互のきずなを強く結びつけ、コミュニティの形成につなげていくことができると考えています。

つまり、子供たちが多様な体験を通じて社会性を育むことは、社会教育の重要な役割の一つであり、さらに、子供を核として地域住民の輪が形成されること、この学校教育と社会教育の連携こそが、今求められている課題と捉えてございます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。

高橋議員。

〔1番 高橋廣美君登壇〕

○1番（高橋廣美君） それぞれの課に投げかけてしまっているといいですか、非常に大きな問題

であります。

しかしながら、それぞれ連携と申しますか、つながっているわけですね。各課でやろうとしている、それもやっぱり地域住民、その地域の人々の心を動かす、そうしてこそ、つながりができるというふうに思っております。

一つ、今、教育委員会のほうの話の中から、人材育成、5年で既存の、村内と申しますか、リーダーシップをとっていただける方がいて、どんどんやれる場合もあります。しかしながら、最近、ここ数年と申しますか、地域政策とか、観光関連もそうですが、近くの大学、隣の大学もそうですが、学部の中でも、そういったことに関心が高まっている学部、学科もあるというふうにお聞きをします。

そんなことで、または、存続というのが難しい地区の祭りとか芸能関係、そんなところにも、地域の皆さんが、進んで終わったわけではないんですが、担い手不足と申しますか、後継者不足のようなことで埋もれてしまっている文化・芸能、そういったところに、教育委員会の力をかりてと申しますか、その辺で、そういった方々からご指導いただければ、人材育成等も含めて、つながるのではないかというふうに、これは提案をしたいと思えます。

先ほど、総務課、その地域の防災も含め、そうした地区の人々の安心・安全、これはもう全てつながっているわけですから、今後、先ほど住民福祉課長もおっしゃいましたが、私どもも含めて、こういったことに、より力を注ぐと申しますか、して、村民のそういった機運を盛り上げていけば、よりよい朝日村がつかれるのではないかというふうに思えます。

それから、もう一つ、最近、古見区の常会があったわけですが、多面的支払交付金ということで、水路の関係とか、そんなところに、交付金と申しますか、それを出すような仕組みができました。役員の中で、やはり地域のことは地域で、自分たちで何とかしなくちゃいけないという気持ちはあっても、そこら辺に資金的な、多少なりとも援助があれば、それは、より推進が可能ではないかという意見が出されておりました。

この辺について、今後の、私自身が思っている課題でもあると思えますので、その辺の展望と申しますか、今後、可能性と申しますか、ありましたら、ひとつ、最後にお聞かせいただきたいと思うんですが。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） ただいま、高橋議員から、地域コミュニティという

ことで、さまざまなお提案等いただきました。

先ほどもお話の中にごさいました資金面ということですね。援助を行って、地域のことは地域で行っていただくということをごさいますけれども、これまさに、これまでちょっと、その審議会等で、ちょっと検討してきたきずな支援の形になっていくと思いますけれども、こういったことも、地域リーダーの養成というか、そういったことも含めて、そういった制度、今後の課題だと思いますので、今後また検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 高橋議員、再質問はございますか。よろしいですか。

○1番（高橋廣美君） 以上で終わります。

○議長（清沢正毅君） これで、高橋廣美君の質問は終わりました。

それでは、昼食の時間に近づきましたので、一旦ここで、午前中の一般質問については終了させていただきます。

午後は13時15分からスタートしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時15分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問、午後の部に入りたいと思います。

◇ 上 條 俊 策 君

○議長（清沢正毅君） それでは、次に、3番、上條俊策議員。

上條俊策議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 3番、上條俊策です。

私は、議員としての任期最後の一般質問ということになりまして、4年間の、いろいろの質問させていただいたり、要望してきたことに関して、4年間を振り返り、総括いたしたく、

質問をさせていただきます。

1つ目といたしまして、議員4年間における質問、提案事項の現在の進捗状況についてということでお聞きします。

1つ目、ホームページの充実と、ふるさと納税を通じて、村のPRにつなげたらどうかという質問・提案に対しまして、職員のシステム研修を再度徹底することによりまして、コンテンツのアップ、また、掲載期間を確認する体制準備等を図っていくと言われました。どんな体制で遂行し、今現在、結果はどうなったのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、ふるさと納税の内容の充実につきましては、今後検討を図っていくと言われましたが、今現在、ページを見ますと、そういった、何らページに反映されていないように見受けられるわけですが、現況をお聞かせください。これは、28年3月の議会で質問させていただいたことです。

2つ目、学校坂といわれています、前の役場庁舎からずっと上がってきまして、公民館に来るあの道ですが、学校坂周辺の里山整備についてですが、学校坂からかたくりの里までの里山整備について、松本広域森林組合に確認したところ、補助事業の対象としては整備は難しく、所有者負担の軽減を検討しているとのことで、その後一度、所有者説明会を行っていただきましたが、その後どんな状況か、お聞かせいただきたいと思います。これは、28年6月のときに質問させていただきました。

それから、3つ目として、旧役場庁舎、また、あそこがありました、今もありますが、駐車場をどうするかという結論は、新しいものをつくったら古いものをどうするかということで、2回一般質問させていただきましたが、毎回明快な回答をいただいております。いつまでに考えを示される予定ですか。

以上、3つのことに関してお聞きいたします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員のご質問でございますけれども、私のほうから、1つ目と3つ目のほう、答弁をさせていただきたいと思います。

最初に、ホームページの充実とふるさと納税のご質問でございますけれども、ホームページにつきましては、上條議員から平成28年3月にご質問をいただいておりますが、当時、ホームページの運営につきましては、掲載されたコンテンツが古いまま放置されていたり、検

索しにくかったり、さまざまなご指摘をいただいたところでございます。

その後の対応につきましては、上條議員からご質問いただいた後、平成28年5月に、全職員を対象とし、ホームページを作成するソフト、CMSというソフトでございますけれども、それにつきまして、再度研修を行い、古い情報が残らないよう、掲載期間の設定方法などの操作方法を徹底したほか、デザインが崩れていましたコンテンツの修正、古い情報の削除、それと過去の資料やデータの掲載年数の統一、ダウンロード様式のPDF版の追加を行っております。

また、見やすさ、操作がしやすいよう、リンクを張ってある文字につきましては、従来黒色でしたが、リンクが張ってあることがわかるように青文字に変更し、全てのコンテンツに更新した日付が表示されていましたが、見にくいとの指摘もございましたので、非表示に変更してございます。

また、パソコンのサイトとスマートフォンのサイトで、カテゴリーの名前に違いがあったものを統一しております。

このほか、全てのコンテンツにつきまして、組織で探すというカテゴリーと、主に村民の皆さんが閲覧に使用しますグローバルナビ、ライフイベントで探す、目的で探すという2系統のカテゴリーにコンテンツを関連づけ、情報の探しやすさと管理のしやすさを両立させることとしております。

また、先ほど、住民の皆さんが閲覧に使用するグローバルナビ、ライフイベントで探す、目的で探すの3つのカテゴリーにつきまして、どのコンテンツをどのカテゴリーに関連づけるのかの見直しも行っております。

なお、現在のホームページにつきましては、平成26年度から長期継続契約によりまして、5年間の契約を締結しておりましたが、その期間が間もなく終わることになっております。

新しいホームページへの移行につきましては、今年度、プロポーザル方式により、応募5社の中から、ホームページのメーカー、株式会社スマートバリューを選定し、現在、新たなホームページへの移行作業を進めているところでございますが、この移行作業につきましては、前回の反省を含め、不要コンテンツの再確認、コンテンツの統合、また不足しているコンテンツの作成、ホームページを健全な状態で維持するための運用マニュアルの作成、障害者差別解消法に基づくアクセシビリティ規格に準拠した機能の追加、職員のコンテンツの管理体制を課単位から係単位にして責任を明確化、また、観光、子育て、移住・定住、小学校、議会、土地開発公社、美術館は、特設サイトを設けることとしてございます。

また、公共施設の位置を地図上に表示した施設マップや朝日村暮らしのカレンダーの内容を表示するカレンダー機能を新設する予定でございます。

この新しいホームページにつきましては、4月1日に発表される新しい元号に対応させ、ことしの5月31日から運用することになっております。

続きまして、ふるさと納税につきましては、一昨年12月より、ふるさと納税の手続を代行して行っていただく代行業者、さとふるという業者でございますけれども、そちらと契約を締結しまして、ふるさと納税の運営に必要な企画とプロモーション、寄附の受け付け、寄附金の回収、問い合わせ対応、返礼品の手配・配送を一括して代行していただいております。

村のホームページからは、トップページのバナーから、さとふるのポータルサイトへ移動ができるよう、ご案内をさせていただいているところでございます。

また、直接村に納税したい方のために、トップページのふるさと応援寄附と朝日村の紹介のバナーから入った場所に、長野県朝日村ふるさと応援寄附のご案内というコンテンツを作成しております。ふるさと納税制度の紹介のほか、ふるさと納税のチラシ、寄附金の申し込み用紙、税制制度などにつきましてご案内をしているほか、先ほどのさとふるのポータルサイトへのリンクもご案内させていただいております。

これによりまして、平成30年度のふるさと納税につきましては、これまでに133件、584万9,000円の寄附がございまして、このうち、さとふるのポータルサイトからは、124件、289万4,000円の寄附をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

次に、3つ目のご質問でございます。

旧役場庁舎駐車場をどうするか結論はとのご質問でございますけれども、旧役場庁舎につきましては、村としましては、貴重な文化財価値がある県内唯一の市町村役場のため、今後、文化財として保存・活用する方針で検討・研究していきたいという方向性を示させていただき、昨年1月の地区長会で、各地区の意見を集約していただくよう依頼いたしました。

5月に取りまとめました各地区のご意見では、35地区中、取り壊したほうがよいとする地区が11地区、残したほうがよい、条件つきで残したほうがよいとする地区が4地区、残す方向の条件提示・協議が必要とする地区6地区、意見なしが18地区でございまして、意見のない地区が半分ございまして、村民の皆様の意向が確認できておりませんので、旧役場庁舎をどうするかにつきましては、今後の課題でございます。

また、旧役場駐車場につきましては、小野沢区の防災広場として整備をしていく方向がよ

いのではないかと考えておりますが、旧役場駐車場につきましては、現在借地になっておりますので、地権者の方々のご意向を踏まえて、今後検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 私からは、議員ご質問の2番目の学校坂周辺の里山整備についてお答えをいたします。

この事業につきましては、小野沢区からの要望により、松本広域森林組合が事業主体となり、整備を計画して、平成26年度から実施をしております、状況についてはご承知のとおりでございます。

ご質問の箇所につきましては、地元関係者への説明会を行っておりますが、以前にもお答えしたとおり、隣地内の墓地や住宅にも極めて隣接をしております、特殊伐採、特殊作業を必要とする箇所であります。したがって、森林整備としての施業は難しい状況でございます。

したがって、現状では所有者負担が発生いたします。今後の実施に当たっては、所有者負担も含めた事業計画を検討する必要があります。その際には、地元の取りまとめ等、また地元議員にもご協力をお願いするところでございます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はありますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） ただいま答弁いただきましたけれども、まずホームページですが、ホームページのコンテンツだとか見方だとか、そういったフレーム的なものは、業者をあれしでやっているということでございますが、やっぱりホームページは、見てくれとか使い方、それも大事ですが、その内容とか情報の充実が何よりも重要だと、そういうふうに思います。

業者に委託すれば、それで終わりとか、そういうことではなくて、内容、情報量が命でございますので、そっちのほうも力を入れていただいて、みんなが見てもらえる、魅力ある、また、本当に必要性のある情報を網羅していただきたいと、そういうふうに思います。

また、ふるさと納税については、そこに任せたとということで、数字的には上がってきているかとは思いますが、ページを見ますと、やりたい人は書類を送るので連絡くださいみたい

な書き方になっていたように、私が見ているのはあるんですが、そこに村の観光とか、そういったものの、今、3割以内にどうだとかこうだとかという、いろいろな問題も各地ではありますけれども、そういったもの、それを観光とか、そういうものを広げていく、口で観光、観光と言ったって、ホームページというものがあるので、これを活用すれば、相当効果もあるし、朝日村というものを知っていただける。そういう一助になるということで、前にも言いましたが、そういったことで、この辺もさらに力を入れていただいて、業者に任せたからというんじゃなくて、その任せた業者も、情報や内容がなければ、ページもできないわけありますので、積極的にそういったことをしていただきたいのと、今後また、そういった、5月からですか、今、ページが新しくなるというようなこともお聞きしましたが、1回村民に対して、村の中でそういった、野菜とか何だとかという品物もありますけれども、ほかにもいろいろ、緑の体験館といいますか、コテージだとかキャンプ場だとか、そういったものから始まって、いろいろなツアーとか、そういうのも観光業界でもやっているでしょうから、そういったもろもろのものを上げて、上げることによって、村の宣伝にもつながると思いますので、ちょっと言い方悪いんですが、このふるさと納税に関しましては、何年も前に、ふるさと納税というものをやったほうがよかないかという一般質問を、私じゃないですが、ほかの議員がやったことがあります。そのときに村長は、そんな金集めるような品の悪いことは、朝日村はやらないと、そんなものは品が悪いという言い方で、そんなものやらないという、それが今までつながってきているのかなというような感じも少し受けたわけです。

日本中で、国がこういうことであるということでやっていることでありますので、やるのであれば、ある程度徹底して、これが朝日村の財政にも加わってくるわけでありまして、財政とか金のことなんか心配せずに、幾らでもあるというようなことも、ちょっとお聞きしたこともあります。実際は、どこも苦しく、こうしてやっているわけですので、ホームページの充実とふるさと納税、これは今さら遅いようにも思いますけれども、ぜひとも今後考えていただきたいと、そういうふうに思います。

それと、2番目の学校坂周辺の里山整備ですが、1回説明会やっていただいて、皆さんに負担がかかるのでという説明でありましたが、その後、私有林の整備とかそんなような、私、内容よくわからないので、いけないんですが、そういったものも、国で予算化というか、そういうようなものも出てきているようですが、その後、こういったものに対応できるかどうかとか、あそこを何とかできないかとか、そういった検討はされてきているのか。あのときの説明の段階で終わりになっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

これは28年6月だったものですから、もう2年以上たっているわけで、その後の変化とか、こうやりゃこういうのがあるとか、そういった、あそこをやっていただけという意味があれば、前向きに検討も研究もしていただいているかなということでお聞きしたものですから、そういったことはあるのかなのか、その辺を教えてください。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 上條議員のご質問の里山整備の小野沢地区の件ですけれども、これまでも申し上げておりますが、現在の補助金では、どうしても地元負担が発生します。ですので、いずれにしましても、地元負担をしていただけるのであれば進められますが、今後については、その負担をしていただけるかどうか、どのくらい負担するかというところでは、今後検討は、一緒にさせていただくことはできるかと思えます。

今後、私有林の整備の関係については、国のほうでも森林環境税等ができてきますので、それについても、現段階では、施業内容が特殊作業になってきますので、個人負担は避けられないのかなという考えはあります。

今後また、森林組合と補助制度、再度詰める中で、どの補助制度を使えば軽減できるかは検討できると思えますが、いずれにしましても、負担はやむを得ない状況でありますので、お願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はありますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） そういったことで、この学校坂の私有林の整備という、これを今後、さらに検討していただきまして、負担が仮にあるとしても、今よりは軽減できるような方法が、こういうのがあるといったことを、ぜひまた検討していただいて、地区の説明会なり何なりにやっていただきたいと、そういうことでお願いします。

また、3番目の旧庁舎と駐車場をどうするかという、総務課長から先ほど回答いただきましたけれども、これは、当初の一般質問のときに、私、お聞きしましたら、まだ時期尚早だという答えでした。その次は、まだ新しい役場が今進行中なので、それと一緒にあわせるとこんがらがっちゃうので、後でやるという話で、去年の春にそういうアンケートをされたと。

でも、役場庁舎も、かれこれ1年近くなるわけですし、こういったことが、現村長が勇退されるということだったものですから、村長としてはその辺、庁舎、このまま後輩といえますか、次期に任せるのか、それとも任期中に何らかの方向を結論を出されるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 上條議員の旧役場庁舎でございますが、先ほど課長から申し上げましたように、しかも、今まで申し上げておりますが、国宝だとか重要文化財だとか、そういったものを管理する、文部科学省の中でも文化庁というのがありますが、文化庁の担当者が来まして、これは登録有形文化財になる。これは前々から申し上げておりますが、そういったことを気楽に、そういうものがありながら、そういうことができる中で、気楽に取り壊すということは非常に、いわゆる浅はかになりますから、これは時間をかけざるを得ない。

そこで前回、先ほど課長が申し上げましたように、村民の意見を聞く、常会のご意見を聞いたところが、はっきり言って、意見が出せる状況ではない。そこで、私は、このときに、いわゆる文化財として残したことにどうかという、そういうことで、各地区に問い合わせしました。

それはなぜかという、今の建物そのままでは文化財にならないんです。どう使うかによって、利用の仕方によって、文化財の指定があると。いわゆる登録有形文化財という表現ですが、そうなりますから、これはまだまだこれからの課題、1日や2日で結論出すすべのものではない。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 今、1日や2日という言い方をされましたが、もうずっと前から、このことは質問もしておりますし、それで、残すにしても、皆さんが18地区が返答がなかったということは、この前のときにも私、お願いしましたが、皆さんは、これをどうするかという判断材料がないと。どういうふうに使えとか、あれを残したらどのぐらいかかるかとか、そういったものも出してほしいということで、この前の一般質問でもお願いはしてあつ

たはずです。でも、それをどうするかという意識がなければ、いつまでたっても、いっちゃんわけです。

地元としては、あれは住民としては、どうなっているだということがすごい、ずっと前からのことでありまして、だから、ここへきて、1日2日ということではなくて、それに対して、どういう努力をしたか。あれを仮に、今取り壊すとか何か言っておりませんので、どういうふうにご利用するんだったら、どういったランニングコストがかかり、あれを耐震にするとか、そういったもろもろの経費もかかると思います。

また、あれを取り壊すということになれば、それなりきの経費なり取り壊し料もかかると思います。そういったものを何にも、村が要請しても出さないで、それで、どうなるのか。このままだったら、ずっとこのままでいっちゃんと思います。

だから、村長は続けてやるかなと、私、思っていました、ここで勇退ということが出たもんで、おや、じゃ村長はどういう考えで、これはいるかやと。

新しいものをつくるときは、古いものはどうするかとって、普通はやると思います。自分の家を建てる時も、新しい家を建てる時は、古いものはどうするかなと。そういったことを考えながら進めるのが普通じゃないかなと、そういうふう思うわけです。

そういったことで、1日2日では結論はもちろん出ないと。今からやったら、それは無理だと思います、私は。だから、そういう結論、この始末は次期村長に任せるといって、すね、村長。それでよろしいですか。お聞きします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 先ほど申し上げましたように、文化財と残す場合は、私はその方針で各地区の常会にかけましたから、これには、どう有効活用するか。これができないと、今議員がおっしゃられますように、村民はちっとも黙っていると。1年ぐらいで黙っているなんて、そんな話じゃありません。

私の思いは、アーティストの皆さんの、いわゆる作業場といいますか、訓練場にして展示していけば、2階は展示場になりますから、そういう意味で、今までも、いわゆる中央へ出て、そういう営みをしてきましたが、なかなか思うようにいかない、これも実態です。でありますから、まさに、これは次期村長にお任せしたい。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 今、村長から、そういった文化財のあれだからという、そういうことだったんですが、そのことは前から聞いていますので、それに対して、文化財として残すには、その使用目的なり何なりを、今現在までに、ある程度は考えているんじゃないかという気はするんですが、そういったことの検討なり、ことはされたんですか。今までに、去年の春あたりなり何なりから。

それで、次期に任せると、今最後におっしゃいましたので、じゃ次期の村長に、次期に任せるということで、私はお聞きして、このことに関しては質問終わります。ですから、後輩に任せるということだと思いますので。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 2つ目としましては、具体的なことではないんですが、村は、条例だとか規則だとか協定書だとか、いろいろの取り決め事項とかがあると思いますが、こういうものを行政運営をされるのに、業務遂行を、この条例なり規則なり、そういったものに従って粛々で行うのが、行政の仕事のやり方じゃないかなと思うわけですが、今まで見ておきますと、それを無視して運用している事柄が、近年、結構たくさんあると思います。

こういった条例なり規則なり、そういったものに従って、仕事をちゃんとしていてくれれば、私たち、行政側もそうですし、議会もそうですが、使わないでいい労力と時間を浪費していると思います。こんな、ちゃんとしたことをやらないもので、議会としても言いたくないことを、チェック機関として言わざるを得ないわけです。

ですから、こういったものをきっちりきっちりと、基本に沿って仕事をしていただければ、本当に、こういった無駄な時間といいますか、これをもっと前向きなことに、お互いに使えるんじゃないかと。こんな、ちゃんとしたことをやらないために、いつでもばたばたして、スムーズに運ばないというように私は見受けられます。

そういったことに対して、村としてどう考えていらっしゃるのか、それをお聞きしたいと

思います。お願いします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員の村は条例・規則・協定書等をどうお考えかとのご質問でございますけれども、条例や規則は、地方公共団体が有する自治立法権に基づき制定する自主法で、日本国憲法と地方自治法の規定に基づき制定されるものでございます。

地方公共団体が、その議会の議決を経て制定され、住民に義務を課し、またはその権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほかは、条例によらなければならないことになっております。

そのほか、法令に違反しない限りにおいて、地方公共団体の事務について、条例が定めることができることとされているほか、報酬や費用弁償、会計の区分、地方税の課税要件、分担金、使用料や手数料、公共施設の設置・管理などにつきましては、法令により、条例で定めなければならないとされております。

これによりまして、条例、規則は自治立法権により、みずからが定めた自治体の法律、これはルールでございますので、行政がみずから違反することはできないものでございますが、条例は時代の流れによって、現状と合わない場合は、改正等を行うものとなっております。

また、協定書につきましては、当事者間同士の合意に基づいて成立し、原則として法律の規定は必要ないものでございますけれども、契約行為の協定書の内容につきましては、当事者同士が遵守すべきものでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔3番 上條俊策君登壇〕

○3番（上條俊策君） 私が聞いた意味は、条例がどうだとか、そんなことはわかっています。そうじゃなくて、そういったものをどう取り扱っているのかと。

一言だけありました。それに違反することはできないと、今お答えいただきました。そういったことで、近年多いというのは、あえて今まであったことを二、三挙げたいと思いますが、例えば、以前ありました針尾加工場の指定管理について。

農産加工場という目的の、農産加工品という目的のもとにできていた条例ですが、ここを

鳥の屠殺場にしたいとか、それを指定管理にしたいというようなことがありました。そのときは、それを指摘によって取り下げられて、今現在は、農産加工施設の目的のために指定管理が決まっております。

また、今回提出されている議案第9号 一般会計補正予算の議案訂正請求、これは、あさひプライムスキー場指定管理協定書を無視して議案を上程された結果、出てきたものでありまして、これも一応、取り下げということになったわけではありますが、また、先ほどから話がありました三俣の森林公園作業棟施設設置条例に違反して運用されている件、こういったものが、この近時の間に幾つか起きております。言いたくないですが、その起きている部署というのは、一つの課に集中しているような気がします。

条例なり規則なりをちゃんと踏まえた上で、先ほども言いましたが、事務処理をしていれば、必然的にこういったことは、議案提案とか、そんなする以前にわかることだと私は思います。

あるとき、こんなことを言った人もいました。条例なんていうものは、村民のためにはないほうがいいだというようなことを言った方もおりました。だから、そういったことを言うような風潮が、この庁舎内にあるんじゃないかと。

条例なんかあったっていいんだと。先ほど、時節によって、条例なりあれは変わるということをおっしゃいましたが、それは変わっていくことは当然ですが、変わるのであれば、条例を改正した上で、そういった仕事なり、そういったものに持っていくと。それが当然であって、時代は変わっていくので、今までの条例と違うので、それじゃそれは無視してやっていいということにはならないと思います。

そんなことで、ぜひとも、我々も一緒ですけれども、規則なり条例なり規定なり、そういったものに基づいて、私たちの仕事はしていくのが当然であり、また、それを無視してやるということは、絶対許されるべきではないと思いますので、今後その辺、条例なんかいいほうがいいと、そんな感覚じゃなくて、自分の会社で自分で商売やっているなら、それは自分の勝手にできるかもしれませんが、自分の思いだけで、そういったものを無視してやるということは、絶対許されないことでもあります。

私、この4年間見ていまして、議会の運営にしても何にしても、スムーズにいかないのは、こういった基本を無視したことが多いために停滞して、がさがさしているんだなということをお痛切に感じておりますので、この辺をぜひ頭に入れていただいて、運用していただきたいと思います、そう思います。

何かあればですが、なければ、私のほうは以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、上條俊策議員の一般質問は終わりました。

◇ 齊 藤 勝 則 君

○議長（清沢正毅君） 次に、5番、齊藤勝則議員。

齊藤勝則議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 5番、齊藤勝則でございます。

私は、3つの質問をしたいと思います。

私も、今上條議員さんが言ったように、そんなふうにも思ったこともあります。

今回は、殊に私は、私が体を病んだということもあるわけですが、1番目としましては、健康のことについてですが、高齢者や障害者、生活弱者の皆さんに温かい支援と対策をということであります。

今回は、特に交通について質問しますけれども、今、特に後期高齢者についてと、あるいは障害者、各種障害者があるんですが、いわゆる多くの生活弱者について、今後ぜひとも対策・支援を充実していただきたいということで質問いたします。

1番目としましては、国では今、後期高齢者、いわゆる本当の高齢者に対して、免許の早期返納を勧めているのが現実であります。また、この村の中でも、そういうことで、家族に対してからも、早期返納したらどうかというようなことで、そういう話がどんどん上がってきているように思います。

そんな中で、私たち議会もそうですが、このことに対して、行政としては、今後どのような対策・支援を考えているのか、まず1番目に聞きたいと思います。

それから、多くの障害者の人たちは、健常者の方に比べると、やはり仕事の種類が少なく、収入もそれなりに低いわけです。また、彼らにしてみれば、能力が大変な中で、一生懸命毎日努力しているわけですが、やはり現実的には、かなり財政的にも厳しく、その多くは家庭に負担がかかっているのが現状だと思います。

殊に親としては、これ、ここには書いてありませんけれども、自分のほうが先にこの世を去っていく。そういう中で、こういうような障害者をひとり残していくということに対して、

親としてみれば、本当にそういう人たちが、いわゆるノーマライゼーションという言葉がありますけれども、一般の人たちと将来安心して生活できるような、そういうものを絶対充実していく必要があるんじゃないかということでもあります。

そこで、まず最初に私が取り上げたのは、今までも朝日村、公共交通について、いろいろやってくれております。村の予算も出してもらっております。

今の段階では、本当に大変かなとは思いますが、今後、朝日村っていい村だなと言われる中では、やはり財政がしっかりしてくれば、そういうような身近なところの障害者や、いわゆる生活弱者について、ぜひ公共交通、減免とか無料とか、こういうことを考えてもらいたいと思うわけです。

実際に、そういう子供を持つ親にしてみると、この子の予算で、本当に今後生きていかれるのかと、そういう不安さえ感じるときがあるわけですが、体が弱ってくればくるほど、子供の将来というのはすごく苦になって、現実、この近くの村でも、私、見たこともありますし、やっている姿を見るんですが、親が見ていたけれども亡くなって、その娘が大変重い障害で、今はその子供が、弟が、姉さんのあれをずっと見てやっているんですね。非常に努力してやっておりますけれども、本当に家族に負担がかかっている。

これは、障害者を持つ親はみんな、先のことを考えると、本当に不安に思っているので、ぜひそういうところを、村長が今回勇退する中で、次期の、これすぐというわけには、交通のことも言えないかもしれんですけども、ぜひこういうところに力を入れて、朝日村ってすごい福祉が行き届いている村だなと。これも一つは、魅力づくりになると思うんですね。そういうようなことで、ぜひ考えていってほしいなと。

それから、3番目としまして、新庁舎ができて、本当に大きな一大事業でありますので、いわゆるこういう大型公共事業が一段落した中で、村外に向けて、例えば通院、通学、買い物等に、もっと使いやすいような公共交通を今後考えていく必要がないかと思うわけです。殊に、高齢者がこれからふえるのは目に見えているわけでありまして、足の都合の悪い方が多くなるわけでありまして。

現実には、私もそういう中で、やっぱり自分の立場として、助けてやらなきゃいけないということで、私も何度か、いわゆる頼まれて、送迎みたいなことをやったこともありますけれども、本当に、自分が買い物に行くついでに連れて行ってやるというようなことをやったりして、やっているんですが、本当にお年寄りの皆さんが、動くのが困っているという方が結構ふえているということで、今後これは絶対に考えていかなきゃいけないことだと思います

ので、大型公共事業が減った中で、一段落した中で、ぜひこういう細かいところにも温かい支援をやっていただくことが、今後の村の発展につながると思いますので、その点について、ちょっとお聞きしたいと思いますが。

1 番目は、このことで終わります。お願いします。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、齊藤議員の高齢者や障害者、生活弱者の皆さんに温かい支援・対策をとのご質問でございます。

まず最初に、高齢者の免許返納につきまして、当村のような地方におきましては、交通事情のよい都市部とは違い、車は買い物や通院など、生活に欠かせない交通手段となっております。こうしたことから、免許証を自主返納した後に運転が必要となり、無免許で車を運転してしまうといった危険性や実例もあるようでございます。

高齢者の免許返納につきましては、警察庁におきまして、高齢者の免許更新時の検査を見直し、強化し、70歳以上の方が受講する高齢者講習、75歳以上の方が受講する認知機能検査に合格しないと、免許の更新ができないなどの対策が講じられておりますので、高齢者の免許証の返納につきましては、警察のほうにお任せしたいと考えております。

次に、乗車料金の減免等についてでございますけれども、当地域の公共交通につきましては、現在の公共交通体系を構築する際、公共交通を利用する交通弱者全体の支援を行うため、中学生以下を無料とし、高校生以上の村民の皆様につきましては、学生、高齢者、障害者等に関係なく、村の公共交通を利用する交通弱者、全ての村民の皆様が安価で利用できるよう、それまでの村営バス広丘線の1乗車300円を見直しまして、1乗車100円にしたものでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、使いやすい公共交通についてですが、村営バス広丘線の高校生利用につきましては、毎年アンケート調査を実施しまして、運行の見直しを行っております。昨年度は、高校生の要望に応え、平日の朝夕1便と土曜日の夕方1便を増便し、利用者は、高校生の人数が年々減少している中、前年度に比べて5,000人増、運行開始以来最高の2万9,000人が利用しております。

今年度につきましては、広丘駅から朝日村へ向かう夕方の下り3便につきまして、今井経由だったものを広丘駅から直接西洗馬へ運行するルートに見直しを行い、今年度行いました

高校生アンケートでは、利用者のうち、十分満足している、ある程度満足しているとする比率が前年度から12.7%増加しまして、75%を占めるなど、高い満足度を得ている状況でございます。

次に、高齢者の公共交通についてでございますけれども、これにつきましては、現在の公共交通システムの構築を図るときのアンケートによる高齢者の移動実態で、高齢者の最も多い移動目的は通院でございましたが、多くの方が通院に公共交通を利用する反面、利用は月に数回程度と頻度が低いのが現状でございました。また、通院先は、塩尻市、松本市、山形村と広範囲に広がり、アンケートは48の医療機関に通院をしている状況でございました。

村外の買い物につきましても、古見地域は山形村・松本市方面、小野沢・西洗馬地域は洗馬・塩尻方面と広範囲にわたっておりまして、高齢者にとって公共交通は、なくてはならないものの利用頻度が低く、目的先が広範囲に広がっているため、公平なルート設定は難しく、また、現在の公共交通の村の費用負担は約3,000万円でございますけれども、アンケートでは、それまでの公共交通の負担額であった1,600万円程度、2,000万円以内とする意見が全体の87%を占めておりまして、アンケートの結果からも、税金を投入する事業である以上は、利用されないものであっては、村民の理解が得られない状況でございました。

こうしたことから、近隣市村へのアクセスにつきましては、近隣市村の公共交通に接続をし、広域連携を図る中で、高齢者の移動手段を図ったものでございます。また、山形村の福祉バスと当村のデマンドタクシーとの接続で、山形村の商業施設や医療機関も半日の日程で利用できるようになり、昨年4月1日に発行いたしました公共交通ガイドでも周知をしているところでございます。

しかしながら、公共交通のデマンドタクシーにつきましては、高齢者の皆さん、利用方法等がわからないという状況があるようでございまして、このため、デマンドタクシーのPR動画、それとパンフレットを作成させていただき、乗り継ぎ方法などにつきましても、高齢者学習などで普及PRをさせていただいているところでございます。

現在、社会福祉協議会でも、職員が付き添い乗車をして、公共交通の利用の仕方、乗り継ぎ方法などを教える福祉事業を行っていただいております。このように、公共交通の高齢者の皆さんの利用につきましては、広域交通網の充実を図るよりは、まずは現在ある公共交通を高齢者の皆様に使っていただくことが重要であると思っております。

なお、高齢者の皆様の買い物につきましても、村では新庁舎に店舗を併設いたしております。この店舗の建設につきましても、村民の皆様の村内の買い物の便をよくするという要望

に応えたもので、高齢者の皆様にとっては、村外に出なくても、デマンドを利用し、村内で買い物ができる状況になり、高齢者の皆様の買い物支援、外出支援にもつながるものと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はございますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、総務課長のほうからお話がありまして、確かに朝日村、私も公共交通の委員をやっております。年間約3,000万円の費用を出しているわけでございます。

これは、今後のこと、すぐというわけにはいかないかと思うんですけれども、いろいろがおさまってきて、いわゆる村の細かいことに目がいくようになったらば、ぜひこういうところを考えていただきたいというのは、例えば、先ほども言いましたけれども、課長も言いましたけれども、接続とかいろいろあるわけですが、高齢者の方々というのは、そういうところで、例えば、一緒に座って一度に行ければ、すごい楽なところを、例えば、途中で待って、乗り継ぎがあるわけです。それも、私も実際、利用して知っているわけですが、寒い冬だとか天気の悪いようなときには、本当にちょっと大変かな、高齢者に至ってとか障害者の人にすれば、ちょっと、利用はできるんですけれども、遠慮しちゃって誰かに頼むとか、家族に頼むとか、知っている人に頼むとかというようなことで、利用が減っちゃっている部分があるんですが、私もこの近隣の、いわゆるスーパーとか病院ですか、結構行くような状態も多いもので、何人か大勢の方を見受けるんですね。

そういう人たちが、もう少し気楽に行けるような公共交通を今後、今は、決して努力していないということは言わないです。私も公共交通、いろいろな意見を出して言っていますが、先ほども言ったように、障害者の皆さんとか、今課長も言いましたけれども、いわゆる中学までのあれですか、これにはみんな入っているというようなことでありましたので、それはありがたいことだと思いますが、ぜひ今、そこでは、障害者の皆さんやそういうのも、デマンド使うにしろ何にしても、無料でやっていただければ本当に助かるなど。生活が本当に大変な中で、その費用を出すのすら大変な方もいますので、ぜひ、今後の課題としてやっていってほしい。

それから、公共交通についても、今の現実をよくわかります。利用しなきゃ、結局は、いろいろ言われちゃうと言いますけれども、現実、本当に大変な方というのは、言葉では言え

ない苦しみがあって、こういうところで利用できないという方も何人かいると思うんです。だから、そういうことを今後、この朝日村がすばらしい村だと言われるようになるには、やっぱり福祉が行き届いた村にするというには、こういうところにぜひ、これは私の願いですけれども、力を入れていってほしい。

殊に高齢者の、超高齢者の免許返納の方とか、障害者の方とか、いわゆる、体が弱かったり、生活弱者の方、生活能力が余りないような方には、ぜひとも、例えば今、向陽台とか、ああいう団地もありまして、若い人たちがふえてきていますけれども、ぜひ、こういう人たちの目が行き届いてこそ、朝日村というのはすごい生きやすい村だな、住みやすい村だなと、こういうふうと思うものですからね。

私は、ある週刊誌を見ましたら、長野県は13年間連続、全国で一番住みたい県になっているんです。13年連続ですから、すごい、そういう意味じゃ、長野県というのは多くのところから、住みやすい県だなと。そういう中からも、やはり朝日村も、本当に、福祉も行き届いたいい村だなと。私もずっと議員をやる中で、福祉一辺倒できたのは、そういう弱い立場の人たちを何十人も見てきているわけです。そういう中で、こういう意見を出して、今後のために、ぜひそういうところに力を入れていってほしいな、こういう希望であります。

1番目の質問は以上のように、今時点、さっきの課長も言いましたとおり、非常に今、できる範囲の中では、努力しているかなと思いますので、今後ぜひ、村でそういう方向に変えていって、よくしていただければありがたいなと、このように思っておりますので、1番目の質問はこれで終わらせていただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 2番目の質問ですが、村内の諸課題について、何度もの質問であります。これは古見の古川寺道から下の新庁舎までのことですけれども、今、中組バイパスが進捗していっている中で、ほぼ、じき完成に近づいてきているわけですが、庁舎ができてから、やっぱり古見のほうからの交通事情というのも、大分多くなっているのは、私もあそこを利用する上で感じております。

そうした中で、非常に危険であるなど。どうしてもこれは、私、地域の代表として責任をさせてもらっている以上は、ここを、ある程度めどをつけて、真っすぐの道路ができて、入

り口が安全で広いようなことにしていただければ、本当にありがたいなというふうに思っているわけです。

西洗馬のほうは、極端に言えば、愛ビタミン道路とか中組バイパス、ほぼ、主な幹線道路ができつつありますが、これがやはり、古見のあそこまでつながってこそ、一つのつながりになって、流れができるんじゃないかなと思うわけですので、今まで過去には、いろいろな地権者の問題とかあったんですが、やはり時代が十何年も変わってきているわけです。そういう中で、ぜひ県とも綿密に相談をしていただいて、地域にもこの問題を投げかけていただいて、ぜひこれを実現してもらうような方向を今後考えていってほしい。

村は今、さもなくとも、死亡事故ゼロ、この間も新聞を見たんですが、長い期間続いておられます。本当にこれはすばらしいことだと思いますが、私もこの道路を使っている最中に、事故直前までいくくらいのあれで、よけ違いができないというようなところがあったりして、これはどうにか考えていかないと、事後処理で、後でどうのこうのしたというのじゃいけないなと思って、これは、やはり古見の議員として、ここはどうしても上げなきゃいけないし、そのほかの地域の議員だって、やっぱり問題があると、先ほども林議員からも出されたんですけれども、やはり直すべきところは早く直してやらないと、この5,000日だか死亡事故、これも本当に守っていけなくなるんじゃないかと思う心配があるわけです。ぜひとも、そういう意味で、やっていっていただきたいと、こんなふうに思います。

2番目としましては、鎖川の古見原側の河川、河岸段丘のところに、ほとんどは今井の地籍なんですけど、やはり、私もちょくちょく通った、とまったりして見ていくんですが、ちょっと松枯れらしいようなものを見たんです。今井がやはり、松を切ったりして対応しているんですが、その横がまた、もう張り出してきているのが現実です。

朝日村は、そういう点で見ると、まだまだ本当に、松枯れが少ない状況であると思いますが、ぜひとも早期の対応して、拡大を未然に防いでほしいということで、村の今現在の松枯れの状況というのを教えていただきたいということです。

それから、3番目ですが、幾つもあるわけですが、家主が亡くなったり、村外に行ったりして、空き地や空き家が多くなってきているのが現実、これは、やはり高齢化の影響かもしれませんが、今後もこういう家がふえてくるんじゃないかなと思います。村としても、手をこまねいていたりしますと、荒れ放題になるものではないかと心配するわけでありまして。

何件か私も見てきております。非常にもったいないな、文化財のような気も、荒れ放題になっているというのをちょっと見ているわけです。本当にそれは、もったいないなと思うこ

とがあります。

そんなようなことで、村としては、空き家バンクをつくっておるわけですが、今どのような効果が上がっているのかお聞きしたいことと、また、同じような高齢化の問題で、他にも、今のところはまだ少ないかもしれない、古見地区でも少しずつ、つくらない人が出てきちゃって、田んぼが荒れ地になってくるというのを見るわけです。

同じような問題があちこちで起こっていますが、これも、私は先のことで、いつもお願いしているんですが、今後、こういうところに目配りをしていただいて、そういう、二度と畑としても使えないような、田んぼとしても使えないような場所にはしたくないというようなことで、今、村でも重要箇所は、いろいろ事業を進めるようになってきておりますけれども、それ以外にも、そういうのがどんどんふえているわけです。

ですから、ぜひ今後、そういうような問題を、村の大きな事業として取り上げていっていただきたいと。細かいところに目を向けてもらいたい、こういうことです。

4番目が、今、東電初め、多くの電力会社、沖縄電力を除いて、ほとんどのところが協力しているんですが、送電線の工事が行われておるわけでありまして。また、この送電線工事、いつごろまでに、当然、道路上の工事は終わるのでしょうか。

実は、これから暖かくなって、日に1日と暖かくなってきて、農家の人が畑へ出る機会が多くなってくるわけです。そういう中で、非常に、工事の影響もあると思いますが、待ち時間が長くて、停車時間が長くて、大分待って行ったりするようなことがあって、ちょっと大変だなと思って、場所変えて行きゃ、結構くるくる回って、遠回りしたりして行くこともあるんですけれども、その工事はいつごろ終わるのでしょうか。

また、農繁期を迎える中、農家の方から何か問題が出なきゃいいがなと思うぐらい、ちょっと混むような、混むと思うんです、これから。いわゆる農機も使ったりして、多くあそこを使う人がふえてくるもんですから、そこら辺については、どのように考えているか。

4問の諸課題について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

塩原建設環境課長。

〔建設環境課長 塩原康視君登壇〕

○建設環境課長（塩原康視君） 齊藤議員ご質問の1番目の古川寺道から新庁舎への道路と、諸課題についていかがについてお答えいたします。

ご質問の中の古川寺道から新庁舎への道路は、県道新田松本線バイパスであり、この事業

は平成11年に、地元・上古見地区住民の反対署名運動により中断してしまいました。昨年3月、村議会定例会の村長提案説明で申し上げておりますが、一昨年度来から村長が、松本建設事務所長と再三にわたり協議を重ね、ご案内のとおり、新庁舎北側の東電道路交差点に信号機の設置をすることができました。

現在は、新庁舎北の東電道路交差点から古見方面の県道新田松本線までの未整備区間の整備計画については、県では未定であります。

また、ほかの地区にも問題の箇所は幾つもあるがいかについてでございますが、先ほどの林議員ご質問に回答させていただきました内容と重なりますが、村道の整備・修繕は、行政、安協、教育機関、PTAなどの関係機関による道路状況合同点検により策定された朝日村通学路交通安全プログラムと、今年度策定の道路の傷みぐあい・修繕の優先度を初めて数値化した道路の長寿命化計画等により、計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 私からは、議員ご質問の松枯れ状況からお答えをさせていただきます。

初めに、当村での被害拡大防止については、被害木の伐倒、樹幹注入について、補助制度を設けており、制度内容については、議員ご承知のとおりでございます。

これまでの被害状況は、12月議会で上條昭三議員の一般質問でもお答えしたとおり、平成28年度の発生以来、5地区7本の被害状況でございます。しかし、ことしに入り、古見地籍、小野沢地籍で7本の松枯れが確認されましたので、現在、検体を採取し、検査を行っているところでございます。

次に、質問3番目にあります水田の荒廃対策の実態についてでございます。

農地の荒廃につきましては、議員ご指摘のとおり、以前、上條昭三議員からも一般質問でもご指摘をいただき、その際、機械の老朽化や形状の悪い水田では、耕作放棄地につながっている旨を答弁させていただきました。

本年度の状況は、水田が約5.7ヘクタール、昨年と比べまして1.3ヘクタールの増、畑地では7.2ヘクタールで、昨年と比べ2.2ヘクタール減となっております。

そこで、今後の対策については、耕作者の作業負担の軽減や新たな耕作者の創出を図るため、中山間地域総合整備事業等に取り組んでいるところでございます。また、引き続き、農

業委員会が中心となり、担い手への集積事業等を進める取り組みが、今後、荒廃地対策につながるものと考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、私のほうから、3番目のご質問と4番目の東京電力のご質問につきましてお答えさせていただきます。

最初に、3番目の空き家対策についてでございますけれども、当村の空き家対策につきましては、平成22年度より取り組みを進めてまいりました。これまでの9年間で活用されました空き家は41件で、94人が入居・転入をしております。また、現在、空き家バンクに登録中の物件は1棟ございまして、現在、入居希望者と交渉中でございます。

また、村内の空き家は、空き家バンクに登録をして利活用していただくよう、毎年地区長を通じて、地区内の空き家の調査をお願いしているほか、臨時職員により全村調査、また、水道の休止届が出ている世帯へ、メーター交換時に送る通知文書と一緒に、空き家活用の紹介文書を同封してもらうなどの取り組みを行っておりますけれども、なかなか他人に貸すことへの煩わしさがあつたり、相続が済んでいないため、所有者が明確でなかったり、また、老朽化した建物を貸すことによって、地震のことを心配されたりということで、交渉は行っておりますけれども、空き家バンクに登録していただける方は少ない状況でございます。

空き家は今後も、地域における人口減少、また核家族化などにより、増加すると考えられますので、さらなる取り組みが必要になるものと考えております。

続きまして、4つ目のご質問、東京電力の工事についてでございます。

この東京電力の工事につきましては、村内の東京電力パワーグリッド新信濃変電所で行われております周波数変換でございますけれども、東日本大震災では、この電気の周波数の違いによる東西の電力の融通に限界が生じ、国民生活に大きな影響が出ました。

このため、国が作成しました東西を連携する電力設備の強化に関する基本計画に基づきまして、東京電力パワーグリッド株式会社により、飛騨信濃直流幹線新設工事として行われているものでございます。

工事の内容につきましては、新信濃変電所の周波数変換装置の容量を60万キロワットから90万キロワット増強し、150万キロワットとするものでございまして、岐阜県の高山市にある中部電力の変電所との間に、約90キロメートルの送電線を新たに整備するものでござい

す。平成25年度から事業に着手されております。

村内の工事としましては、現在、新信濃変電所の北側に約7,500平米の敷地を拡張し、新たな周波数変換設備と鉄塔1基を建設中のごさいます。この工事につきましては、この春完成する予定となっております。

このほか、現在、古見原に4基、それと、アイリス古見地区と横出ヶ崎地区の間の古見山の山頂付近に1基の鉄塔を建設中のごさいます。この工事の内容、工程、資材等の搬入道路等につきましては、昨年9月の定例会の最終日の全員協議会におきまして、議員の皆様にご説明をさせていただき、鉄塔周辺の3地区及び鉄塔敷地の地権者、それと鉄塔の線下の所有者の皆様には、昨年10月12日、希望者のみに説明会を開催しております。

また、ことし1月23日に開催しました地区長会におきまして、地区長の皆様にご周知をさせていただいておりますけれども、鉄塔の工事につきましては、山間部の鉄塔1基を除き、古見原に建設予定の3つの鉄塔につきましては、農繁期を避け、基礎工事をことし、平成31年1月から4月まで、組み立て工事につきましては来年、平成32年2月から3月の間に行う予定のごさいます。また、鉄塔完成後の架線工事につきましては、地上への影響はないということから、来年の鉄塔の組み立てに続きまして、5月から7月にかけて行うことになっております。

また、全ての工事が完成し、運用が始まるのは、平成33年6月を見込んでいるようでごさいますので、よろしくごお願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員、再質問はごさいますか。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 今、総務課長のほうから、わかりやすく説明していただきました。

こういう中で、大体工期もわかってきましたので、農繁期は避けるということで、あれですが、今時点で、極端な言い方すると、非常にタイム時間、待ち時間が長いというのが現状で、これから農家でいろいろやる方が、ちょっと迷惑かかるかなと思って、もうちょっとああいう時間が短縮できないものかなと思って、大体2分かそこら辺は待たないと、なかなか行けない。それを急いで行くような人は、横の道を大分回って行くんです。そうすると、同じくらいかかっちゃうんですね、回る道を。

だから、待ち時間をもうちょっと、工事の方に話をさせていただいて、改良できれば、農家

の方も、えらい問題出ないかなと思いますが、農繁期だと、多分農家の方も忙しくて、いろいろ問題が出るかなと思って、私はちょっと心配したわけですが、今、工期を聞きましたら、農繁期は避けるというような形であるものですから、どうにかいいのかなと思って、ああいいう工事が始まったものですから、すごく心配したわけですが、工事そのものは、国のため、電力を供給するためにやることだものですから、大事なことです、確かに必要なことですが、大体期間はわかりましたので、ぜひそれを守っていただいて、余り農家の方に迷惑かけない、農村の村ですので、お願いしたい。

それから、空き家バンクについては、今のところ1件ということですが、私が見るに、もう少しあるような気がするんですが、やはり、あちこちのそういうのを見てみると、荒れ放題になるというのがあるもので、ぜひ村でも何か、担当の方がいて、時々見回るといようなことですので、現状をよく村の中を見ていただいて、うまく利用してもらって、やっぱりそこを利用できるような形にしていかないと、まさに周りに対しても、荒れて、マイナスの印象を与えるんじゃないかというところもあるような気がしますので、ぜひそういうことをお願いしたいなど。

私もあちこち歩いている関係上、何件かそういう家が、一体今どうなっているのかなと、ちょっと苦になる部分がありましたので、ぜひ村の行政としましても、足を運んでいただいて、そういう現状を、村の中しっかり見ていただきたいなど。こういうことは、今後また、ふえてくりゃいけないなど、高齢化に従って。そんなことを本当に、ちょっと苦にするわけです。

そんなわけで、一応、松枯れ対策についても、把握しているようですので、安心ですが、ぜひとも検体を早くしてもらって、余り横にふえないような形、これをとってもらって、朝日村の松を守っていただきたいなど、こんなふうに思います。

この空き家バンクについてもいいですし、そんなことで、大体内容は私、わかりましたので、ぜひ、先ほどの道路についても、優先のあれに従ってやると、修繕をやっていくんだということですが、今あそこの入り口は、確かに交差点で、信号をつけるために、あその部分だけ急に曲がって、広くやってもらったんですが、それから先が、ぜひ、私は継続して、古見の県道に至るまでのところをやれば、本当に朝日村、すごい道路の都合のいい村になるなど、こういうふうに思うものですから。

当然、昔は反対があって、そういうようなことで、いろいろ問題起こしていたところですが、時代も変わってきていますので、ぜひ、私は古見の議員としまして、あそこは改

善してもらいたい。そして、事故の起きないような交通ができる、よけ違いができるような、よけ違いが正直言って、今できないんですね。あそこは必ず横の、横道によけないと、下から来られたり、上が優先したりすると、どっちかが必ず、どこかへよけてやらないと通行ができないというのが、そういう場所ですので、本当に緊急を要すると思いますので、ぜひ、先ほど、緊急の度合いを見てといますが、朝日村、5,000日を守っているものですから、ぜひその意味で、力を入れてやっていってほしいな、こんなことをお願いしまして、この2番目の村内の諸課題について、終わらせていただきたいと思います。

○議長（清沢正毅君） 齊藤議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

齊藤議員。

〔5番 齊藤勝則君登壇〕

○5番（齊藤勝則君） 3番目は、各種感染症やがん対策について。

ちょっと読ませていただきますと、私も村の健診の中で重大な疾病を見つけていただき、今現在私があるのは、この村の健診があったからこそと、本当に感謝する次第であります。

感染症もがんも、早期発見であれば、おのずと安全性も高くなり、完治率も高まります。よく、人の命は地球よりも重いという言葉や、有名な人から聞いたことがたしかありました。私もそのとおりだと思います。何があろうがなかろうが、一番大事なものは、誰でも健康こそが一番大切だなど、私は思われてなりません。

そこで、質問します。

きょうはこの後、私の後にも、上條さんからあれですけれども、私も、度合いでいいますと3度、いわゆる、余り完全というところじゃないんですけれども、進行度合いが3度という中で、入院が結構多かったわけですけれども、おかげさまで、いろいろの治療とか入院のおかげで、現在、本当に小康状態を保って、元気でいられるのも、村の健診のおかげ、また病院の協力のおかげだなど、こんなふうに思っております。

そこで、ことしは、私が入院した最中にあったんですが、殊にインフルエンザが猛威を奮っていたり、その後には、はしかが都市部ではやったり、また、インフルエンザについては、予防接種をしても効かなかったり、病院や各種入居施設でも必死の努力、私も見てわかるんですね、必死に努力していることはわかっておりますけれども、残念な結果に終わったのを、私はこの目で現実に見てまいりました。本当に、いろいろ注意している中でも、こういうことが起こるんですね。

私、思うんですが、最近、災害でもそうですが、いわゆる想定外のような災害、あるいはこういう病気、疾病ですか、こういうものが非常にふえてきて、人間ばかりじゃないですね。豚のあれ、大変でしたね。長野県でも影響受けたりして。

そういう中で、本当に感染症、これをこれから、ぜひ、まず足元から注意していかないと、鳥については、鳥インフルエンザみたいなのが過去にあったわけですが、本当にこういうことが多くなってくるんじゃないかと、私は災害と同じように、非常に心配しております。そういう意味で、ぜひ村としても、このようなことに対して、今後ぜひ対策を強めていっていただきたい。

殊にインフルエンザなんかは、私も病院入っていたら、私なんかは若いほうです。多くは、ほとんど80歳過ぎの高齢の方ですね。そういう人たちは本当に、ちょっとしたインフルエンザが自分の体をだめにしちゃう結果になるようなのも、この目で見てきているわけですね。

そういう意味で、本当に、こういうものを軽く考えないで、ぜひ、村民の皆さんに、多くの方にPRしていただいて、健診を受ける、予防接種をしていただく、こういうことをして、時には専門の先生の方からの話とか、こういうことも聞いて、ぜひ健康のために、健康村であるためにやっていっていただきたいと、こんなふうに、1番目としては思っています。

それから、2番目としては、村の定期健診や特定健診があります。健診率により、昔から少し、健診率が高いとメリットがあるというようなことを聞きますが、今現在の朝日村の健診率を聞きたいことと、人間ドックについて、利用のほどはどうか。こういうものも、本当に、自分の将来の健康を守るために、絶対大切だなと思います。常に自分の健康を知っておくことが、自分の命を長らえる、延命する大事な根本になると思いますので、そこら辺についてお聞きしたい。

また、健康村事業、ことし健康村の会議もあった、私、ちょっと入院した、出られませんでした。ことしの健康に対する目標は、何に力を入れていくのでしょうか、お聞きしたいということです。

総体的に、私、今、言いますけれども、朝日村は健康については、私は非常に努力して、やっていただいているんじゃないかなと思いますが、今後、こういう高齢化が進んでいく中で、ぜひ、そういう大変な人たちに対して、力強い形で、病気にならないような方法、かたくりの里とかでも、いろいろ努力してもらっていますけれども、そういうようなことに、うんと力を入れてもらって、少しでも病気で苦しむ方が減るような形にやっていただければいいと思いますので、その点で、この3つの問題についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

原健康づくり担当課長。

〔住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇〕

○住民福祉課健康づくり担当課長（原 貞子君） それでは、齊藤議員ご質問の各種感染症やがん対策につきまして、お答えを申し上げます。

1つ目のご質問の感染症予防の取り組みについてございますが、村では、国の定める予防接種法に基づき、本人及び保護者の努力義務が課せられていますA類疾病9種類、ジフテリア・百日ぜき・ポリオ・破傷風の4種混合、麻疹、風疹、日本脳炎、BCG、水疱瘡などの定期摂取と、個人の努力義務が課されていないB類疾病2種類、65歳以上の高齢者のインフルエンザ、高齢者肺炎球菌の定期接種を実施しております。

A類疾病の対象の乳幼児には、接種の計画表など個別に作成して対応しております。また、追加接種や高齢者肺炎球菌、インフルエンザは、予防接種対象者には個別に通知及び予診票を配付し、摂取勧奨を行っております。また、一定の期間を区切り、未接種者には個別に再度、接種勧奨を実施しております。

また、最近首都圏等で流行しています風疹の対策は、4月1日より、国の予防接種を受ける機会がなかった39歳から56歳の男性を対象とする抗体価の検査、また、抗体価の低い人への予防接種も定期接種として国が進めています。4月中には、村内の対象者へ、抗体検査予診票、クーポン券等配付ができますように進めているところでございます。

現代におきまして、人と交流をしないでいることは無理なことです。いかに予防に心がけるかが大事なことと捉えております。村といたしましては、予防接種の実施、飛沫感染予防のマスクの着用、うがい・手洗い等の徹底、十分な睡眠、規則正しい生活、そして、感染症などが蔓延しているときは不用意な外出や人混みは避ける。さらに、微熱などあるときは外出を避け、自分が感染源とならないように注意するなど、広報・回覧板等にて、村民への予防活動の啓発に努めているところでございます。

2番目のご質問の現在の健診の受診率についてでございますが、初めに、村が進めております健診は、循環器健診とがん検診があります。循環器健診は、身長、体重、血圧、心電図、血液等を検査して、生活習慣病予防及び早期発見・早期治療を目的に、39歳以下及び75歳以上の人は村民全員が対象に、健診を受けることができます。

40歳から74歳までの方は、平成20年度から法律が改正され、村で健診を受けることができ

る方は国保加入者の方のみとなり、特定健診として位置づけられました。

次に、がん検診は、肺、乳房、子宮、大腸、胃、前立腺の検診を実施しております。

齊藤議員ご質問の検診率でございますが、国に報告して、受診率が示されています特定健診とがん検診についてお答えさせていただきます。

特定健診は、29年度の受診率は53.1%、28年度より4.4%上昇しています。参考までに、長野県の受診率は46.5%、全国受診率は37.2%です。

がん検診の受診率につきましては、平成27年度分が最新の数字となっておりますので、ご承知ください。胃検診10.6%、大腸がん29.2%、肺がん24.2%、乳がん8.9%、子宮頸がんは18.8%です。この受診率は、近隣市村及び県平均とも同様の受診率となっております。

なお、受診率の分母に当たります健診対象者は、住民基本台帳の登録者数ではなく、さまざまな指標を使い、対象者数を算出しております。分子に当たります検診受診者数は、子宮頸がんは二十以上、その他のがん検診は40歳以上の方の受診者数で計算されております。

人間ドックにつきましては、受診者全員の把握はできないため、国保加入者で補助申請をされた方の人数をお答えさせていただきます。30歳から74歳までの29年度の実績は79名、30年度は3月11日現在で88名と増加傾向です。75歳以上の申請者の方は、29年度は10名、30年度は補助金額を上げたことにより、14名の申請が現在あります。

特定健診の受診率は、年々上昇はしておりますが、まだ国が目指す60%には届きません。国は受診率向上に向け、保険者が行うさまざまな努力に対して、採点・評価を行い、予算の範囲で補助があります。国保担当と連携をしまして、受診率向上に向け、さまざまな事業を検討してまいります。

また、がん検診につきましては、休日の検診の実施、女性がん検診は個別医療機関にて検診が可能となるなど、検診の受診機会をふやしています。さらに、本年より、全てのがん検診におきまして、節目の30歳、40歳、50歳の方は無料とさせていただきました。

受診率を上げることは、早期発見・早期治療へとつながります。今後も広報や回覧板での周知、保健師、管理栄養士の個別訪問、電話勧奨、また保健補導員の方々のお力もおかりしながら、受診率向上に努めてまいります。

3番目のご質問の、ことしの健康に対する目標についてでございますが、生涯現役の体づくりを目指し、事業を進めております。ことしの重点施策といたしまして、特定健診とがん検診の受診率向上に力を入れてまいりました。

先ほども申し上げましたが、戸別訪問、電話勧奨、広報・回覧板での周知に力を入れ、高

血圧、糖尿病等、生活習慣病の早期発見、生活改善、早期治療へとつなげ、脳血管疾患、心臓疾患の重症化予防に努めてまいりました。

31年度も引き続き、今年度と同様に、受診勧奨に重点を置き、取り組んでまいります。また、健診受診後の生活改善のアドバイスや医療機関への受診勧奨にも力を入れて行ってまいります。さらに、糖尿病に焦点を当てた講演会も開催いたします。

がん検診受診率は、先ほども申しあげましたとおり、県平均や近隣市村と比較しても変わらない状況ではありますが、子宮頸がんや乳がんが個別医療機関で受けられること、また、節目検診で無料に受けられることなども含め、検診の必要性・重要性などをさまざまな機会を捉え、周知を行い、受診率向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 齊藤勝則議員の一般質問の持ち時間は終了いたしました。

以上で一般質問を終了させてください。

○5番（齊藤勝則君） ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） それでは、ここで休憩を入れさせていただきます。

再開は15時ジャスト、3時ジャストで再開したいと思います。よろしく申し上げます。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

○議長（清沢正毅君） それでは、一般質問を継続いたします。

◇ 上 條 昭 三 君

○議長（清沢正毅君） それでは、次に、6番、上條昭三議員。

上條昭三議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 6番、上條昭三でございます。

本日は、3問の質問をさせていただきます。

1 番目、村の健康診断に感謝、受診率の向上を。

私の経験から申し上げます。昨年10月に村の一般検診を受けて、肺がんが見つかり、2月4日から6日間入院し、抗がん剤など一切不要なほど完治して、2月10日に退院しました。

村の健康診断のおかげで、健康寿命の延伸ができたことに感謝するとともに、私の経験が村の健康診断受診率向上につながることであればと思います。

このことは、実はきのう、下古見の常会がございましたが、そのときも出席者の皆さんに健康診断を勧めました。また、下古見の地域サロンがございましたが、そのときに同様の話をしております。

12月に肺のレントゲンの集団検診の結果、病気と決まったわけではないが、精密検査を受けるよう、保健婦さんに勧告されました。肺のレントゲン集団検診間接撮影写真は、CDが村からの依頼書に同封されておりました。それを開業医院に渡し、精密検査をお願いしましたが、医院のレントゲン直接撮影写真と同じだから、もう一度撮影しても無駄であると言われておりました。

そこで、質問です。

今の肺のレントゲン集団検診間接撮影写真は、CDに入れるため、昔より格段に精度が上がっていて、直接撮影と同等であるかどうかという、これの質問です。

信州大学病院が紹介され、精密検査の結果、肺に2ミリ以内の腫瘍があり、悪性かどうかで除去部分が違うため、検査入院しました。横腹から穴をあけ、検査の結果、悪性の肺がんと診断され、そのまま肺の4分の1と、転移の可能性のあるリンパの除去をいたしました。

初期の肺がんであったため、抗がん剤は不要と判断され、また、息切れもせず、運動も以前と変わらずできるようになりましたので、本当に村の一般検診には感謝しています。これを参考に、村の健康診断の受診率の向上につながれば幸いです。

また質問です。

村の健康診断の受診率が向上すれば、村の健康寿命の延伸につながると思ってよろしいでしょうか。

以上が1問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

原健康づくり担当課長。

〔住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇〕

○住民福祉課健康づくり担当課長（原 貞子君） それでは、上條議員のご質問の村の健康診

断受診率の向上についてお答え申し上げます。

1 番目のご質問の胸部レントゲンの間接撮影と直接撮影の違いについてでございますが、この撮影方法の違いは、フィルムの大きさが違うことから、精度に差が生じます。間接撮影は、撮った画像を10センチ四方のフィルムに縮小して映します。これに対しまして、直接撮影のフィルムは、撮影した胸部と同程度の大きさのため、そのまま映し出されます。精度は直接撮影のほうがよくなります。

集団検診は間接撮影が主流でしたが、28年度から、村で行う胸部レントゲンはデジタル化になっています。これは、撮った画像をCDに記録して、画像をパソコン上で見ることができ、間接撮影のように縮小して取り込んでいないため、直接撮影と同等の精度となりました。デジタル化になったことで、過去のデータの比較が容易になり、管理がしやすくなりました。

2 番目のご質問の健康診断の受診率が向上すれば健康寿命延伸につながるかについてですが、がん検診の目的は、早期発見により、そのがんで死亡する可能性を減少させることです。

村で実施していますががん検診は、厚生労働省において定めていますがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針に基づきまして実施しております。この指針に基づく検診は、胃、子宮頸がん、乳房マンモ検診、胸部レントゲン、大腸の検診です。このほか、村独自の検診として、肺CT、乳房の超音波検診、前立腺がん検診も実施しております。

村が行っていますががん検診は、症状のない人が対象で、無症状の人には進行がんが少なく、また、単年だけでなく経年で受診していただき、過去の状態と比較することで、早期にがんを発見することができます。そのがんを治療することにより、死亡のリスクを軽減することができます。

がん検診、また生活習慣病の早期発見・治療の目的の循環器健診、特定健診の受診率が上がることは、健康寿命の延伸につながると考えております。31年度も、多くの村民の皆様から健診を受けていただけるように、電話勧奨、戸別訪問等による呼びかけ、回覧板・広報等で周知など、受診率向上に努めてまいります。

そして、上條議員のご質問の中の、病気が早く見つかかり、治療につながり、完治できたことは、健診を受けたからであるという実体験でございます。先ほども、地域の皆様にお話をさせていただいておりますけれども、このお話を多くの方に伝えていただくことが、何よりも受診勧奨につながることを思います。担当の受診勧奨に、ぜひお力添えをいただければと思っております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） ただいまお答えいただいたように、現在の肺の間接撮影は、直接撮影と同等に診断できると、こういうお話でありました。

であるならば、その辺を踏まえて、精密検査はCTのあるところでやってくださいというようなアドバイスが必要ではなからうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 原健康づくり担当課長。

〔住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇〕

○住民福祉課健康づくり担当課長（原 貞子君） 上條議員のご質問であります肺CTと同程度の撮影の画像になっているということでございますけれども、一概に、そういうふうにご案内もできないかと思っておりますので、かかりつけの医療機関ですとかにかかっただいて、そちらの先生の指示を仰いでいただいて、次の専門の医療機関にというふうに、ステップを踏んでいただいたほうがいいのではないかというふうに思っております。

ですので、その点につきましては、詳細につきましては、保健師とまた相談をしながら、受診のほうを進めていただければというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） そういう話ですが、私が訪問した医者では、直接撮影、撮っても無駄だからやめておけと言われてましたが、それでも、どうしても撮ってくれと言われて、撮ってもらいましたが、やっぱり同じだったと、こういうことでございましたので、その点よく検討していただきたいと思ひまして、1問目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、2問目の質問でございます。

村施設内禁煙が徹底されているかという質問です。

私の肺がんですが、60歳まで40年間吸ったたばこの影響か、または、たばこをやめた後の

受動喫煙の影響かわかりませんが、たばこの影響のがんだそうです。

受動喫煙が他人に与える健康的影響を考え、望まない受動喫煙をなくすという観点から、朝日村では村施設内禁煙を推進してきているわけですが、抜け落ちている場所がありました。村施設である消防団の詰所です。

2月の消防団幹部ミーティングのときに確認しましたが、詰所内禁煙は厳密には守られていないようです。消防団員は前途ある若者が多く、受動喫煙を見過ごすわけにはいきません。消防団の詰所5カ所の詰所内禁煙の徹底をお願いします。

以上が2問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條総務課長。

〔会計管理者兼総務課長 上條晴彦君登壇〕

○会計管理者兼総務課長（上條晴彦君） それでは、上條議員の村施設内禁煙が徹底されているかのご質問でございます。

村の公共施設の喫煙につきましては、原則、建物内は禁煙としまして、屋外で喫煙していただくよう、灰皿等を置いた喫煙場所を設けております。また、特に村民の利用の多い中央公民館周辺施設、役場庁舎につきましては、受動喫煙を防ぐよう、屋外に喫煙施設を設けて、分煙を行ってきているところでございます。

消防団詰所につきましては、管理を行っている各消防団で対応いただいていたところでございます。今回聞き取りをさせていただきましたところ、第3分団以外は分煙がなされていない状況でございました。

国は、望まない受動喫煙の防止を図るため、昨年7月に健康増進法の一部を改正する法律を成立させ、来年4月から、多数の者が利用する施設等、これは民間の事務所、また飲食店も含まれますけれども、における喫煙につきまして、一定の場所以外で喫煙を禁止することになりました。

行政機関の施設におきましては、前倒しで、ことしの7月から施行されることになり、行政機関の施設につきましては、敷地内禁煙とし、屋外において、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に設置する喫煙施設のみ、喫煙ができることとされておりますけれども、この喫煙施設の設置につきましても、国が推奨するものではないとしております。

これによりまして、行政機関の施設は、地域の模範として、積極的に敷地内禁煙に取り組みなさいということになっております。

いずれにしても、7月からは、消防団の詰所におきましても、敷地内禁煙となりますので、消防団の皆さんには、7月といわず、早期に対応していただけますよう、4月に行われる分団長会で図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はありますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 消防団に徹底されるということでございますので、2問目の質問は終わります。

○議長（清沢正毅君） 上條議員の2問目の質問は終わりました。

3問目の質問をどうぞ。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） それでは、3問目の質問をさせていただきます。

人口対策についてでございます。

2月20日の朝日村開村130周年記念講演会、「地域共生社会の実現に向けた私たちの村の地域づくり」という講演の講師、松本大学の尻無浜教授の冒頭で、朝日村の過去の50年間の平均人口は4,593人であると言われ、現在の人口とほとんど同じではないかと思いました。

3月1日現在の朝日村の人口は4,574人です。約50年前の昭和42年の朝日村の人口は4,517人で、それからふえたり減ったりして、平成最後の年に平均的な人口が確保できているということは、今の村長の人口施策のおかげで、人口の社会増が確保できたためと感謝申し上げます。

また、一方、人口の自然減をなくすためには結婚があります。婚活支援を目的とした地域おこし協力隊員は、現在も募集しているのでしょうか。また、現在募集していなければ、今後の予定を教えてください。

以上が3問目の質問です。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 上條議員の3つ目のご質問、人口増対策、結婚支援施策につ

いてお答え申し上げます。

しあわせ信州・朝日の皆様には、今年度も結婚支援のためのイベントの企画・運営等をいただき、村の婚活支援活動にご尽力いただいておりますことに、まずもって感謝申し上げます。

村といたしましても、非婚化や晩婚化の進行が少子化の要因であることを十分に認識し、行政の立場から、皆様の活動について、支援をさせていただいているところでございます。

今回のご質問につきましては、去る9月議会におきましても、結婚支援対策に携わる地域おこし協力隊の募集条項について、ご質問をちょうだいしております。その際にもお答えを申し上げたところでございますが、婚活の協力隊員募集につきましては、おとし12月から、総務課を窓口とし、また、国の組織であります移住・交流推進機構（JOIN）のホームページにて、昨年2月から随時募集を行っておりますが、残念ながら、現在も応募がございません。

一方、現在活動いただいております協力隊員の主たる活動内容は、村外の人材を積極的に受け入れ、移住・定住をいただくことで、地域の活性化及び維持を図るという趣旨で行っております。これは婚活支援にもつながるものと捉えております。

これまで、ウェブサイトの企画・制作・運営等、新たな視点から、朝日村の移住情報の発信・相談・案内について、専門的に行うことを趣旨として活動いただいております。結婚支援の分野におきましても、イベントの募集・案内・情報発信の分野で活動いただいております。

来年度は、さらに深化の年として、また、3年目の活動総括の年とも捉え、より積極的に、しあわせ信州・朝日の開催イベントへの協力や都市部の婚活支援団体との連携イベント、また、みずからの企画によります村内施設を活用したイベント等、情報発信のみならず、みずからが企画・運営にと、積極的な婚活活動を計画しているとのことでございます。

引き続きまして、現在の地域おこし協力隊との連携を密にしました活動と、さらには、新たな協力隊員が着任しました折には、その具体的な活動につきまして、先進事例の実施団体や事業内容、実績状況の情報収集を行いまして、村として検討してまいりたいと存じます。その際には、上條議員にもご相談させていただきたく、よろしく願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條議員、再質問はございますか。

上條議員。

〔6番 上條昭三君登壇〕

○6番（上條昭三君） 協力隊員で、婚活支援を目的とした協力隊員、募集しても、現在まで
あらわれないということのようでございますが、ぜひそういう、協力隊員、来ればいいんで
すが、もし来なければ、また、職員の中でそういう担当を置くということも考えられると思
いますので、前向きにぜひ、人口対策にもなりますので、やっていただきたいと思ひまして、
本日の私の質問は終わらせていただきます。

○議長（清沢正毅君） これで、上條昭三君の一般質問は終わりました。

◇ 北 村 直 樹 君

○議長（清沢正毅君） 次に、7番、北村直樹議員。

北村直樹議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 7番、北村直樹でございます。

私は本日、2つのことについて質問をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひい
たします。

まず、1つ目の質問、農地整備による土壌研究についてということをお尋ねいたします。

村では、持続可能な村土管理、優良農地の確保といたしまして、村のかたくり・本郷・く
りあげ場は全額補助金対象の農地中間管理機構による圃場整備を、御道開度・御馬越・針尾
の北村工区は中山間総合整備事業と辺地対策を活用し、実質、地権者に負担なく圃場整備を
行い、今後の朝日村の農業の土地開発に向けて、計画が現在進行していると思ひます。

このことは、将来の旭村の農業の維持・発展に非常に有効であることは言うまでもありま
せん。これからの朝日村を担う若手農業者にとっても、非常にありがたく、また、農業後継
者の後押しになるのではないかと考えております。

私としても、この施策に非常に期待をしているわけですが、一方で心配事もござい
ます。今回は、その心配事について、ご質問をさせていただきます。

そもそも、各工区で行われている農業には、2つの意味合いがあるのではないかと思っ
ております。1つ目は、農作物をつくり、それをJA等に出荷し、お金にして生計を立てる者、
2つ目は、農作物を出荷せず、自家消費をしている者。心配事としましては、2番目のほう
になります。

今後、圃場整備を進め、確かに近代農場になったとしたら、それはそのときに、地権者は非常に喜ぶかと思えます。しかし、圃場整備をして土壌が変化した結果、従来つくっていた作物より味が落ちた、こういった意見が万が一出たとすれば、地権者は落胆するかと思いません。

したがって、圃場整備をするときに考えなくてはならないことは、土壌を研究し、従来どおりの作物の味が確保できるかという点について、考えていく必要があるのではないのでしょうか。

私も現在、くりあげ場にて米をつくっております。くりあげ場周辺は、米づくりが盛んであり、そのほとんどは、自家消費の目的でつくっている方が多いと見受けられます。

くりあげ場は、鎖川河川沿いであり、土壌が砂地であるので、お米がおいしいとの説があります。ぜひとも区画整備の際には、既存の砂地を生かしてほしい。また、どうしても勾配関係で、他の土を使うのであれば、しっかりと土壌・地質調査をし、現行の土壌に合わせる必要があるではないかと考えております。

以上のことから、担当課長にお尋ねいたします。

1つ目、圃場整備を行う場合、土壌・地質調査は必要であると思うが、その点について、行政の見解をお尋ねいたします。

2つ目、今後の圃場整備計画については、農業がかかわってまいります。JAや農業委員との協議が必要であると考えておりますが、今後の展望についてお聞かせください。

3つ目、今後、各工区ごとに地権者協議会が行われると思いますが、ぜひとも自家消費農家に対しての圃場による品質について、味ですとか、そういったことを積極的に協議を交わしてほしいと思っておりますが、その見解についてお尋ねいたします。

以上になります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） それでは、北村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、現在進めております圃場整備事業でございますが、議員ご案内のとおり、中山間総合整備事業と農地中間管理機構関連事業の農地整備事業により進めているところでございます。各事業とも、圃場整備は3工区ごと、計6工区の整備を計画しております。

今後のスケジュールにつきましては、概略お示しをしたところでございますが、各工区の

状況をお話ししますと、中山間総合整備事業の3工区については、昨年秋に権利者総会を行い、実行委員会が設立され、御馬越・御道開渡の2工区は測量が終了し、設計、換地原案を実行委員会を中心となり、県とともにまとめているところでございます。

農地中間管理機構関連、農地整備事業では、かたくり工区・本郷工区・くりあげ場工区の各工区で、実行委員会設立に向け、役員を選出が行われたところでございます。新年度に入り、事業採択となる見込みですので、各工区では、権利者総会と実行委員会の設立が行われる予定となっているところでございます。

そこで、議員ご質問の土壌・地質調査の必要性でございます。

この事業は、それぞれ県営事業として実施することから、これについて、松本地域振興局農地整備課に照会し、これまでに他市町村で行われた圃場整備工事において、状況と県の考え方を確認いたしました。

圃場整備工事において、基本的には現地の土を活用し、基盤土と表土を区分して工事を行うとのことでございます。その際に、現地の土を活用することから、地質的な調査は行わないのが実情とのことでございます。

また、表土においては、現地の土だけでは不足も考えられ、林議員のご質問の際にもお答えしたように、客土工として、ほかからの表土を搬入して工事を行うこととなります。その際、客土工の土については、農用地の土壌汚染防止等に関する法律に基づく調査を実施することとなります。

これは、農用地の土壌に含まれる特定有害物質により、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、または農産物等の生育が阻害されることを防止する目的で、カドミウム、銅、ヒ素など、規定された特定有害物質の含有量を調査するものでございます。

当村での圃場整備につきましても、表土が不足する見込みの工区もあることから、これらの調査は行われる予定でございます。

次に、圃場整備を計画する上でのJ Aや農業委員会との協議についてでございます。

今回の圃場整備を行う上で、荒廃地対策の目的もあることから、事業完了後の耕作状況が重要な課題となります。特に、農地中間管理機構関連で行う工区については、担い手への集積の条件もあり、耕作者確保については、農業委員会との連携した取り組みが必要になるところでございます。

また、議員ご心配のとおり、客土により土質が変わることとなります。そこで、新たな土づくりが必要になり、技術的なサポートについては、J Aや県の農業改良普及センターなど

と連携が必要になると捉えているところでございます。

今後、事業を進めるに当たり、事業完了後の農作物の品質、客土工や自作希望を踏まえた換地計画などについては、各工区の実行委員会で協議がされ、事業を実施していくこととなりますので、お願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。

先ほど、説明のほうをしっかりと聞かせていただいて、聞く上で、また再度、課長にお尋ねしたいと思っております。

先ほど、3月13日、全員協議会におきまして、農地整備事業工程表ということで案をいただいております。その中で、やっぱり私が一番気にするのは、各工区通して、私の見解ですけども、水田がやっぱり多いのかなというイメージがあります。

水田は、米をつくって出荷する農家は恐らく少なく、恐らく自家消費が多いんじゃないかというところで、こういった質問をさせていただいたわけでありましてけれども、この案を見ますと、御馬越、それから御道開渡は、これは案ですけども、31年10月からスタートするという、一応工程になっております。

その中で、地質調査、客土の部分ですとか表土の部分はほかの土地から持ってきて、検証を行うということなんですけれども、時間がちょっと短いんじゃないのかなと。要は検証する、検証して、そこまで結果が出るまで、約半年を待たずして工事が行われるというところに、非常にその先を心配しているわけでありまして。

かたくりですとか本郷、くりあげ場については、33年の秋口または34年ということで、比較的期間については余裕があるので、しっかりと調査のほうをしてほしいと思うんですけども、この工程表でいう御馬越、それから御道開渡、この限られた時間の中で、早急に対応していかなければいけないと思うんですけども、その点については、課長、どのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 工期の関係ですけれども、先日の全員協議会の際、各工区の工事の予定をお示しさせていただいた中で、御馬越工区、御道開渡工区については、31年度の秋ごろから工事を始めたい予定ということでお示しをしたかと思えます。

今ご心配の土質調査についてですけれども、先ほど林議員のご質問の際にもお答えいたしました。既に客土用の土を確保しておりますので、県とも相談して、早い段階から調査についてはお願いをしたいと思います。

また、御馬越・御道開渡工区についても、設計が少しずつできてきますので、どの程度客土が必要かどうか具体的にわかってきますので、それを踏まえて、県と協議をさせていただきながら、調査も進めていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。

早急に対応するというところで、なるべく品質を落とさないということも、先ほど課長のほうから訴えていただいたんですけれども、ここで、私としての提案というような形で、課長のお考えを聞くことで、この質問を最後にしたいというふうに考えておりますが、御道開渡・御馬越のほうについては、この予定でいくと、なかなかスケジュール的には厳しい部分はあると思うんですが、他の工区については、まだまだ時間があります。

これから土壌研究等が行われ、ある程度、品質のほうについては、数字上問題はないという見解や、そういった調査が出てくると思うんですけれども、数値がいいから、必ずしも同じものがつくれるかと、やっぱり聞かれると、100%そこについては、自信を持って、つくれるということは、言いがたいのではないのかなと思っております。

私が言いたいのは、そういった土地、それから客土、それから表土の土地の候補があるのであれば、これからあと2年、3年ある工区の箇所に関しては、そういったものを既にまぜ込んで、試作的に、本当に、お米だったりですとか、そういった農作物が同じ味が出せるかどうか、そういったことを研究してもいいのではないのかなというふうに思っております。

課題があり、それについて研究を行う、それに対して検証を行い、結果どうなったのか。こういったところまでやることによって、本当に地権者の方は、改めてここ、圃場整備してよかったというふうにつながると思っております。

そこで、提案ということなのですが、もう既に表土土、それから客土土、そういったものが目星がついてあるのであれば、JAとか、あと地権者に対して、農作物を一緒につくって研究をしてもらうということはいかがでしょうか。

以上になります。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 今、北村議員から、品質等についてもございましたが、まず初めに、先ほども答弁させていただきましたが、調査については、土の成分、作物をつくるための成分というよりも、有害物質等が含まれているかどうかの調査ということになりますので、その辺の安全確保はできる形になりますけれども、品質については、先ほども申し上げましたが、客土をすることによって、どうしても地質の土壌が変わります。そこについては、どうしても技術的な指導を受けながら、耕作する皆さんに改めて土づくりをしていただくことが前提となってきますので、JAでしたり県の農業改良普及センターの技術員から、それぞれの圃場整備後の圃場の土質を確認する中で、改めて、お米だったり野菜だったりの土づくりは、どうしてもしていただかなければならない状況でございますので、お願いをしたいと思います。

ですので、品質についても、基本的には現在ある表土を使いますが、客土をせざるを得ない工区については、そういう状況になりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） ありがとうございます。

各工区によりまして、今後、実行委員会、権利者総会が各地区で行われると思います。先ほど、土壌の問題、それから土づくり、課長が先ほどおっしゃった答弁、ぜひとも各地区におろしていただいて、一緒につくっていくんだということを、やっぱり周知してほしいと思っております。

やっぱりそこが欠けてしまうと、主導はやっぱり村でやっていると思いますので、あらゆる方向で、村が責められても、それは今後、大きな問題にもなりかねませんので、しっかり

とそこは、品質ですとか、そういった土づくりのことは、各工区の総会でアナウンスをしていただいて、周知していただくことを願ひまして、1つ目の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） 北村議員の1問目の質問は終わりました。

2問目の質問をどうぞ。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） それでは、2問目の質問に入らせていただきます。

村で生まれ育ち、住み続ける若者・Uターン者に優遇措置をとということになります。

当村では、子育て支援の一環で、出産祝い金10万円を支給、第3子以降は30万円の支給、わくわく館では、親子のきずなを深めたり、親のストレス発散の場を設けるといった施策を、さらに、3歳から5歳児の保育園を無料化し、高校生までは医療費を無償化するなど、他地域ではない優遇措置が図られていると思います。これらは、中村村政だからできたことだと私は感じております。

子を持つ親にとっては、大変ありがたいことだと感じております。そんな恵まれた環境、そして、豊かな自然に囲まれ育った若き力は、朝日村の宝であり、今後の朝日村を担う重要な人材であると思っております。

若き力は無限の可能性があるので、時には村を離れ、大都会で力を試す者や、世界に挑戦する者、村を愛し、そのまま継続して村で暮らす者等、さまざまいるかと思ひます。このことは、本人の自由であるので、我々がとやかく口を挟むことではありませんが、先ほど述べたように、朝日村の若い力が今後の朝日村にとって、いろんな意味で貴重な人材であることを認識し、地元・朝日村に定着してもらえるような環境づくりが必要であると考えております。

そこで、村育ちで朝日村に住む若き力や、Uターン・Iターン・Jターン、こういった者には期待を込めて、さらなる優遇は考えられないでしょうか。例えば、所得がある方であれば、一定期間、村民税の減額・免税措置を、また、就労や資格取得のために補助金を支給するなど。

そこで、下記の質問をいたします。

1、近年における村内育ちの19歳から25歳くらいの転出率をお尋ねいたします。

2つ目、直近における村内のUターン者は何名ほどいるのか。

3つ目、当局としては、村で生まれ育った若者で村に住み着く者、Uターン・Iターン・Jターン者に優遇措置を考える検討の余地はあるのでしょうか。

以上になります。

○議長（清沢正毅君） ただいまの質問に対して、当局の答弁を求めます。

上條住民福祉課長。

〔住民福祉課長 上條文枝君登壇〕

○住民福祉課長（上條文枝君） 私からは、北村議員2つ目のご質問の①、②についてお答え申し上げます。

直近におけます村内で生まれ育ち、転出された19歳から25歳の転出率等についてお答え申し上げます。

毎年1月1日現在の年齢区分にて、県へ報告をしております住民基本台帳の年報に基づいた数値を基準として算出をいたしました。分母に平成31年1月1日現在の村の総人口を、分子に30年度中の異動者数を基準として算出した、はじいた数字でございます。

全人口に占めます19歳から25歳の割合は、4,589人中331人で7.2%、次に、全転出者に占めます19歳から25歳の割合は、135人中41人が転出となりまして、30.4%でございます。同年齢層における転出割合は、前年比ではマイナス12.1%となっております。

次に、2つ目のUターンされた者を、過去に村内に住所を有していた方、全年齢について調べました。なお、その数字には、家族を含んだ数値でご報告させていただきます。

分母に総転入者数を、分子にUターン者数として算出しました割合は、31.0%でございます。また、窓口担当者からは、Uターン者も含めまして、ご両親の敷地内あるいはご近所に住宅を建てられて生活をされる方が、以前より多く見受けられるというふうに申しておりました。これは、北村議員も冒頭で述べられましたように、朝日村独自の子育て支援の施策の効果ではないかというふうに感じております。

私からは以上でございます。

○議長（清沢正毅君） 上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 私からは、議員ご質問の3番のUターン者等への優遇措置の検討についてお答えをさせていただきます。

初めに、当村のUターン者等への優遇措置制度については、現在、村単独での制度についてはございませんが、農業関係で申し上げますと、国・県・JA等が行っております制度は

幾つかございまして、具体的には、国の制度として、新規就農者等を対象とした農業次世代人材投資事業、県では基金事業として、親元就農者を対象とした親元就農者支援事業などがございまして、JA事業では、県と要件は違いはございますけれども、親元就農者を対象とした親元就農支援事業がございまして。

当村でのUターンの数値については、ただいま、先ほど住民福祉課長のほうからもありましたが、就農に関して、過去10年の状況を見ますと、Uターンでは19名、Iターンを含めると25名となっております。

そのほかの制度では、U・I・Jターンの支援制度として、新年度から県が実施の検討をしておりますU・I・Jターン就業・創業・移住支援事業という制度がございまして。これは、県内市町村も参画し、県が主体となり実施する地方創生推進交付金事業でございまして。

実施については、新年度、国から採択がされますと、具体的に実施されることとなりますので、当村でも参画を予定しておりますので、今後状況を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） やっぱり転出、学生、大学に行かれる関係等もあって、転出をしているというような考え方も捉えられますが、大体19歳から25歳において、30%の方が転出しているという現状下の中で、やっぱり、改めてですけれども、若者というものは、今後やっぱり朝日村を担っていくという部分については、非常に貴重な希望というふうに考えているわけではありますが、そこで今、課長のほうから、農業支援者に対して補助金、就農者、親元就農者ということで、補助金が出ているということをお願いしたわけなんですけれども、例えば、農業に就農する方にとってみれば、補助金という恩恵は受けられると思うんですけれども、例えば村内に就職した方、例えば、たくさん企業あると思うんですけれども、そういった方に対しての配慮というのを、もう少し検討できないのかなというところはございます。

一つ、例なんですけれども、去る10月18日ですよね、全国朝日会友好親善村ということで、当朝日村が、朝日町、それから朝日町、そういった全国の「朝日」つながりで調印を結んだところ、結んだわけでありましてけれども、その中で、山形県の朝日町さんで既に、若者につ

いて、補助金を出しているということがございます。それをちょっと発表させていただきながら、またお考えをお尋ねしたいと思っておりますが。

朝日町では、新規学卒・Iターン・Uターン・Jターン就業者激励金、こういった施策を行っております。朝日町の企業、また農業、それから自営業を営む者に正規に就業した者、また、学校を卒業した者で、おおむね1年以内に地元就職をした方に対しては、激励金ということで、一律3万円を支給しているという制度を使っております。

当然、朝日町、朝日村、規模も違えば、財政も違うということで、一概にこの施策がいいということではございませんが、こういったことをもう少し検討してもらえないのかなというところはございます。

本来であれば、理事者であります中村村長にも、お気持ちというのを聞きたかったところがございますが、今期をもって勇退されるということで、この質問は控えさせていただこうと思いますが、今後は、また新しい村長が生まれたときに、もしこの朝日町のような施策を考えて、それが本当に朝日村にとっていいということであれば、ぜひ次の理事者にこういったことを、今から事務局案でもんでほしいなという思いがございます。

それについて、担当課のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清沢正毅君） 当局の答弁を求めます。

上條産業振興課長。

〔産業振興課長 上條靖尚君登壇〕

○産業振興課長（上條靖尚君） 就業関係ということもありますので、私のほうからお答えさせていただきますが、先ほども申したように、先ほどの県の事業については、農業関係でなくて、村内も含めた、就業に該当する制度に合った方が申請していただける支援制度になっておりますので、またその辺をお使いいただければと思いますが、村の今後につきましては、先ほど山形県の朝日町の紹介もしていただきましたが、その辺については、事務レベルでは確認をさせていただく中で、この施策について、今後の施策については、新しい理事者の中で、また検討がされると思っておりますので、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清沢正毅君） 北村議員、再質問はございますか。

北村議員。

〔7番 北村直樹君登壇〕

○7番（北村直樹君） 前向きな回答、ありがとうございます。

このことについて、前向きに検討していただくということが、若者にとっても希望であり、さらに、朝日村に定住、それから、また戻ってくる一つの人口増加対策につながるのではないかと私は思っておりますので、ぜひご検討していただきたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） これで、北村直樹議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。大変ご苦労さまでございました。

◎散会の宣告

○議長（清沢正毅君） 本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 3時56分

地方自治法第123条の規定により署名する。

年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成31年朝日村議会3月定例会 第3日

議事日程(第3号)

平成31年3月20日(水) 午前9時開議

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 常任委員長の報告
- 第4 常任委員長報告の質疑、討論、採決
- 第5 議案第1号から議案第22号までの質疑、討論、採決
(追加付議事件)
- 第6 議案第23号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第7 発議第1号 全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書について
- 第8 発議第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書について
- 第9 発議第3号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書について
- 第10 議案提案説明
- 第11 議案内容説明
- 第12 議案第23号及び発議第1号から発議第3号までの質疑、討論、採決
- 第13 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員(8名)

1番	高橋 廣美 君	3番	上條 俊策 君
5番	齊藤 勝則 君	6番	上條 昭三 君
7番	北村 直樹 君	9番	塩原 智恵美 君
10番	林 邦宏 君	11番	清沢 正毅 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	中村武雄君	教育長	二茅芳郎君
会計管理者兼 総務課長	上條晴彦君	住民福祉課長	上條文枝君
住民福祉課 健康づくり 担当課長	原貞子君	建設環境課長	塩原康視君
産業振興課長	上條靖尚君	会計課長	林さとみ君
教育次長	清沢光寿君		

事務局職員出席者

議会事務局長 高山義教君

開議 午前 9時09分

◎開議の宣告

○議長（清沢正毅君） それでは、3月定例会を開催いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しております。

よって、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（清沢正毅君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（清沢正毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

5番 齊藤勝則 議員

6番 上條昭三 議員

を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果が別紙のとおり報告されております。

また、報道関係者から取材の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

◎常任委員長の報告

○議長（清沢正毅君） 日程第3、常任委員長の報告を求めます。

塩原総務産業常任委員会委員長。

〔総務産業常任委員長 塩原知恵美君登壇〕

○総務産業常任委員長（塩原智恵美君） では、ご報告申し上げます。

本委員会に付託された陳情3件を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告します。

委員会は3月13日開催し、慎重に審議した結果、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書、陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書、陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書、これら1から3の陳情書はいずれも採択としました。

審査の主な経緯を説明します。

陳情第1号については、全国知事会が設置した米軍基地に関する研究会が、平成30年7月21日にまとめた提言書の内容を確認したところ、趣旨は次のとおりです。

地方自治の根幹を守ること、また、日米地位協定を抜本的に見直すこととしており、これらの妥当性を認め、採択としました。

陳情第2号は、奥山等の人工林について、天然林に戻すことは平成31年度より国から交付される予定の森林環境譲与税の使用目的に合致していること、また、当村においても山の保水力向上や災害に強い森づくり、また、野生動物の餌場復元のため、人工林の整備の必要性を認め採択としました。

陳情第3号は、昨年6月議会で採択した経緯があること、また、陳情団体の説明員から労働者の現状について説明を受け、地域経済再生のためには地域間格差是正と最低賃金1,000円以上の引き上げが必要であると同時に、中小企業への人件費直接支払いなど、支援策を拡充する必要があると認め、採択としました。

なお、意見書を関係機関に送るための議案を本日提出したいと思います。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第4、これから常任委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第3号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎議案第1号から議案第22号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第5、議案第1号から議案第22号までの質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 朝日村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 朝日村下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 朝日村村営水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 朝日村下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 朝日村国民健康保険高額医療費資金貸付条例の廃止についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 村道路線の認定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 ゲストハウスの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成30年度朝日村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成30年度朝日村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成30年度朝日村介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成30年度朝日村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成30年度朝日村簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成30年度朝日村下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 平成30年度あさひプライムスキー場事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立多数です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成31年度朝日村一般会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成31年度朝日村国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成31年度朝日村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成31年度朝日村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成31年度あさひプライムスキー場事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 平成31年度朝日村簡易水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 平成31年度朝日村下水道事業会計予算についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎追加議案 議案第23号及び発議第1号から発議第3号までの上程

○議長（清沢正毅君） 日程第6、議案第23号及び発議第1号から発議第3号までの議案を一括上程いたします。

提出されました議案は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案提案説明

○議長（清沢正毅君） 日程第10、ただいま提出されました議案第23号についての提案理由の説明を求めます。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） ただいま上程されました追加議案につきまして、ご説明を申し上げます。

本日提案いたしました案件は、人事案件1件でございます。

議案第23号、教育長の選任につきまして、平成28年4月1日から務めていただきました二茅教育長がこの3月31日をもって退任するため、新教育長に、松本市寿豊丘出身の百瀬司郎氏、年齢66歳でございますが、を任命するものでございます。百瀬司郎氏は、昭和51年に教職につかれ、以後、義務教育の小・中学校で教鞭をとられ、伊那教育事務所、県教育委員会の指導主事等を初め、中信教育事務所で教育課長を歴任され、松本市立旭町中学校長で定年退職をされました。その後は、信州大学の特任教授、塩尻市の県総合教育センター教育指導専門員、松本市筑摩の児童センター館長として活躍をされております。

新教育長の任期につきましては、法に基づきまして来る4月1日から平成34年3月までの3年間でございます。

ただいま上程いたしました議案についてご説明を申し上げましたが、担当課長より補足説

明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（清沢正毅君） お諮りいたします。発議第1号から発議第3号までの議案提案説明につきましても、先ほどの委員長報告で説明が尽くされていると思いますので、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号から発議第3号までの議案につきましても、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

◎議案内容説明

○議長（清沢正毅君） 日程第11、議案内容説明を求めます。

お諮りいたします。議案内容説明は、全員協議会において行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、議案内容説明は本会議を閉じ、全員協議会で行いますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時46分

○議長（清沢正毅君） それでは、本会議を再開いたします。

◎議案第23号及び発議第1号から発議第3号までの質疑、討論、採決

○議長（清沢正毅君） 日程第12、議案第23号及び発議第1号から発議第3号までについて、質疑、討論、採決を行います。

議案第23号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

百瀬司郎氏の教育長任命につき、同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、百瀬司郎氏の教育長任命につき同意することに決定いたしました。

次に、発議第1号から発議第3号までについて、質疑、討論、採決を行います。

初めに、発議第1号 全国知事会の「米軍基地に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める意見書を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号 地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書を議題といたします。

本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（清沢正毅君） お座りください。起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（清沢正毅君） 日程第13、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長、総務産業常任委員長及び社会文教常任委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に対することにご

異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（清沢正毅君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定いたしました。

以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

◎退職者挨拶

○議長（清沢正毅君） ここで、来る3月31日付で退任される二茅芳郎教育長から挨拶をしたい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

二茅教育長。

〔教育長 二茅芳郎君登壇〕

○教育長（二茅芳郎君） 議会中、退任挨拶の時間をいただき、感謝申し上げます。

先ほど村長からお話があったとおりであります。このたび、年度末の任期満了をもち、退任いたします。任期中は定例議会などで議員の皆さん方と仕事ことができましたこと、今まで経験してきた教員の世界にはない貴重な体験の連続であったと感じております。

任期中は大きな事故もなく、任務を遂行することができました。これもひとえに中村村長初め、教育委員会事務局や教育委員の皆様、役場職員の献身的な業務、村民の皆様のご協力のたまものと感謝しております。

また、ご理解並びにご協力をいただく中で、特に小学校では来年度から始まる新学習指導要領の完全実施、それから諸課題などに対し、不十分ではありますが、ある程度の方向づけができたかと思っております。さらに幼児教育におきましては未就園児から英語遊びを行い、異文化体験の取り組みを通し、小学校へつなげることができていると思います。

社会教育では、関係者並びに関係団体の皆様のご協力により、年間計画どおりの授業が実施できました。重ねて感謝申し上げます。

議会の皆様、特に議長さんとは中華人民共和国、四川省成都市への視察、新庁舎の落成、開村130周年記念事業など、幾つもの大きなイベントに立ち会うことができました。どれをとりにしても、したいと思ってもできないすばらしい経験だったというふうに感じておりま

す。これら全て、教育長にご指名いただきました中村村長のおかげと、また、村民の皆様の支援のたまものと、重ねて感謝しておるところでございます。まことにありがとうございました。

結びになりますが、朝日村と朝日村村民の皆様方、関係各位の今後のご多幸、ご健勝並びにご発展をご祈念申し上げ、まことに粗辞ではありますが、退任の挨拶といたします。

3年間ありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） 続いて、同じく職員で、来る3月31日付で退職される林さとみ会計課長から挨拶をしたい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

林会計課長。

〔会計課長 林さとみ君登壇〕

○会計課長（林さとみ君） 議長の配慮によりまして貴重な時間をいただきましたので、退職に当たりまして一言ご挨拶させていただきます。

私は昭和54年に朝日村職員として採用され、以降40年間の長きにわたり務めさせていただきました。微力な私が今日まで職責を全うできましたことは、議員の皆様を初め、歴代の理事者の方々、諸先輩の方々、職員の皆様、そして村民の皆様の温かいご指導、ご協力のたまものと感謝申し上げます。この場をおかりしまして、心より御礼申し上げます。

この40年を振り返りまして、私は主に教育委員会、朝日村有線テレビ、住民福祉等の仕事をさせていただきました。人と触れ合うことが多い仕事が多く、この間赤ちゃんから高齢者まで、本当に幅広い大勢の方と交流をさせていただき、多くのことを学ばせていただきました。一つ一つの触れ合いが私の糧となり、支えとなり、今日を迎えることができました。

中村村長からは平成26年教育委員会の次長に、平成27年からは会計課長として重責を担わせていただきました。会計課長として百年の計の庁舎建設資金の運用に携わることができましたことは一生忘れることはできません。公金の管理、運用に当たりましては、安全性、流動性、効率性に配慮し、万全の対策を講じて努力してまいりました。おかげさまで無事引き継ぐことができます。

今後はお世話になりました朝日村のために、微力ではございますが少しでもお役に立てればと考えております。

最後になりますが、朝日村のますますのご発展と議長初めご列席の議員の皆様方のご健勝とご活躍をご祈念申し上げて、退職の挨拶とさせていただきます。

長い間、まことにありがとうございました。

○議長（清沢正毅君） 同じく、3月31日付で退職される原 貞子住民福祉課健康づくり担当課長からご挨拶をしたい旨申し出がありましたので、これを許可いたします。

原住民福祉課健康づくり担当課長。

〔住民福祉課健康づくり担当課長 原 貞子君登壇〕

○住民福祉課健康づくり担当課長（原 貞子君） 貴重なお時間をいただきまして、まことにありがとうございます。

退職に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

私、歯科衛生士として昭和61年国保歯科診療所に勤めさせていただき、診療所閉鎖に伴い平成2年より役場職員として30年余り勤めさせていただきました。

ふなれな私が今日まで勤めることができたのは、議員の皆様を初め、中村村長、歴代の理事者の方々、多くの先輩の皆様、職員の皆さん、そして村民の皆様のご支援、ご指導があったからと心より感謝を申し上げます。

在職中は、年金、戸籍、国保の係、教育委員会、農業委員会など多岐にわたる仕事をさせていただきました。この間多くの村民の皆様と接し、さまざまな経験を積み重ねることができました。特に戸籍のコンピューター化の仕事に携わり、縦の文章化された戸籍から、簡素化された項目の戸籍となり、大変わかりやすい戸籍になったと村民の皆様からも喜んでいただけ、忘れることのできない仕事となりました。

平成28年度からは健康づくり担当課長といたしまして重責を担わせていただきました。昭和39年より他市町村に先駆け取り組んでまいりました健康村推進事業に努めさせていただき、健診率も徐々に上がり、村民の皆様の健康づくりに少しですが貢献できましたことは大変うれしく思っております。

今後は村民の皆様のために、微力ではございますがお役に立てればと思っております。

最後に、朝日村のますますの発展、そして、議員の皆様のご健勝、ご活躍をお祈り申し上げます。退職のご挨拶とさせていただきます。

まことにありがとうございました。

◎村長挨拶

○議長（清沢正毅君） ここで、中村村長から挨拶したい旨申し出がありましたので、許可を

いたします。

中村村長。

〔村長 中村武雄君登壇〕

○村長（中村武雄君） 発言の機会をいただきましたので、閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月5日に開会されました今期定例会は、本日をもちまして閉会となりますが、この間16日間に及ぶ会期中、議員の皆様には熱心にご審議をいただき、それぞれ原案どおり決定をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

これら決定をいただきました案件につきましては、遺憾のないよう執行してまいる所存でございます。

さて、今定例会開会の提案説明で申し上げましたが、私が村民の皆様から負託をいただきました3期12年の任期は、余すところ40日余りとなりました。私としましては、任期満了となります4月いっぱい、一日たりとも村政の停滞を招くことのないよう任務を遂行してまいる所存でございます。

また、先ほど議会の同意をいただきました新教育長の百瀬司郎氏におかれましては、教育委員会制度の改正に伴います朝日村では2代目の教育長として、現代の教育環境、社会環境及び家庭環境の変化に伴います教育行政の課題につきまして、豊富な教育経験を生かされ、未来のある幼児・児童・生徒のための健全育成を初め、村の社会教育の分野を含め、持てる力を発揮されますよう期待をいたすものでございます。

議員の皆さんには、今期で退任される皆さんには、今までのご尽力にご慰労を申し上げ、再選に向けて取り組まれる方には晴れのご当選をご祈念申し上げます。なお、今会期中に辞職をされました小林議員におかれましては、初志貫徹を果たされますよう期待をするところでございます。

そこで、ただいまは議会のご配慮をいただき、教育長及び退職職員の挨拶の機会をいただきました。二茅教育長におかれましては任期による退任を、林会計課長及び原住民福祉課課長につきましてはこの3月末をもって定年退職を迎えました。ただいまそれぞれ3人の思いのこもったお別れの言葉に感銘をいたしたところでございます。二茅教育長におかれましては、教育委員会制度の改正に伴い新制度のもとで平成28年から1期3年間、教育委員会の責任者として教育委員会を統率し、子育て支援の充実を図った教育行政に多大な貢献をされました。このたび、一身上の都合によりこの地を離れた生活とのことでございます。林会計課

長におかれましては、先ほども話がありました昭和54年以来、約40年という長きにわたり、また、原住民福祉課課長につきましては、昭和61年以来、33年余にわたり勤務をされました。

このたび、本年度をもって退任、退職される3人の皆さんには、それぞれの職務を全うされ、村民のため、村政発展のためにご尽力いただきましたことに、この場をおかりして心から敬意と感謝を申し上げるものでございます。皆さんには仕事の性質上、それぞれのご家庭において話すことのできないことも多く、長年にわたりさぞかしご家族の皆様にはご迷惑をおかけしたと存じます。今後は皆様を支えていただいたご家庭の皆様のご慰労を含め、健康にご留意をいただき、今以上の潤いのある生活を願うものでございます。

終わりに当たりまして、議員を初め村民の皆様には、時節柄ご自愛をいただきますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（清沢正毅君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上で、平成31年朝日村議会3月定例会を閉会といたします。

また、現議会議員体制での定例議会も本定例会で最後となります。

4年間、大変お疲れさまでございました。

以上で解散いたします。

閉会 午前10時08分

地方自治法第123条の規定により署名する。

年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員